

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0001	1	風水害に強い東京を目指して	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提	-	-	○ また、百年に一度、二百年に一度という大雨があった場合、	○ また、想定し得る最大規模の降雨があった場合、
0002	1	風水害に強い東京を目指して	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提	-	-	○ 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、高齢者、障害者等要配慮者や女性の視点を踏まえた対応が必ずしも十分でなかったとの指摘があったことを受け、国においても、防災基本計画の見直し及び災害対策基本法の改正が行われており、都としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。	○ 防災対策については、都、区市町村や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要である。平成27年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。都としても、西日本で最大な被害を生じた平成30年7月豪雨等の被害を受け、「防災事業の緊急総点検」を実施、また、令和元年の台風第15号及び第19号等の被害を受け、「大規模風水害検証会議」を設置し、風水害対策について検証しており、こうした動向を踏まえて、計画を策定した。
0003	1	風水害に強い東京を目指して	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提			○ 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。	○ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。
0004	1	風水害に強い東京を目指して	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提	-	-	(新規)	○ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生等を契機に、避難所における感染症対策を推進していく。
0005	1	風水害に強い東京を目指して	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提	-	-	(新規)	○ 避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえて、計画を策定した。災害対策基本法の改正等が成立し、避難情報等の表現が異なる場合は、法の表現に読み替えるものとする。 また、法が改正されるまでの間については、現行法に基づき対応する。
0006	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	1	地勢	2	丘陵地	磯層	れき層
0007	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	3	人口・産業	1	人口	○ 平成22年国勢調査による東京都の人口は、1,315万9,388人となり、前回平成17年の1,257万6,611人に比べ、58万2,777人(4.6%)の増加となっている。	○ 平成27年国勢調査による東京都の人口は、1,351万5,271人となり、前回平成22年の1,315万9,417人に比べ、35万5,854人(2.7%)の増加となっている。
0008	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	3	人口・産業	1	人口	○ 人口を地域別にみると、区部は、894万5,695人で平成17年に比べ45万6,042人(5.4%)増加し、総人口に占める区部の割合は68.0%である。また、平成17年からの人口増加数の78.3%が区部における増加となっている。多摩市町村の人口は、418万5,878人で平成17年に比べ127万6,664人(3.1%)増加している。島しょの人口は、2万7,815人で平成17年に比べ929人(3.2%)の減少となっている。	○ 人口を地域別にみると、区部は、927万2,740人で平成22年に比べ32万7,045人(3.7%)増加し、総人口に占める区部の割合は68.6%である。また、平成22年からの人口増加数の91.9%が区部における増加となっている。多摩市町村の人口は、421万6,040人で平成22年に比べ3万133人(0.7%)増加している。島しょの人口は、2万6,491人で平成22年に比べ1,324人(4.8%)の減少となっている。
0009	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	1	人口	○ 年齢別人口では、年少人口(0～14歳)は147万7,371人(11.4%)、生産年齢人口(15～64歳)は885万225人(68.2%)、老年人口(65歳以上)は264万2,231人(20.4%)となっている。平成17年と比べると、年少人口が5万2,704人(3.7%)、生産年齢人口は15万4,633人(1.8%)の増加となり、老年人口は34万6,704人(15.1%)と大幅に増加している。	○ 年齢別人口では、年少人口(0～14歳)は151万8,130人(11.5%)、生産年齢人口(15～64歳)は873万4,155人(65.9%)、老年人口(65歳以上)は300万5,516人(22.7%)となっている。平成22年と比べると、年少人口が4万759人(2.8%)増加し、生産年齢人口は11万6,070人(1.3%)の減少となり、老年人口は36万3,285人(13.8%)と大幅に増加している。
0010	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	1	人口	○ 都内に在住する外国人は、31万8,829人で、平成17年の24万8,363人と比べ、7万466人(28.4%)増加しており、総人口に占める割合は2.4%と平成17年に比べ0.4ポイント上回っている。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順で多く、これらの国籍が外国人全体の60.8%を占めている。	○ 都内に在住する外国人は、37万8,564人で、平成22年の31万8,829人と比べ、5万9,735人(18.7%)増加しており、総人口に占める割合は2.8%と平成22年に比べ0.4ポイント上回っている。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順で多く、これらの国籍が外国人全体の61.1%を占めている。
0011	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	2	産業・観光	○ 平成24年の東京都の事業所数は62万7,357事業所、従業者数は865万5,267人となっている。	○ 平成28年の東京都の事業所数は68万5,615事業所、従業者数は900万5,511人となっている。
0012	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	2	産業・観光	○ 従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の75.6%を占めている。	○ 従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の74.0%を占めている。
0013	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	2	産業・観光	○ 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業24.6%、宿泊業、飲食サービス業14.2%、不動産業、物品賃貸業9.4%である。	○ 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業24.2%、宿泊業、飲食サービス業14.3%、不動産業、物品賃貸業9.0%である。
0014	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	2	産業・観光	○ 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が32.9%で最も高く、次いで学術研究、専門・技術サービス業が18.7%、不動産業、物品賃貸業が15.4%となっている。	○ 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が34.5%で最も高く、次いで学術研究、専門・技術サービス業が18.4%、不動産業、物品賃貸業が15.8%となっている。
0015	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	2	産業・観光	○ 情報通信業の従業者数は東京都が全国の48.4%を占めている。	○ 情報通信業の従業者数は東京都が全国の51.7%を占めている。
0016	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	2	産業・観光	○ 資本金階級別では、資本金3,000万円未満の会社企業が全体の82.7%を占めている(以上、平成24年「経済センサス-活動調査」)。	○ 資本金階級別では、資本金3,000万円未満の会社企業が全体の81.5%を占めている(以上、平成28年「経済センサス-活動調査」)。
0017	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	1	東京の概況	2	人口・産業	2	産業・観光	○ 平成25年に東京を訪れた観光客数(推計値)は512,639千人(対前年比8.0%増)で、そのうち国内旅行者は505,827千人(同7.8%増)、海外からの旅行者は6,812千人(同22.5%増)である(以上、平成25年「東京都観光客数等実態調査」)。	○ 平成30年に東京を訪れた観光客数(推計値)は550,738千人(対前年比2.5%増)で、そのうち国内旅行者は536,496千人(同2.5%増)、海外からの旅行者は14,243千人(同3.4%増)である(以上、平成30年「東京都観光客数等実態調査」)。
0018	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	2	気象の概況	2	伊豆諸島及び小笠原諸島	2	伊豆諸島南部(八丈・三宅支庁管内)	○ この地方は、雨天日数・降水量とも多く、八丈島では半年の1mm以上の雨の	○ この地方は、雨天日数・降水量とも多く、八丈島では1mm以上の雨の

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0019	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	3	風水害の概況	-	-	-	-	○ 東京都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間で（平成15年度～平成24年度）で台風性による降雨で6回、集中豪雨等によるもので25回となり、年に3、4回の頻度となっている。これに平成25年度の大島町の土砂災害も含め、これまでの風水害の状況は以下のとおりである。	○ 東京都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間で（平成21年度～平成30年度）で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので25回となり、年に3、4回の頻度となっている。これまでの主な風水害の状況は以下のとおりである。
0020	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	3	風水害の概況	-	-	3	集中豪雨による被害	(新規)	○ 令和元年9月7日から9日にかけて、台風第15号の接近に伴い、神津島村で最大風速43.4m/sの猛烈な風を観測し、大島町では1時間に最大89.5mmの猛烈な雨を観測した。強風等により、都内では伊豆諸島北部を中心に多くの建物被害が発生したほか、停電や断水等ライフラインにも大きな影響を及ぼした。台風による被害を受け、都は大島町へ災害救助法の適用を決定した。
0021	1	風水害に強い東京を目指して	2	東京の概況と災害	3	風水害の概況	-	-	3	集中豪雨による被害	(新規)	○ 令和元年10月12日から13日未明にかけて、台風第19号の接近に伴い、24時間雨量で最大627mmを観測した檜原村など、都内25の区市町村に大雨特別警報が発表された。都は12日に災害対策本部を設置し、災害対応にあたった。大雨による河川の氾濫や土砂災害等、台風の影響により、死者1名、負傷者10名のほか、2,000棟を超える建物被害が発生し、河川の増水により道路が削られ、日の出町、奥多摩町で一時的に孤立地域が発生した。都は28の区市町村へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。
0022	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	1	河川	1	中小河川の整備	-	-	○ 隅田川以西の区部山の手及び多摩地区の神田川、渋谷川・古川、野川、空堀川などの中小河川の流域では、都市化の進展に伴う保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、河川の能力不足による溢水や内水氾濫による被害が発生している。 そのため、都は、市街化区域で改修を必要とする46河川、324kmについて、1時間50mmの降雨に対応できるよう河道整備を進めるとともに、洪水の一部を貯留する調節池の設置などを進め、水害の早期軽減に努めている。	○ 隅田川以西の区部山の手及び多摩地区の神田川、渋谷川・古川、野川、空堀川などの中小河川の流域では、都市化の進展に伴う保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、河川の流下能力を上回る雨の流入により浸水被害が発生している。 ○ そのため、都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等の河道整備を進めるとともに、洪水の一部を貯留する調節池の整備などを進め、水害の早期軽減に努めている。
0023	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	1	河川	1	中小河川の整備	-	-	○ また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、総合的な治水対策を推進している。	○ また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、区市町村等とも連携し、総合的な治水対策を推進している。
0024	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	1	河川	1	中小河川の整備	-	-	○ さらに、近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、学識経験者等による委員会より提言を受け、平成24年11月に「中小河川における部の整備方針～今後の治水対策～」をとりまとめた。 ○ 本方針では、目標整備水準を時間50mm降雨から引き上げ、区部では時間最大75mm降雨、多摩部では時間最大65mm降雨とし、優先度を考慮して流域ごとに対策を進めることとした。時間50mm降雨を超える部分の対策は調節池による対応を基本とし、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていく。	○ 近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、目標整備水準を時間50mm降雨から、地域の降雨特性を踏まえて、区部では時間最大75mm降雨、多摩部では時間最大65mm降雨（いずれも年超過確率1/20で等しい）に引き上げた。 ○ 整備にあたっては、東京都暴雨対策基本方針に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間50mmまでは河道で、それを超える部分は新たな調節池等で対応することを基本としている。 ○ 河道整備に加え、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていく。
0025	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	1	河川	2	低地河川の整備	1	高潮防御施設の整備	○ 昭和34年9月に名古屋地方を襲った伊勢湾台風による我が国史上最大規模の高潮がもたらした甚大な被害を契機に、同台風級の高潮（最大A.P.+5.1m）に対処できるよう計画を改正し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備してきた。	○ 昭和34年9月に名古屋地方を襲った伊勢湾台風による我が国史上最大規模の高潮がもたらした甚大な被害を契機に、同台風級の高潮（最大A.P.+5.1m）に対処できるよう計画を改定し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備してきた。
0026	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	1	河川	2	低地河川の整備	2	江東内部河川の整備	○ 荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東デルタ地帯は、内部を河川が縦横に走っているとともに、地盤沈下によって特に地盤の低い地域である。そのため、護岸を嵩（かさ）上げてきたこの地域では、安全性を高めるために高潮防御水門等の整備を進めるとともに、特に干潮面より地盤が低くなっている東側地域での水位低下を実施している。 ○ 大地震に伴う地域内の護岸損傷による浸水被害から守るため、江東内部河川整備事業として河道整備や耐震・耐水対策を実施している。	○ 荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東デルタ地帯は、防潮堤や水門など高潮防御施設が整備され、高潮などに対する安全性を確保してきたが、地域内を縦横に流れる内部河川の護岸は、地盤沈下に伴う度重なる嵩（かさ）上げの結果、大地震に対して極めて危険な状態となった。 ○ そこで、地震による護岸損傷に起因する水害を防ぐため、昭和46年より江東内部河川整備事業を進め、江東デルタ地帯を、周辺の地盤高や河川利用の面から概ね東西を二分し、それぞれに適した方式で整備を進めている。 ○ 具体的には、地盤が特に低い東側地域の河川については、水門等で周囲を締め切り、平常水位を人工的に周囲の地盤高程度まで低下させた上で、護岸や河道を整備する水位低下方式を採用している。地盤が比較的高い西側地域の河川については、在来護岸の耐震性を向上させる耐震護岸方式により整備を進めている。
0027	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	1	河川	4	河川施設の地震対策	-	-	○ 当該整備計画の計画期間は平成24～平成33年度の10年間であり、東京都防災会議が示したM8.2の海溝型地震等、最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とする。	○ 当該整備計画の計画期間は平成24～令和3年度の10年間であり、東京都防災会議が示したM8.2の海溝型地震等、最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とする。
0028	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	2	東京港（海岸保全施設）	-	-	-	-	○ この方針に基づき、同年12月に、平成24年度～33年度の10か年の「東京港海岸保全施設整備計画」を策定し、東京都防災会議が示した最大級の地震が発生した場合でも津波による浸水を防ぐよう耐震対策を実施するとともに、水門・排水機場の電気・機械設備の耐水対策等を実施している。	○ この方針に基づき、同年12月に、平成24年度～令和3年度の10か年の「東京港海岸保全施設整備計画」を策定し、東京都防災会議が示した最大級の地震が発生した場合でも津波による浸水を防ぐよう耐震対策を実施するとともに、水門・排水機場の電気・機械設備の耐水対策等を実施している。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0029	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	3	下水道	1	区部の下水道	-	-	○ この方針に基づき、同年12月に「下水道施設の地震・津波対策整備計画」を策定した。この計画に沿って、水再生センター及びポンプ所について、想定される最大級の地震動に対する耐震化や、東京都防災会議が示した最大津波高さに対して電気設備などへ浸水を防ぐ耐水化、下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化を実施し、平成31年度までにおおむね完了させる。	○ この方針に基づき、同年12月に「下水道施設の地震・津波対策整備計画」を策定した。この計画に沿って、水再生センター及びポンプ所について、想定される最大級の地震動に対する耐震化や、東京都防災会議が示した最大津波高さに対して電気設備などへ浸水を防ぐ耐水化、下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化を実施し、平成28年度までにおおむね完了させた。
0030	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	3	下水道	2	多摩地域の下水道	-	-	○ 多摩地区の下水道計画は、	○ 多摩地域の下水道計画は、
0031	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	3	下水道	2	多摩地域の下水道	-	-	○ 多摩地区の下水道普及率は、平成24年度末現在99%であり100%達成まであとわずかととなっている。	○ 多摩地域の下水道普及率は、令和元年度末現在99%となっている。
0032	1	風水害に強い東京を目指して	3	河川、港湾及び下水道等の整備概要	3	下水道	2	多摩地域の下水道	-	-	このうち、浸水被害が多くかつ緊急性の高い地域について、流域下水道による広域的な雨水幹線の整備を進め、平成23年度末に完了させた。	このうち、浸水被害が多くかつ緊急性の高い地域について、流域下水道による広域的な雨水幹線の整備を進めている。
0033	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	1	都	-	-	-	-	4 自衛隊等への派遣要請に関すること。	4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
0034	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	1	都	-	-	-	-	5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。	5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
0035	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	1	都	-	-	-	-	(新規)	12 外出者の支援に関すること。
0036	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	1	都	-	-	-	-	12、13、14・・・22	13、14、15・・・23
0037	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	1	都	-	-	-	-	(新規)	24 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること。
0038	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	2	区市町村	-	-	-	-	5 避難の勧告等及び誘導に関すること。	5 避難の指示等及び誘導に関すること。
0039	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	2	区市町村	-	-	-	-	(新規)	8 外出者の支援に関すること。
0040	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	2	区市町村	-	-	-	-	9、10、11・・・18	10、11、12・・・19
0041	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	(関東財務局) 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。	(関東財務局) 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
0042	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	(関東農政局) 1 農地、農業用施設に係る防災ダム、ため池等整備、湛水防除対策、地すべり対策、農地保全対策、地盤沈下対策、水質障害対策、海岸の保全事業に関すること。 2 ダム、堤防、排水機等農地保全施設又は農業水利施設の防災管理に関すること。 3 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び災害・病虫害の防除に関すること。 4 野菜、乳製品等の食料品、種もみ等、その他の災害復旧用資材の供給に関すること。 5 土地改良機械及び技術者の把握及び緊急動員に関すること。 6 国が行う農地・農業用施設等に対する災害復旧事業の実施及び都又は団体が行う災害復旧事業の指導又は助成に関すること。 7 被災農林漁業者に貸付けられる資金の融通に関すること。 8 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。	(関東農政局) 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2 応急用食料・物資の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10 被害農業者に対する金融対策に関すること
0043	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	関東農政局 東京地域センター	(削除)
0044	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	(関東運輸局) 2 災害時における輸送用船舶のあっ旋に関すること。	(関東運輸局) 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。
0045	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	(新規)	関東地方測量部 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0046	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (下田海上保安部) (横浜海上保安部)	第三管区海上保安本部 (削除) (削除) (削除)
0047	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	東京管区气象台 (気象庁)	東京管区气象台 (削除)
0048	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	(東京管区气象台) 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。	(東京管区气象台) (削除)
0049	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や区市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。	5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や区市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 6 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
0050	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	(関東総合通信局) 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（ <u>臨機の措置</u> ）に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。	(関東総合通信局) 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）の派遣に関すること。 3 災害対策用移動通信器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（ <u>臨機の措置</u> ）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
0051	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	(新規)	(<u>関東地方環境事務所</u>) 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
0052	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関	-	-	-	-	(新規)	(<u>北関東防衛局</u>) 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。
0053	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関	-	-	-	-	(日本郵便) (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	(日本郵便) (削除)
0054	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関	-	-	-	-	(NTT東日本) 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。	(NTT東日本) 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。
0055	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関	-	-	-	-	(NTTドコモ) 1 携帯電話等の移动通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。	(NTTドコモ) 1 携帯電話等の移动通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0056	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関	-	-	-	-	(日赤東京都支部) 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保、供給に関する事。 5 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事(原則として義援物資については受け付けない。) 6 災害救援品の支給に関する事。 7 日赤医療施設等の保全、運営に関する事。 8 外国人安否調査に関する事。 9 遺体の検案協力に関する事。 10 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。	(日赤東京都支部) 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液の確保、供給に関する事。 6 義援金の受付・配分及び募金に関する事(原則として義援物資については受け付けない。) 7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関する事。 8 災害救援品の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全、運営に関する事。 10 外国人安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
0057	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関	-	-	-	-	(東日本高速道路) (中日本高速道路) 2 災害時の輸送路の確保に関する事。	(東日本高速道路) (中日本高速道路) 2 災害時の緊急交通路の確保に関する事。
0058	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関	-	-	-	-	ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	ソフトバンク
0059	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関	-	-	-	-	(JR東日本) (JR東海) (新規)	(JR東日本) (JR東海) 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 4 計画運休に関する事。
0060	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関	-	-	-	-	東京電力	東京電力グループ
0061	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関	-	-	-	-	東武鉄道 東急電鉄 京成電鉄 京王電鉄 京急電鉄 西武鉄道 小田急電鉄 東京地下鉄 東京モノレール ゆりかもめ 北総鉄道 多摩都市モノレール 東京臨海高速鉄道 首都圏新都市鉄道 (新規)	東武鉄道 東急電鉄 京成電鉄 京王電鉄 京急電鉄 西武鉄道 小田急電鉄 東京地下鉄 東京モノレール ゆりかもめ 北総鉄道 多摩都市モノレール 東京臨海高速鉄道 首都圏新都市鉄道 4 計画運休に関する事。
0062	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関	-	-	-	-	(都トラック協会) (都庁輸送組合) 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。	(都トラック協会) (都庁輸送組合) 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送の協力に関する事。
0063	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関	-	-	-	-	(都医師会) (新規)	(都医師会) 3 遺体の検案の協力に関する事。
0064	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関	-	-	-	-	日経ラジオ社	ラジオNIKKEI
0065	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関	-	-	-	-	InterFM	InterFM897
0066	1	風水害に強い東京を目指して	4	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関	-	-	-	-	TBSラジオ&コミュニケーションズ	TBSラジオ

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0001	2	災害予防計画	1	水害予防対策	-	-	-	-	-	-	洪水対策(総合的な治水対策)、高潮対策、土石流対策、がけ崩れ対策、地すべり防止対策、浸水対策及び都市型水害対策等についてそれぞれの施策を推進している。	豪雨対策、高潮対策、土石流対策、がけ崩れ対策、地すべり防止対策等についてそれぞれの施策を推進している。
0002	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	-	-	-	-	第1節 洪水対策(総合的な治水対策)	第1節 豪雨対策
0003	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	-	-	-	-	○ 河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、時間60ミリの降雨まで浸水被害を解消を目標とした。	○ 河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、時間60ミリの降雨までは浸水被害を解消することを目標とした。
0004	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	-	-	-	-	○ 近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。	○ 近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。
0005	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の整備	-	-	2 河川改修	2 河川の整備
0006	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の整備	1	大河川の整備	(1) 大河川改修	(1) 大河川の整備
0007	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の改修	1	大河川の整備	(利根川) 利根川の派川である江戸川については、堤防の浸透対策として常磐自動車道 上流右岸の堤防強化事業を実施するとともに、下流部においては高規格堤防 事業を実施している。 中川については、中流部の弱小堤区間対策を実施中である。	(利根川) 利根川の派川である江戸川については、浸透に対する堤防の安全性が不足し ている常磐自動車道 上流右岸の堤防強化対策を実施するとともに、下流部 において高規格堤防整備を実施している。 中川については、無堤部や堤防高が不足している箇所を堤防新設及びかさ上 げを順次実施している。
0008	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の改修	1	大河川の整備	(荒川) 荒川について、荒川第一調節池下流の堤防は、中川との背割堤を除き概成し ており、堤防の浸透対策としての補強、下流部においては高規格堤防事業を 実施している。また、上流部は、支川改修とあわせ築堤工事を実施している。	(荒川) 荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸 透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋りょう架替 事業や高規格堤防整備を実施している。 また、上流部においては、支川の間開川で令和元年東日本台風被害を踏ま えた「入間川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。
0009	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の改修	1	大河川の整備	(多摩川) 多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとと もに、下流部においては高規格堤防事業を実施している。	(多摩川) 多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとと もに、下流部においては高規格堤防事業を実施している。 また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェ クト」を実施している。
0010	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の改修	1	大河川の整備	(鶴見川) 鶴見川については、昭和54年に総合治水対策特定河川に指定されており、流 下能力向上を図るための橋梁の改築、並びに多目的遊水地の建設促進、堤 防の浸透対策としての補強を実施している。	(鶴見川) 鶴見川については、流下能力向上を図るための河道掘削や堤防耐震対策を 実施している。
0011	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の改修	1	大河川の整備	(利根川水系) (1) 江戸川 堤防浸透による大規模氾濫対策として、常磐自動車道より上流の堤防強化を 促進するとともに、下流部においては超過洪水対策として高規格堤防整備、特 定構造物改築事業により行徳可動堰の改築を継続実施する。 (2) 中川 中川については、右岸未改修箇所の弱小堤対策を優先的に実施する。	(利根川水系) (1) 江戸川 堤防浸透対策として、常磐自動車道より上流の堤防強化対策を実施すると ともに、下流部において超過洪水対策として高規格堤防整備を継続実施す る。 (2) 中川 中川については、堤防の新設及びかさ上げを順次実施する。
0012	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の改修	1	大河川の整備	(荒川水系) 荒川について、荒川第一調節池下流の堤防は、中川との背割堤を除き概成し ており、堤防の浸透対策としての補強、下流部においては高規格堤防事業を 実施している。また、上流部は、支川改修とあわせ築堤工事を実施している。	(荒川水系) 荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸 透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋梁架替事 業や高規格堤防整備を実施している。 上流部においては、支川の間開川で「入間川緊急治水対策プロジェクト」に 基づく遊水池整備等を実施する。
0013	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の改修	1	大河川の整備	(多摩川水系) 本川については、無堤部の改修、堰の改築等の促進や水衝部対策を実施する とともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。 支川である浅川については、護岸等の整備を促進する。	(多摩川水系) 水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防 整備を実施する。 また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、滄水のあった無堤区間の 堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施する。
0014	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川の改修	1	大河川の整備	(鶴見川水系) 橋梁の架け替え及び堤防の浸透防止対策を実施する。	(鶴見川水系) 流下能力向上を図るための河道掘削や堤防耐震対策を実施する。
0015	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	○ 中小河川では、1時間50mmの降雨に対応できるよう、河川の整備を進 めており、護岸整備まで相当期間を要する中・上流域においては、洪水の一部 を貯留する調整池を設置し水害の早期解消に努めている。現在、妙正寺川、 神田川など25箇所（一部供用も含む）に調整池の設置を完了している。	(削除)
0016	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	○ 平成17年9月の集中豪雨時に大きな被害が生じた妙正寺川・善福寺川 流域において、河川激甚災害対策特別緊急事業により護岸や調節池取水施 設の整備等を平成17年度から平成21年度までの5か年計画で実施し、引き 続き護岸や妙正寺川鷺宮調節池、善福寺川調節池等の整備を進めている。	(削除)

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0017	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	○ 平成11年8月の集中豪雨や平成16年10月の台風第22号などにより浸水被害が発生している古川流域では、早期の浸水解消、又は減災を図るため、平成20年より古川調整池の整備を進めている。	(削除)
0018	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	○ さらに、近年1時間50mmを越える降雨に伴う水害が頻発していることを受け、目標整備水準を時間50mm降雨から引き上げ、区部では時間最大75mm降雨、多摩部では時間最大65mm降雨とし、優先度を考慮して流域ごとに対策を進めることとする都の整備方針をとりまとめた。	(削除)
0019	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	○ 時間50mm降雨を越える部分の対策は調節池による対応を基本とし、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施により、既往最大の狩野川台風規模の豪雨や時間100mmの降雨でも局地的かつ短時間の集中豪雨に対して安全を確保することを目指す。	(削除)
0020	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	(新規)	○ 都内46河川、324kmにおいて、川幅を広げたり(河道拡幅)、河床を掘り下げる(河床掘削)等の河道整備を進めてきており、引き続き時間50mmに対応する河道整備を推進する。
0021	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	<中小河川整備計画(河道整備)> 平成24年度末整備 区部 85.5km 多摩地区 164.0km 合計 249.5km 平成25年度以降整備 区部 21.5km 多摩地区 53.0km 合計 74.5km	<中小河川整備計画(河道整備)> 令和元年度末整備 区部 93.5km 多摩地域 166.9km 合計 260.4km 令和2年度以降整備 区部 13.5km 多摩地域 50.1km 合計 63.6km
0022	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	(新規)	○ 区部で1時間75mm、多摩で1時間65mmの降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
0023	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	(新規)	○ 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約560万m ³ の調節池や分水路の整備が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の8施設で整備を進めている。
0024	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	(新規)	<現在整備中の8施設(調節池等)の概要> 河川名:施設名称・貯留量(m ³)・着手年度 善福寺川:和田堀公園調節池・17,500・H28 神田川:下高井戸調節池・30,000・H28 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)・681,000・H28 石神井川 城北中央公園調節池(一期)・90,000・H28 野川:野川大沢調節池(規模拡大)・68,000・H28 境川:境川金森調節池・151,000・H29 境川:境川木曾東調節池・49,000・H29 谷沢川:谷沢川分水路・50m ³ /s(分水流量)・H30
0025	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	2	河川改修	2	中小河川の整備	(新規)	○ 更に、新たな調節池の事業化に向けた検討や環状七号線地下広域調節池の延伸等の検討を進めていく。
0026		災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	-	○ 各計画の内容及、各局における雨水の流出抑制の取組は、別表「豪雨対策計画概要一覧表」、「区部中小河川流域の総合的な治水対策暫定計画概要一覧表」、「都内の特定都市河川及び総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表」、「都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況」とおりである。「豪雨対策計画」は平成26年の東京都豪雨対策基本方針の改定に伴い、平成27年度以降、順次、見直しや新規策定を予定している。	○ 各計画の内容及、各局における雨水の流出抑制の取組は、別表「豪雨対策計画概要一覧表」、「区部中小河川流域の総合的な治水対策暫定計画概要一覧表」、「都内の特定都市河川及び総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表」、「都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況」とおりである。「豪雨対策計画」は平成26年の東京都豪雨対策基本方針の改定に伴い、平成27年度以降、順次、見直しや新規策定を予定している。平成30年3月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成31年3月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年11月に目黒川流域及び白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。
0027	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	河川名：神田川	河川名：神田川(改定)
0028	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	豪雨対策計画策定年月：平成21年3月	豪雨対策計画策定年月：平成30年3月
0029	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	目標年次： (当面)平成29年度 (長期)概ね30年後	目標年次： (当面)令和6年度 (長期)令和19年度
0030	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	現況の市街化率： 96.8%（平成17年）	現況の市街化率： 98.0%（平成22年）

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0031	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	整備目標： 長期の見通し（概ね30年後） ・ 時間60ミリ降雨までは浸水を解消 ・ 時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保	整備目標： 長期の見通し（おおむね30年後） ・ 時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保 ※改定した河川は、長期の見通しを整備目標とする。
0032	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（10年後の目標）： 千代田区 47,000㎡ 新宿区 223,000㎡ 文京区 180,000㎡ 中野区 172,000㎡ 杉並区 302,000㎡ 豊島区 66,000㎡ 武蔵野市 126,000㎡ その他 143,000㎡ 計 1,259,000㎡	流域対策（10年後の目標）： 千代田区 56,000㎡ 新宿区 251,000㎡ 文京区 196,000㎡ 中野区 192,000㎡ 杉並区 364,000㎡ 豊島区 81,000㎡ 武蔵野市 133,000㎡ その他 167,000㎡ 計 1,440,000㎡
0033	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	河川名：目黒川	河川名：目黒川(改定)
0034	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	豪雨対策計画策定年月：平成21年11月	豪雨対策計画策定年月：令和元年11月
0035	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	目標年次： (当座)平成29年度 (長期)概ね30年後	目標年次： (当座)令和6年度 (長期)令和19年度
0036		災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（対策基準）／対策基準： 600㎡/ha以上	流域対策（対策基準）／対策基準： 500㎡/ha以上
0037	2	災害予防計画		水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（10年後の目標）： 品川区 70,000㎡ 目黒区 83,000㎡ 世田谷区 227,000㎡ 三鷹市 26,000㎡ その他 10,000㎡ 計 415,000㎡	流域対策（10年後の目標）： 港区 1,000㎡ 品川区 73,000㎡ 目黒区 85,000㎡ 世田谷区 241,000㎡ 三鷹市 27,000㎡ 杉並区 10,000㎡ 計 437,000㎡
0038	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	河川名：石神井川	河川名：石神井川(改定)
0039	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	豪雨対策計画策定年月：平成21年11月	豪雨対策計画策定年月：平成30年3月
0040	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	目標年次： (当座)平成29年度 (長期)概ね30年後	目標年次： (当座)令和6年度 (長期)令和19年度
0041	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（10年後の目標）： 豊島区 46,000㎡ 北 区 28,000㎡ 板橋区 95,000㎡ 練馬区 347,000㎡ 小金井市 14,000㎡ 小平市 152,000㎡ 武蔵野市 14,000㎡ 西東京市 107,000㎡ 計 803,000㎡	流域対策（10年後の目標）： 豊島区 49,000㎡ 北 区 33,000㎡ 板橋区 101,000㎡ 練馬区 361,000㎡ 小金井市 15,000㎡ 小平市 175,000㎡ 武蔵野市 14,000㎡ 西東京市 112,000㎡ 計 860,000㎡
0042	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	河川名：野川	河川名：野川(改定)
0043	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	豪雨対策計画策定年月：平成21年11月	豪雨対策計画策定年月：平成31年3月
0044	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	年次目標： (当座)平成29年度 (長期)概ね30年後	年次目標： (当座)令和6年度 (長期)令和19年度
0045	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	現況の市街化率： 73.9%(平成14年)	現況の市街化率： 77.2%(平成24年)
0046	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	整備目標： 長期の見通し（概ね30年後） ・ 時間60ミリ降雨までは浸水を解消 ・ 時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保	整備目標： 長期の見通し（おおむね30年後） ・ 時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保 ※改定した河川は、長期の見通しを整備目標とする。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0047	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（10年後の目標）： 世田谷区 79,000㎡ 立川市 13,000㎡ 三鷹市 164,000㎡ 府中市 29,000㎡ 調布市 113,000㎡ 小金井市 98,000㎡ 小平市 26,000㎡ 国分寺市 89,000㎡ 狛江市 43,000㎡ 武蔵野市 41,000㎡ 計 694,000㎡	流域対策（10年後の目標）： 世田谷区 92,000㎡ 立川市 14,000㎡ 三鷹市 174,000㎡ 府中市 35,000㎡ 調布市 131,000㎡ 小金井市 112,000㎡ 小平市 28,000㎡ 国分寺市 98,000㎡ 狛江市 48,000㎡ 武蔵野市 41,000㎡ 計 773,000㎡
0048	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	〔渋谷川・古川〕 目標年次： (当面)平成29年度 (長期)概ね30年後	〔渋谷川・古川〕 目標年次： (当面)平成29年度 (長期)おおむね30年後
0049	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（対策基準）／対策基準： 600㎡/ha以上	流域対策（対策基準）／対策基準： 500㎡/ha以上
0050	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	河川名：呑川	河川名：呑川(改定)
0051	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	豪雨対策計画策定年月：平成21年11月	豪雨対策計画策定年月：平成31年3月
0052	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	目標年次： (当面)平成29年度 (長期)概ね30年後	目標年次： (当面)令和6年度 (長期)令和19年度
0053	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	現況の市街化率： 97.1%(平成9年)	現況の市街化率： 96.0%(平成23年)
0054	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（10年後の目標）： 目黒区 62,000㎡ 大田区 38,000㎡ 世田谷区 58,000㎡ 計 158,000㎡	流域対策（10年後の目標）： 目黒区 43,000㎡ 大田区 70,000㎡ 世田谷区 67,000㎡ 計 ※ 181,000㎡
0055	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	〔白子川〕 目標年次： (当面)平成29年度 (長期)概ね30年後	〔白子川〕 目標年次： (当面)平成29年度 (長期)おおむね30年後
0056	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	整備目標： 長期の見直し（概ね30年後） ・ 時間60ミリ降雨までは浸水を解消 ・ 時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保	整備目標： 長期の見直し（おおむね30年後） ・ 時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保 ※改定した河川は、長期の見直しを整備目標とする。
0057	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	<区部中小河川流域の総合的な治水対策暫定計画概要一覧表>	(削除)
0058	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	〔谷沢川・丸子川〕 暫定計画策定年月日：平成7年5月9日	〔谷沢川・丸子川〕 豪雨対策計画策定年月：平成31年3月
0059	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	目標年次： (暫定)平成27年度 (長期)21世紀初頭	目標年次： (当面)令和6年度 (長期)令和19年度
0060	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	現況の市街化率： 90.4%(平成2年)	現況の市街化率： 99%(平成23年)
0061	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	目標年次の市街化率： (暫定)93.3%	目標年次の市街化率 二
0062	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	整備目標： (暫定計画) 50 mm/h 程度の降雨に対応 (長期計画) 75 mm/h 程度の降雨に対応 (基本計画) 100 mm/h 程度の降雨に対応	整備目標： 当面の目標（平成29年度） ・ 時間55ミリ降雨までは床上浸水を防止 ・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保 長期の見直し（概ね30年後） ・ 時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保
0063	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（対策基準）： 500㎡/ha以上	流域対策（対策基準）： 600㎡/ha以上

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0064	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	豪雨対策計画概要一覧表	流域対策（目標対策量（長期））： 大田区 29,200㎡ 世田谷区 202,700㎡ 計 231,900㎡	流域対策（10年後の目標）： 大田区 17,000㎡ 世田谷区 159,000㎡ 計 176,000㎡
0065	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	都内の特定都市河川及び総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表	【鶴見川】 目標年次： 平成49年度	【鶴見川】 目標年次： 令和19年度
0066	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況	平成24年度末現在	平成30年度末現在
0067	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況	都都市整備局	都住宅政策本部
0068	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	3	雨水流出抑制施設の整備	-	都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況	○ 平成24年度末現在の整備実績 浸透トレンチ 298,308m 浸透U字溝 529m 浸透ます 32,054箇所 透水性舗装 382,090㎡	(削除)
0069	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	4	下水道の整備	-	-	このため都下水道局では浸水対策として、1時間50mmの降雨に対処できる施設の整備を行っている。	このため「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、1時間50ミリ降雨に対応する下水道施設を整備している。 大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。 計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。
0070	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	4	下水道の整備	1	区部下水道の浸水対策	(1)下水道普及区域の浸水対策	(1)区部下水道の浸水対策
0071	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	4	下水道の整備	1	区部下水道の浸水対策	○ 高度に都市化が進行している東京では、雨水が地中に浸透しにくく、短時間で雨水の大部分が下水道へ流れ込み、都市型水害が多発している。そこで、区部では都民生活と高度な都市機能を浸水被害から守るため、ポンプ所や幹線管きなど、基幹施設の雨水排水能力の増強を図るとともに、局所的集中豪雨により浸水被害が発生している地域において緊急的な対応を行い、浸水被害の軽減を図っている。	○ 区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになってきている。このため、浸水の危険性が高い対策促進地区を選定し、1時間50ミリ降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。 また、特に浸水被害の大まき地下街などでは、1時間75ミリの降雨に対応できる貯留施設等の整備を進めている。
0072	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	4	下水道の整備	1	区部下水道の浸水対策	○ 繰り返し浸水被害が発生している妙正寺川・善福寺川流域においては、河川の護岸や調節池の整備にあわせ、下水道貯留施設（和田弥生幹線及び関連取水施設）を整備し、浸水被害を軽減している。	(削除)
0073	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	4	下水道の整備	-	-	(3)「経営計画2013」の推進	(削除)
0074	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	4	下水道の整備	3	「豪雨対策下水道緊急プラン」の推進	(4)「豪雨対策下水道緊急プラン」の推進	(3)「豪雨対策下水道緊急プラン」の推進
0075	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	4	下水道の整備	3	「豪雨対策下水道緊急プラン」の推進	○ 一定規模以上の床上浸水が集中して発生した地域では、1時間75mmの降雨に対応できる施設を建設する。	○ 一定規模以上の床上浸水が集中して発生した地域では、1時間75ミリの降雨に対応できる施設を建設する。
0076	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	5	豪雨対策の重点的な実施	-	-	○ 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進し、平成29年を目標に時間55ミリの降雨への対応を目指している。 また、平成26年の東京都豪雨対策基本方針の改定では対策強化流域、対策強化地区を設定し、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ）の降雨に対して浸水被害の防止を目指すこととした。	○ 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進している。 近年の降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえて東京都豪雨対策基本方針を平成26年に改定した。対策強化流域、対策強化地区を設定し、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ）の降雨に対して浸水被害の防止を目指すこととした。
0077	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	5	豪雨対策の重点的な実施	-	-	(新規)	○ 河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施する。
0078	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	5	豪雨対策の重点的な実施	-	-	(新規)	○ 豪雨時における都が管理する橋門等の操作に関わる人員の安全確保と操作を確実に実施するための検討を行い、必要に応じて施設の改良を進める。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0079	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	6	高台まちづくり（高台・建物群）による浸水対策	-	-	（新規）	6 高台まちづくり（高台・建物群）による浸水対策 ○ 東部低地帯において、高台づくりに向けて区画整理事業と高規格堤防整備の一体的実施や公園の整備を進めるとともに、また避難スペースを確保した建築物の整備、建築物から浸水区域外への移動を可能とする通路の整備など、浸水対策を促進する。
0080	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	7	地盤沈下防止対策	-	-	6 地盤沈下防止対策	7 地盤沈下防止対策
0081	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	7	地盤沈下防止対策	-	-	○ 東京の低地帯では、過去の長年にわたる沈下のため、A.P.±0m（ほぼ干潮面）以下の地域が31.5km ² （区部面積の5.1%）、A.P.+2m（ほぼ満潮面）以下の地域が、124.3km ² （区部面積の20.0%）に及んでいる。	○ 東京の低地帯では、過去の長年にわたる沈下のため、A.P.±0m（ほぼ干潮面）以下の地域が31.5km ² （区部面積の5.0%）、A.P.+2m（ほぼ満潮面）以下の地域が、124.3km ² （区部面積の19.8%）に及んでいる。
0082	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	7	地盤沈下防止対策	1	地盤沈下に関する調査	イ 観測井による調査 事業の現況： 平成24年度末 水準測量（水準点数） 653点 水準測量（改 理） 7点/年 水準測量（測量距離） 1,201km/年	イ 観測井による調査 事業の現況： 平成30年度末 水準測量（水準点数） 392点 水準測量（改 理） 4点/年 水準測量（測量距離） 570km/年
0083	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	8	都民への洪水情報の提供	-	-	（新規）	8 都民への洪水情報の提供
0084	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	8	都民への洪水情報の提供	1	雨量・気象情報等の即時伝達	（新規）	（1）雨量・気象情報等の即時伝達
0085	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	8	都民への洪水情報の提供	1	雨量・気象情報等の即時伝達	（新規）	○ 浸水の危険が予想される際に、迅速かつ確に判断を下せるよう、都は、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。
0086	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	8	都民への洪水情報の提供	1	雨量・気象情報等の即時伝達	（新規）	ア 各管理者の役割 河川管理者（都） ○ 降雨情報や河川の水位に関する情報を提供 下水道管理者（都） ○ 降雨情報や下水道管きよ内水位に関する情報を提供 水防管理者（区市町村） ○ 住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実 地下空間管理者 ○ 地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。
0087	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	8	都民への洪水情報の提供	1	雨量・気象情報等の即時伝達	エ インターネット等を活用した都民への情報提供	イ インターネット等を活用した都民への情報提供
0088	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	8	都民への洪水情報の提供	1	雨量・気象情報等の即時伝達	○ 都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫警戒情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。	○ 都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。 また、同様の情報をスマートフォン向けページにも掲載し、位置情報を利用し利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。
0089	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	8	都民への洪水情報の提供	1	雨量・気象情報等の即時伝達	○ 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きよ内の水位情報を区などに迅速に提供している。また、レーダー雨量計システムからの降雨情報をホームページに掲載するとともに、携帯電話へも配信し、より利便性を高めている。	○ 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きよ内の水位情報を区などに迅速に提供している。 また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。
0090	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	8	都民への洪水情報の提供	1	雨量・気象情報等の即時伝達	○ 国土交通省は、荒川、多摩川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットやLEDを活用して提供している。また、荒川下流部では、河川沿いに設置したカメラ映像を、光ファイバーケーブルを介して地元のCATVにリアルタイムで提供している。	○ 国土交通省は、荒川、多摩川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供している。また、荒川下流部では、河川沿いに設置したカメラ映像を、光ファイバーケーブルを介して地元のCATVにリアルタイムで提供している。
0091	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	9	東京都水防災総合情報システム	-	-	8 水防災総合情報システム	9 東京都水防災総合情報システム
0092	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	9	東京都水防災総合情報システム	-	-	○ 水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼働をはじめ、二度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っている。	○ 東京都水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼働をはじめ、二度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っている。
0093	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	9	東京都水防災総合情報システム	1	観測・監視システム	○ 都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画する。 その他、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプ稼働状況も確認することができる。 平成25年4月現在、雨量観測局136局、水位観測局159局である。	○ 都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画する。 その他、調節池貯留量、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプ稼働状況も確認することができる。 令和2年11月現在、雨量観測局140局、水位観測局175局である。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0094	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	9	東京都水防災総合情報システム	2	洪水予報発表システム	○ 神田川、目黒川、渋谷川・古川における雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、その結果を気象庁へ配信するとともに、予報発表の準備・協議を行う。	○ 神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川における雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、その結果を気象庁へ配信するとともに、気象庁と洪水予報の発表を行う。
0095	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	9	東京都水防災総合情報システム	3	土砂災害警戒情報発表システム	○ 土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、2時間以内に土砂災害発生危険基準を超えるとき、気象庁と情報発表の準備・協議を行う。	○ 土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、2時間以内に土砂災害発生危険基準を超えるとき、気象庁と土砂災害警戒情報の発表を行う。
0096	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	9	東京都水防災総合情報システム	6	インターネット公開システム	○ 都建設局のホームページに、雨量・河川水位情報、気象警報等、土砂災害警戒情報、洪水予報など水防に関する情報をリアルタイムで表示する。	○ 都建設局のホームページに、雨量・河川水位情報、河川監視画像、気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、洪水予報など水防に関する情報をリアルタイムで表示する。
0097	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	9	東京都水防災総合情報システム	-	観測施設の整備状況	(平成25年4月1日現在) ・土石流局 2箇所 神津島、御蔵島 ・監視カメラ 33箇所 15河川 ・水位計 159箇所 ・雨量計 136箇所 ・貯留監視観測調節池 22箇所 ・ワイヤセンサー 8箇所	(令和2年11月1日現在) ・土石流局 5箇所 神津島2、御蔵島3 ・監視カメラ 61箇所 29河川 ・水位計 175箇所 ・雨量計 140箇所 ・貯留監視観測調節池 24箇所 ・ワイヤセンサー 5箇所
0098	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	10	下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)、幹線水位情報の提供	-	-	9 下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)	10 下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)、幹線水位情報の提供
0099	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	10	下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)、幹線水位情報の提供	-	-	○ 本システムは、降雨観測用レーダ基地局(2基)、中央処理・配信処理装置、地上雨量計(都内87箇所)等で構成され、東京域における降雨情報は、観測網がレーダ観測半径20kmまでが250mメッシュ、50kmまでが500mメッシュ、観測周期は1分と極めて細かく、的確迅速に把握することができる。 また、近隣自治体と連携して、レーダ降雨情報を共有し、精度向上を図っている。	○ 本システムは、降雨観測用レーダ基地局(2基)、中央処理・配信処理装置、地上雨量計(都内84箇所)等で構成され、東京域における降雨情報は、観測網がレーダ観測半径50kmまでが150mメッシュ、観測周期は1分と極めて細かく、的確迅速に把握することができる。 また、気象庁レーダの観測データとの合成による広域化処理を行うことで、精度向上を図っている。
0100	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	10	下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)、幹線水位情報の提供	-	-	○ 現在、降雨情報は都下水道局内及び東京都防災センター、さらに民間気象会社等へ配信されている。 また、都民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページに掲載するほか、携帯サイトでも閲覧できるようにしている。	○ 現在、降雨情報は都下水道局内及び東京都防災センターへ配信されている。 また、都民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページに掲載するほか、平成29年4月より、G.P.Sによる現在地表示や希望する2地点の登録可能なスマートフォン版東京アメッシュの配信を開始した。また、令和2年3月より英語に加え中国語(簡体、繁体)、韓国語にも対応した。
0101	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	10	下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)、幹線水位情報の提供	-	-	(新規)	○ 下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する。
0102	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	11	浸水想定区域の指定及び水深の公表	-	-	第6節 浸水対策 1 浸水想定区域の指定及び水深の公表	11 浸水想定区域の指定及び水深の公表
0103	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	11	浸水想定区域の指定及び水深の公表	-	-	○ 水防法(昭和24年法律第193号)の改正(平成13年7月3日施行)により、国又は都は、洪水予報河川について、河川整備の計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。	○ 水防法(昭和24年法律第193号)の改正(平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行)により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。
0104	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	11	浸水想定区域の指定及び水深の公表	-	-	○ 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係区市町村長に通知する。	○ 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。
0105	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	11	浸水想定区域の指定及び水深の公表	-	<公表済河川>(関東地方整備局管理区間)	多摩川 平成14年2月28日 指定・公表 荒川 平成16年9月10日 指定・公表 (平成17年7月8日水深変更) 江戸川 平成17年3月28日 指定・公表 浅川 平成17年7月7日 指定・公表 中川・綾瀬川 平成17年2月15日 指定・公表 利根川(上流) 平成17年3月28日 指定・公表	多摩川、浅川、大栗川 平成28年5月30日 指定・公表 荒川、入間川 平成28年5月30日 指定・公表 江戸川、中川、綾瀬川 平成29年7月20日 指定・公表 利根川 平成29年7月20日 指定・公表

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0106	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	11	浸水想定区域の指定及び水深の公表	-	<公表済河川>（東京都管理区間）	神田川 平成22年9月2日 指定・公表 芝川・新芝川 平成22年9月2日 指定・公表 目黒川 平成24年7月18日 指定・公表 渋谷川・古川 平成24年7月18日 指定・公表	神田川、善福寺川、妙正寺川 平成30年3月30日 指定・公表 石神井川 令和元年5月23日 指定・公表 渋谷川、古川、目黒川、呑川 令和元年6月27日 指定・公表 境川 平成30年6月28日 指定・公表 龍見川、恩田川、真光寺川 平成30年10月17日 指定・公表 野川、仙川、谷沢川、丸子川 令和元年6月27日 指定・公表 芝川、新芝川 令和2年5月26日 指定・公表
0107	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	12	浸水想定区域における避難体制確保	-	-	(第6節 浸水対策) 2 浸水想定区域における避難体制確保	12 浸水想定区域における避難体制確保
0108	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	12	浸水想定区域における避難体制確保	-	-	○ 水防法の3度の改正(平成13年7月3日施行、平成17年7月1日施行、平成25年7月11日施行)により、区市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、区市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。	○ 水防法の改正(平成29年5月19日施行)により、区市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、区市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
0109	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	12	浸水想定区域における避難体制確保	-	-	(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
0110	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	12	浸水想定区域における避難体制確保	-	-	(3) 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし大規模工場等については、区市町村の条例で定める用途・規模に該当するもので、かつ施設所有者等の申し出があったものに限る）	(3) 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場その他の施設又は要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし大規模工場等については、区市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの）
0111	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	12	浸水想定区域における避難体制確保	-	-	○ (3)の施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、区市町村は洪水予報等の伝達方法を定める。	(削除)
0112	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	12	浸水想定区域における避難体制確保	-	-	○ 浸水想定区域をその区域に含む区市町村は、国土交通省令で定めるところにより、区市町村地域防災計画において定められた上記の事項を住民に周知するため、「洪水ハザードマップ」等これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じていく。 「洪水ハザードマップ」は、洪水時の堤防の決壊等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を、住民に分かりやすく提供することを前提に作成し、水防法の規定による浸水想定区域制度の円滑な実施、その他地域の特性に応じたソフト面での治水対策を推進し、洪水による被害を最小限にとどめることを目的とする。	○ 浸水想定区域をその区域に含む区市町村は、国土交通省令で定めるところにより、区市町村地域防災計画において定められた上記の事項を住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じていく。
0113	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	13	地下空間への浸水被害対策	-	-	第6節 浸水対策 3 地下空間への浸水被害対策	13 地下空間への浸水被害対策
0114	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	13	地下空間への浸水被害対策	1	浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策	ア 浸水被害に強い家づくり、まちづくりの推進 都は、地下街等、浸水被害に弱い施設を対象とした「地下空間浸水対策ガイドライン」を策定するなどにより、重点的に地下空間浸水対策を推進するとともに、区市町村と連携して、建物高の規制等との整合性を図りつつ、既存の助成制度の拡充や要綱・条例等により、高床建築や地下浸水対策の実施を促すなど、浸水に強いまちづくりを推進していく。	ア 浸水被害に強い家づくり、まちづくりの推進 都は、地下街等、浸水被害に弱い施設を対象に、止水板の設置方法や水のうによる簡易水防工法の例など、具体的な対策内容を示した、「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」を策定し、重点的に地下空間浸水対策を推進するとともに、区市町村と連携して、建物高の規制等との整合性を図りつつ、既存の助成制度の拡充や要綱・条例等により、高床建築や地下浸水対策の実施を促すなど、浸水に強いまちづくりを推進していく。
0115	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	13	地下空間への浸水被害対策	1	浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策	イ 大規模地下空間における浸水対策の促進 地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、施設別の地下浸水対策を行うなど、先行的に対策を促進する。 今後、さらに、津波等により、浸水が生じた場合も視野に入れた対策を検討していく。 また、学識経験者、地下街管理者、地元区等とともに、地下街浸水時における対策の検討会を行い、大規模地下街の浸水対策計画について、内容の更なる充実を図ることとした。	イ 大規模地下空間における浸水対策の促進 地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、施設間で連携した地下浸水対策の支援を行うなど、先行的に対策を促進する。 また、学識経験者、地下街管理者、地元区等とともに、地下街浸水時における対策の検討会を行い、大規模地下街の浸水対策計画について、内容の更なる充実を図ることとした。
0116	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	13	地下空間への浸水被害対策	2	施設管理者等への情報提供	(本章第7節第3項「都民への洪水情報の提供」参照)	(本章第1節第8項「都民への洪水情報の提供」参照)
0117	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	14	洪水ハザードマップ等の作成・公表	-	-	第7節 4 洪水ハザードマップ等の作成・公表	14 洪水ハザードマップ等の作成・公表

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0118	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	14	洪水ハザードマップ等の作成・公表	1	浸水予想区域図の作成	そのため、都市型水害対策検討会及び連絡会は、「浸水予想区域図」を作成するとともに、水防管理者である区市町村が中小河川の「洪水ハザードマップ」を作成、公表することについて、関係機関と連携し、支援していく。	そのため、都と区市町村で構成される都市型水害対策検討会及び連絡会は、外水氾濫と内水氾濫を一つの図面で示した「浸水予想区域図」を作成・公表するとともに、水防管理者である区市町村が中小河川の「洪水ハザードマップ」を作成、公表することについて、関係機関と連携し、支援してきた。 現在は、既往の浸水予想区域図（東海豪雨版）について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした図への早期改定を進めている。
0119	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	14	洪水ハザードマップ等の作成・公表	1	浸水予想区域図の作成	○ 浸水予想区域図は、都及び流域内の区市等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、平成13年の神田川を皮切りに、平成20年9月には都が管理する全ての河川について、作成・公表されている。	○ 浸水予想区域図は、都及び流域内の区市町村等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、平成13年の神田川を皮切りに、平成20年9月には都が管理する全ての河川について、作成・公表されている。現在は想定し得る最大規模の降雨を前提とした図への早期改定を進めている。
0120	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	14	洪水ハザードマップ等の作成・公表	1	浸水予想区域図の作成	(新規)	○ 区市町村及び都は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。
0121	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	14	洪水ハザードマップ等の作成・公表	2	洪水ハザードマップの作成	〈 洪水ハザードマップの内容 〉 活用 ○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。	〈 洪水ハザードマップの内容 〉 活用 ○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難指示等発令、避難誘導等を支援する。
0122	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	15	避難体制等の整備・確立	-	-	第7節 5 避難体制等の整備・確立	15 避難体制等の整備・確立
0123	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	15	避難体制等の整備・確立	3	迅速かつ正確な情報収集及び伝達	○ 区市町村は、避難勧告発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②勧告基準の2段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。	○ 区市町村は、避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の2段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。
0124	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	16	広報・啓発	-	-	第7節 6 広報・啓発	16 広報・啓発
0125	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	-	-	10 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	17 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実
0126	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	-	-	○ 都下水道局は次のようにリスクコミュニケーションに取り組む。 (1) 事前の情報提供 ア 浸水予想区域図の作成・公表 浸水の危険性を都民や防災関係者に事前に周知するとともに、区が作成する洪水ハザードマップ作成支援のために、7河川流域(①神田川流域、②隅田川・新河岸川流域、③右神井川・白子川流域、④城南地区河川流域、⑤江東内部河川流域、⑥野川等流域、⑦中川・綾瀬川圏域)の「浸水予想区域図」を河川管理者と連携し、作成・公表している。 イ 多摩地域における浸水予想区域図の作成・公表 中小河川の排水区ではない多摩地域の一部（北多摩一号処理区、北多摩二号処理区）において、豪雨が降ったことにより、下水道で排水しきれず、浸水が予想される区域を示した「浸水予想区域図」を関係市と連携し、作成・公表している。 ウ 洪水ハザードマップ作成の支援 浸水予想区域図の作成主体(河川管理者及び下水道管理者)として、関係区市町村の洪水ハザードマップ作成を支援していく。 (2) 降雨時の情報提供 ア 降雨情報の提供 「東京アメッシュ」で都民へ降雨情報をリアルタイムに提供する。 イ 幹線水位情報の提供 下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する。	(削除)
0127	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	1	防災意識の啓発	ウ 防災意識の啓発	(1) 防災意識の啓発
0128	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	1	防災意識の啓発	(ア) 浸水対策リーフレットの配布	ア 浸水対策リーフレットの配布
0129	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	1	防災意識の啓発	(イ) 道路雨水ますの点検(区、町会との連携)	イ 道路雨水ますの点検(区、町会との連携)
0130	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	1	防災意識の啓発	(ウ) 体感できるイベントの開催 浸水対策強化月間の取組として、地下水浸水模型による浸水時の避難体験、ポンプ所の見学会など都民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。	ウ 体感できるイベントの開催 浸水対策強化月間の取組として、半地下・地下室水圧体験装置「水圧くん」による浸水時の避難体験、ポンプ所の見学会など都民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0131	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	1	防災意識の啓発	(1) 見学会や出前授業等の開催	工 見学会や出前授業等の開催
0132	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	2	関係機関との連携	(3) 関係機関との連携	(2) 関係機関との連携
0133	2	災害予防計画	1	水害予防対策	1	豪雨対策	17	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	2	関係機関との連携	浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を都民に周知する。 周知に当たっては、建築確認申請の窓口で浸水対策のリーフレットを配布するよう、区等に協力を依頼する。	樋門の開閉状況や時刻、水位など操作情報の共有を図る。 また、浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を都民に周知する。 周知に当たっては、建築確認申請の窓口で浸水対策のリーフレットを配布するよう、区等に協力を依頼する。 樋門の役割や開閉による浸水の危険性、樋門の操作情報などの共有を図る。
0134	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	1	高潮防御施設の整備	平成24年度末 防潮堤：102.4km 水門：15基 護岸：53.8km 排水機場：4箇所	令和元年度末 防潮堤：103.2km 水門：15基 護岸：56.3km 排水機場：4箇所
0135	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	1	高潮防御施設の整備	平成25年度以降 防潮堤：3.9km 水門：1基 護岸：7.9km 排水機場：-	令和2年度以降 防潮堤：3.1km 水門：1基 護岸：5.2km 排水機場：-
0136	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	1	高潮防御施設の整備	○ 万一地震により堤防、水門等の一部が損壊した場合においても、それらの機能を保持できるよう、耐震・耐水対策を進め、平成33年度までに完了させる。	○ 万一地震により堤防、水門等の一部が損壊した場合においても、それらの機能を保持できるよう、耐震・耐水対策を進め、令和3年度までに完了させる。
0137	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	3	東京港の海岸保全施設整備事業	○ 伊勢湾台風級の大型台風による高潮から、都民の生命、財産を守るため、都港湾局は東京港の臨海部(荒川右岸から羽田まで)に耐震性を有する防潮堤、水門、排水機場等の対策を引き続き進めていく。	○ 都港湾局は、伊勢湾台風級の台風による高潮に対応できるよう、昭和36年から高潮防護区域を東京港全域に広げて防潮堤、水門、排水機場等の整備を進めている。
0138	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	3	東京港の海岸保全施設整備事業	○ 平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」では、平成33年度までの計画期間において、万一地震により防潮堤等が損傷し、その機能が復旧する前に高潮が発生する場合も想定し、水門・排水機場の電気・機械設備の耐水対策を実施することとした。	○ また、平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」では、令和3年度までの計画期間において、万一地震により防潮堤等が損傷し、その機能が復旧する前に高潮が発生する場合も想定し、水門・排水機場の電気・機械設備の耐水対策を実施することとした。
0139	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	3	東京港の海岸保全施設整備事業	また、高潮対策センターの2拠点化及び通信網の多重化による相互バックアップ機能の強化を図るとともに、陸ごうの閉鎖等を迅速、確実に行えるよう、陸ごうの削減及び遠隔制御システムの導入を含め、操作体制の強化を図っていく。	○ 海岸保全施設における水門等の制御や監視は相互にバックアップ機能を有する二つの高潮対策センターで行っており、通信網のバックアップ機能の強化、陸ごうの削減及び遠隔制御システムの導入を進め、操作体制の強化を図る。
0140	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	3	東京港の海岸保全施設整備事業	(新規)	○ 都民に高潮に対する注意喚起を行うとともに、安全で迅速な避難等に資する情報の発信を強化するため、高潮に関する情報発信の強化を図る。
0141	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	3	東京港の海岸保全施設整備事業	海岸保全区域延長等 防潮堤(外郭防潮堤) 38.3km 防潮堤(堤外地防潮堤) 21.4km	海岸保全区域延長等 防潮堤(外郭防潮堤) 38.6km 防潮堤(堤外地防潮堤) 20.6km
0142	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	3	東京港の海岸保全施設整備事業	整備状況(平成24年度末現在) 防潮堤(外郭防潮堤) 37.9km 防潮堤(堤外地防潮堤) 14.9km 内部護岸 32.8km	整備状況(平成30年度末現在) 防潮堤(外郭防潮堤) 38.5km 防潮堤(堤外地防潮堤) 15.8km 内部護岸 34.9km
0143	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	4	島しょの海岸保全事業	○ 海岸保全施設の整備計画は次のとおりである。 なお、新たな津波対策を現在検討中であり、今後、計画を見直す可能性がある。	平成29年4月に改定した「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を実施していく。
0144	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防御事業	4	島しょの海岸保全事業	ア 都港湾局所管の事業計画(平成25年3月31日現在) 島名(海岸名)・整備延長・実施計画(平成25年度) 利島(利島港)・622m・41.5m 新島(新島港)・3,027m・32m 新島(若郷漁港)・965m・0m 三宅島(三池港)・1,028m・0m 三宅島(大久保港)・757m・222.8m 三宅島(阿古漁港)・713m・0m	ア 都港湾局所管の事業計画(平成31年3月31日現在) 島名(海岸名)・整備延長・実施計画(令和元年度) 利島(利島港)・686m・0m 新島(新島港)・3,172m・25m 新島(若郷漁港)・1,012m・170m 三宅島(三池港)・1,085m・243m 三宅島(大久保港)・1,109m・0m 三宅島(阿古漁港)・784m・35m

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0145	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防衛事業	4	島しょの海岸保全事業	イ 都建設局所管の事業計画（平成25年3月31日現在） 島名（海岸名）・整備済延長（護岸等）・整備済延長（人工リーフ） 大島（泉浜）・2,630m・0m 大島（湯の浜）・740m・340m 大島（筆島）・170m・290m 大島（行者）・390m・0m 利島（前浜）・410m・0m 新島（羽伏浦）・980m・0m 新島（和田浜）・30m・300m 神津島（多幸浜）・1,730m・0m 神津島（沢尻・長浜）・1,930m・620m 三宅島（阿古）・530m・0m 三宅島（ナゴラ）・330m・170m 御蔵島（御蔵）・680m・0m 八丈島（乙千代ヶ浜）・150m・0m 八丈島（洞輪沢）・240m・0m その他・4,260m・0m 計・15,200m・1,720m	イ 都建設局所管の事業計画（令和2年3月31日現在） 島名（海岸名）・整備済延長（護岸等）・整備済延長（人工リーフ） 大島（泉浜）・2,639m・0m 大島（湯の浜）・927m・340m 大島（筆島）・169m・293m 大島（行者）・410m・0m 利島（前浜）・160m・0m 新島（羽伏浦）・826m・0m 新島（和田浜）・32m・124m 神津島（多幸浜）・1,557m・0m 神津島（沢尻・長浜）・1,512m・376m 三宅島（阿古）・595m・0m 三宅島（横まま）・587m・0m 御蔵島（御蔵）・461m・0m 八丈島（乙千代ヶ浜）・137m・0m 八丈島（洞輪沢）・118m・0m その他・5,194m・200m 計・15,324m・1,333m
0146	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	1	高潮防衛事業	4	島しょの海岸保全事業	イ 都建設局所管の事業計画 島名（海岸名）・実施計画H25(護岸等)・実施計画H25(人工リーフ) 大島（泉浜）・77m・0m 利島（前浜）・60m・0m 新島（和田浜）・0m・50m 三宅島（ナゴラ）・0m・0m 御蔵島（御蔵）・0m・0m その他・70m・0m 計・207m・50m	イ 都建設局所管の事業計画 島名（海岸名）・実施計画H25(護岸等)・実施計画H25(人工リーフ) 大島（泉浜）・0m・0m 利島（前浜）・0m・0m 新島（和田浜）・0m・0m 三宅島（横まま）・12m・0m 御蔵島（御蔵）・0m・0m その他・0m・0m 計・12m・0m
0147	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	2	高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位	-	-	(新規)	2 高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位 ○ 都建設局と港湾局は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表した。また、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮特別警戒水位を設定した。 〔詳細は最新の東京都水防計画を確認することとする。〕
0148	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	3	高潮防災総合情報システム（仮称）	-	-	(新規)	3 高潮防災総合情報システム（仮称） ○ 高潮特別警戒水位を周知する制度が創設されたことから、潮位等の高潮防災情報について、伝達方法等を検討し、高潮防災情報を公開するシステムを構築するなど情報発信を強化する。 ○ 都港湾局のホームページに、雨量・潮位情報、気象警報等、水門閉鎖状況など高潮の水防に関する情報をリアルタイムで表示するシステムの構築を検討しており、令和2年度の構築を予定している。 ○ このシステムは、①潮位等の観測・監視システム、②気象表示システム、③伝達文作成・伝達システム、④インターネット公開システム等を想定している。
0149	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	4	スーパー堤防等の整備	-	-	2 スーパー堤防等の整備	4 スーパー堤防等の整備
0150	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	4	スーパー堤防等の整備	-	-	平成24年度末 スーパー堤防等 15.5km テラス整備 44.3km	令和元年度末 スーパー堤防等 18.0km テラス整備 46.6km
0151	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	4	スーパー堤防等の整備	-	-	平成25年度以降 スーパー堤防等 9.8km テラス整備 3.2km	令和2年度以降 スーパー堤防等 9.7km テラス整備 0.9km
0152	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	5	河川施設の地震対策	-	-	3 河川施設の地震対策	5 河川施設の地震対策
0153	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	5	河川施設の地震対策	-	-	○ 今後は、平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、都防災会議が示したM8.2の海溝型地震等、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対する耐震対策を実施していく。	○ 現在は、平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、都防災会議が示したM8.2の海溝型地震等、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対する耐震対策を実施している。
0154	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	6	内水排除	-	-	4 内水排除	6 内水排除
0155	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	6	内水排除	-	-	〔江東地区内水排除〕 （都建設局） 小名木川排水機場 72m/sec（排水能力） 木下川排水機場 51m/sec（排水能力）	〔江東地区内水排除〕 （都建設局） 小名木川排水機場 52.5m/sec（排水能力） 木下川排水機場 24m/sec（排水能力）
0156	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	6	内水排除	-	-	〔江戸川地区内水排除（都建設局）〕 ○ 新川排水機場 6m/sec（排水能力）	〔江戸川地区内水排除（都建設局）〕 ○ 新川排水機場 12m/sec（排水能力）

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0157	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	6	内水排除	-	-	【月島・晴海地区内水排除（都下水道局）】 ○ 月島・晴海地区では、高潮対策として、佃島ポンプ所をもって直接外郭堤外に内水を排水する。	【月島・晴海地区内水排除（都下水道局）】 ○ 月島・晴海地区では、高潮対策として、佃島ポンプ所と晴海ポンプ所をもって直接外郭堤外に内水を排水する。
0158	2	災害予防計画	1	水害予防対策	2	高潮対策	-	-	-	-	5 貯木対策	（項削除）
0159	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	1	河川・海岸・港湾施設等の整備	1	内容と役割分担	【都港湾局】 ○ 「東京港湾岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等を促進する。	【都港湾局】 ○ 「東京港湾岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等を推進する。
0160	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	1	河川・海岸・港湾施設等の整備	1	内容と役割分担	【都港湾局】 ○ 港湾施設の耐震・耐水対策を行い、応急復旧時の資器材の保管・荷捌き場として機能するオープンスペースをふ頭内に確保する。	【都港湾局】 ○ 港湾施設の耐震・耐水対策を行い港湾機能を維持するとともに、応急復旧時の資器材の保管・荷捌き場として機能するオープンスペースを確保する。
0161	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	1	河川・海岸・港湾施設等の整備	2	詳細な取組内容	○ 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づいて策定した整備計画により、河川、海岸保全施設等の耐震性・耐水対策を行う。	○ 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」(平成24年8月)に基づいて策定した整備計画により、河川、海岸保全施設等の耐震性・耐水対策等を行う。
0162	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	1	河川・海岸・港湾施設等の整備	2	詳細な取組内容	（新規）	イ 海岸保全施設 《都港湾局》 ○ 海岸保全施設における水門等の制御や監視は高潮対策センター及び第二高潮対策センターで行っており、相互にバックアップ機能を有している。
0163	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	1	河川・海岸・港湾施設等の整備	2	詳細な取組内容	（新規）	○ 二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門の操作体制の強化を引き続き進めていく。
0164	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	1	河川・海岸・港湾施設等の整備	2	詳細な取組内容	（新規）	○ 陸ごうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、陸ごうの削減及び遠隔制御システムの導入を図る。
0165	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	1	河川・海岸・港湾施設等の整備	2	詳細な取組内容	ウ 港湾施設 《都港湾局》 ○ 耐震強化岸壁（国際海上コンテナ輸送対応施設、緊急物資輸送対応施設）の対象施設数と配置計画等について、港湾計画の見直しを行う。	（削除）
0166	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	1	河川・海岸・港湾施設等の整備	2	詳細な取組内容	エ 下水道施設 《都下水道局》 ○ 水再生センターやポンプ所について、想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒など震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を実施する。	エ 下水道施設 《都下水道局》 ○ 水再生センターやポンプ所について、想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒など震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を実施する。
0167	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	2	地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化	1	内容と役割分担	○ 都は、高潮対策センターの2拠点化や通信網の多重化による相互バックアップ機能の強化を図るとともに、陸ごうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、陸ごうの削減や遠隔制御システムの導入を含め、操作体制を強化する。	○ 都は、高潮対策センターの2拠点化を図っており、相互にバックアップ機能を有している。二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能の強化を図るとともに、陸ごうの削減や遠隔制御システムの導入を含め、操作体制を強化する。
0168	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	2	地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化	2	詳細な取組内容	○ 地震・津波・高潮に迅速かつ確実に対応するため、高潮対策センターの2拠点化を図るとともに、通信網の多重化等を推進する。	○ 地震・津波・高潮に迅速かつ確実に対応するため、都は、高潮対策センターの2拠点化を図っており、相互にバックアップ機能を有している。二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門の操作体制の強化を引き続き進め通信網の多重化による相互バックアップ機能の強化を図るとともに、陸ごうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、陸ごうの削減や遠隔制御システムの導入を含め、操作体制を強化する。
0169	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	2	地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化	2	詳細な取組内容	<高潮対策センターの2拠点化> 高潮対策センターを2拠点化し、相互で直接遠隔操作を可能とするとともに、通信網の多重化により発災時の操作機能を強化	<高潮対策センターの2拠点化> 二つの高潮対策センターから相互に遠隔操作が可能となっている。通信網の多重化により発災時の操作機能を強化する。
0170	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	3	水防組織	2	詳細な取組内容	○ 水防活動とは、洪水や高潮の場合に、河川の巡視をし、危険な場合には土のうの積上げ、シートの設置など水害の被害を未然に防止・軽減する活動の総称である。水防組織が連携して、水防活動に取り組む。	○ 水防活動とは、洪水や高潮などの場合に、河川の巡視をし、危険な場合には土のうの積上げ、シートの設置など水害の被害を未然に防止・軽減する活動の総称である。水防組織が連携して、水防活動に取り組む。
0171	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	8	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	1	対策内容と役割分担	<都教育庁> ○ 沿岸区及び島しょ地域の学校では、津波の襲来を想定して、実践的な避難訓練を実施する。	<都教育庁> ○ 沿岸区及び島しょ地域の公立学校では、津波の襲来を想定して、実践的な避難訓練を実施する。
0172	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	8	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	2	詳細な取組内容	<都教育庁> ○ 防災教育副読本「地震と安全」や防災教育補助教材小中学校版「3・11を忘れない」等を活用して、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。	<都教育庁> ○ 防災教育教材「防災ノート～災害と安全」を活用して、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。
0173	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	8	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	2	詳細な取組内容	○ 教職員には、学校の「防災計画」の内容を周知徹底する。	○ 教職員には、公立学校の「防災計画」の内容を周知徹底する。
0174	2	災害予防計画	1	水害予防対策	3	津波等対策	8	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	2	詳細な取組内容	○ 沿岸区及び島しょ地域の学校では、津波の襲来を想定して、実践的な避難訓練を定期的実施する。	○ 沿岸区及び島しょ地域の公立学校では、津波の襲来を想定して、実践的な避難訓練を定期的実施する。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0175	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	-	-	-	-	<p>○ 都では、土石流や地すべり、がけ崩れの危険性が高い箇所、過去に災害が発生した箇所において、砂防堰堤や急傾斜地の崩壊防止工事などを実施している。</p> <p>○ また、土砂災害のおそれがあり、移転等が困難な避難所や要配慮者関連施設については、対策の必要性を検討し、必要に応じて土砂災害対策施設を順次整備している。</p>	(削除)
0176	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	-	-	-	-	<p>土砂災害危険箇所(平成14年度公表) 危険箇所数 土石流危険渓流 703 地すべり危険箇所 43 急傾斜地崩壊危険箇所 2,972 合計 3,718</p>	(削除)
0177	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	-	-	-	-	<p>内容と役割分担 【都都市整備局】 がけ、よう壁対策、宅地造成対策</p>	土砂災害対策における対策内容と役割分担 【都都市整備局】 がけ、よう壁対策、宅地の安全化
0178	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	1	土石流対策	-	-	<p>○ 土石流が発生した場合に、人家等に被害を与えるおそれのある渓流が、土石流危険渓流である。</p>	削除
0179	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	1	土石流対策	-	-	(新規)	<p>○ 令和2年10月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、都内には土石流発生のおそれのある渓流が1,987箇所確認されている。</p> <p>また、令和2年8月末時点では、西多摩・南多摩の山間部、伊豆諸島及び小笠原諸島の190の渓流を砂防指定地に指定している。</p>
0180	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	1	土石流対策	-	-	<p>○ 平成14年度公表の調査では、都内には土石流発生のおそれのある渓流が703渓流確認されている。</p> <p>都建設局では、これらの渓流のうち、特に危険性が高く、あるいは、人家や公的施設の多い西多摩・南多摩の山間部、伊豆諸島及び小笠原諸島の174渓流を砂防指定地に指定し、砂防堰堤や流路工などの砂防事業を実施してきた。今後とも、順次砂防指定地に指定し、対策工事を行っていく。</p>	
0181	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	1	土石流対策	-	-	(新規)	<p>○ 砂防堰堤や流路工などの砂防事業については、保全対象の重要度や災害発生危険度などを考慮し、計画的に事業を実施している。</p>
0182	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	1	土石流対策	-	-	<p>【砂防施設の整備】 平成24年度末整備状況 砂防堰堤 223基 流路工 77.1km他 平成25年度実施 砂防堰堤 6基 流路工 0.4km他</p>	<p>【砂防施設の整備】 令和元年度末整備状況 116渓流 令和2年度実施計画 49<1> 渓流 注) 1実績は、概成数を示すものである。 2規模の<>書き数字は当該年度の概成(予定)数(内書き)である。</p>
0183	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	2	地すべり対策	-	-	<p>○ 平成14年度公表の調査では、都内には地すべり発生のおそれのある箇所が43箇所確認されている。都建設局は、このうち緊急性の高いものから順次、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、地すべり防止工事を行っている。</p>	<p>○ 令和2年10月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、都内には地すべり発生のおそれのある箇所が30箇所確認されている。都建設局は、このうち緊急性の高いものから順次、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、地すべり防止工事を行っている。</p>
0184	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	2	地すべり対策	-	-	<p>【地すべり防止施設の整備】 平成24年度末整備状況 11箇所 平成25年度実施 2箇所</p>	<p>【地すべり防止施設の整備】 令和元年度末迄実績 13地区 令和2年度実施計画 0地区 注) 1実績は、概成数を示すものである。</p>
0185	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	-	-	<p>○ がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制指導を行うほか、自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）によるがけ崩れ防止事業の推進に努める。</p>	<p>○ がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制指導を行うほか、自然がけについては、区市町村の要望を受け、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）に基づくがけ崩れ防止事業の推進に努める。</p>
0186	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	1	急傾斜地の崩壊による災害の防止	<p>○ 平成14年度公表の調査では、都内には急傾斜地崩壊危険箇所が2,972箇所確認されている。</p> <p>都建設局は、このうち危険度の高いものから順次、区市町村長の意見を聴いて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、必要な対策を行っている。</p>	<p>○ 令和2年10月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、都内には急傾斜地の崩壊の発生のおそれのある箇所が13,461箇所確認されている。</p>

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0187	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	1	急傾斜地の崩壊による災害の防止	○ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地の掘削や水の放流などがけ地に悪影響を及ぼす一定の行為を行うには、知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止のために、土地所有者等に防災工事の施行、あるいは家屋の移転等を勧告することができるなど、様々な措置が可能となる。 さらに、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事で、土地所有者等が施行することが困難又は不適当と認められたものについては、一定割合の受益者負担金を徴収した上で、都が崩壊防止工事を施行している。	○ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地の掘削や水の放流などがけ地に悪影響を及ぼす一定の行為を行うには、知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止のために、土地所有者等に防災工事の施工、あるいは家屋の移転等を勧告することができるなど、様々な措置が可能となる。 さらに、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事で、土地所有者等が施工することが困難又は不適当と認められたものについては、一定割合の受益者負担金を徴収した上で、都が崩壊防止工事を施工している。
0188	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	1	急傾斜地の崩壊による災害の防止	○ 都の急傾斜地崩壊対策事業は、昭和49年に新宿区赤城元町を区域指定して都の単独事業で崩壊防止工事を施工したことに始まり、平成25年3月末現在51箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定している。	○ 都の急傾斜地崩壊対策事業は、昭和49年に新宿区赤城元町を区域指定して都の単独事業で崩壊防止工事を施工したことに始まり、令和2年8月末時点では63箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定している。
0189	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	1	急傾斜地の崩壊による災害の防止	【急傾斜地崩壊防止施設の整備】 平成24年度末整備状況 45箇所 平成25年度実施 15箇所	【急傾斜地崩壊防止施設の整備】 令和元年度未実施 52地区 令和2年度実施計画 12(2)地区 注) 1実績は、概成数を示すものである。 2規模の()書き数字は当該年度の概成(予定)数(内書き)である。
0190	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	2	がけ、よう壁等の安全化	(2) 規制指導等の強化	(2) がけ、よう壁等の安全化
0191	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	2	がけ、よう壁等の安全化	○ 都都市整備局は、がけ地に、建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っており、また、宅地造成工事規制区域内にあっては、宅地造成等規制法に基づき指導を行っている。	○ 都都市整備局は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び宅地造成等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督を行う。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化する。
0192	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	2	がけ、よう壁等の安全化	○ 今後、新たに工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化するほか、既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対しても、改善措置を講じるよう、建築基準法等に基づき、指導を行う。	○ 既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。また、区市町村が行うがけ・よう壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・よう壁の危険性を認識させ、その改善に結び付けていく。
0193	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	3	宅地の安全化	(3) 宅地造成地対策	(3) 宅地の安全化
0194	2	災害予防計画	1	水害予防対策	4	土石流、地すべり、がけ崩れ対策	3	がけ崩れ対策	3	宅地の安全化	○ 都都市整備局は、22,297haの宅地造成工事規制区域を指定し、この法律に基づく規制を行っている。	○ 都都市整備局は、指定された宅地造成工事規制区域内における一定の宅地造成について、この法律に基づく規制を行っている。
0195	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	-	-	-	-	内容と役割分担 【区市町村】 ○ 土砂災害危険箇所等を有する場合の避難体制の整備	内容と役割分担 【区市町村】 ○ 土砂災害警戒区域等を有する場合の避難体制の整備
0196	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	2	土砂災害警戒区域等の指定	-	-	○ 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害危険箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。	○ 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。
0197	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	2	土砂災害警戒区域等の指定	-	-	○ 区市町村は、区市町村地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じる。	○ 区市町村は、区市町村地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じる。
0198	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	2	土砂災害警戒区域等の指定	-	-	【指定箇所数】平成26年3月末現在 土砂災害警戒区域 6,993 土砂災害特別警戒区域 3,986	【指定箇所数】令和2年10月末時点 土砂災害警戒区域 15,478 土砂災害特別警戒区域 13,650
0199	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	3	土砂災害警戒情報の提供	-	-	○ 大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、区市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局(現水管理・国土保全局)と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。	○ 大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、区市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局(現水管理・国土保全局)と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。
0200	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	3	土砂災害警戒情報の提供	1	土砂災害警戒情報の目的	○ 東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、区市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。	○ 東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。
0201	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	3	土砂災害警戒情報の提供	2	情報の基本的な考え方	・ 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難勧告等の権限者である区市町村長を利用者として考える。	・ 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難指示等の権限者である区市町村長を利用者として考える。
0202	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	3	土砂災害警戒情報の提供	2	情報の基本的な考え方	・ 伝達は、発表者(都及び気象庁)から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準ずる。	・ 伝達は、発表者(都及び気象庁)から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準ずる。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0203	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	3	土砂災害警戒情報の提供	2	情報の基本的な考え方	・土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測を利用する。	・土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。
0204	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	○平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、内閣府策定の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」を参考に、区市町村は避難勧告等の発令基準について検討の上、策定・見直しを実施する。	(削除)
0205	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	＜「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」（平成26年4月）＞	(削除)
0206	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	○土砂災害警戒区域の指定のある区市町村は、土砂災害防止法第7条に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。 国土交通省作成の「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成19年4月）における、土砂災害に対して特に留意すべき事項は以下のとおり。	○土砂災害警戒区域の指定のある区市町村は、土砂災害防止法第8条に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。 避難体制の確保と向上にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月）などを参考に、近年の土砂災害や各区市町村の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直す。 土砂災害に対して特に留意すべき事項は以下のとおり。（「土砂災害警戒避難ガイドライン」より）
0207	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	1	土砂災害の危険性の周知	(1)情報の収集・伝達 ・豪雨時に、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設状況等を住民に提供 ・平常時より、土砂災害危険箇所等をハザードマップで住民に提供 ・防災行政無線の整備に加え、衛星携帯電話及び携帯電話による配信等により伝達手段を多角化 ・避難勧告等の判断のため、住民から前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集	(1)土砂災害の危険性の周知 ・平常時より、土砂災害警戒区域、避難場所・避難経路等をハザードマップで住民に周知 ・土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及
0208	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	2	情報の収集	(2)避難勧告等の発令 ・的確に避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令 ・在宅の要配慮者等については、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難を完了できるよう避難勧告を発令 ・避難勧告等を的確に発令できるよう、土砂災害に関する専門家等の助言を活用	(2)情報の収集 ・豪雨時に、雨量情報、土砂災害警戒情報、警戒判定メッシュ情報等を収集 ・避難勧告等の判断のため、前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集
0209	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	3	情報の伝達	(3)避難所の開設・運営 ・地区在住の区市町村職員を開設・運営に当たらせることや、自主防災組織等と連携した運営体制を確保 ・避難所は、日頃より情報が集まる日常性のある施設とすることに配慮 ・在宅の要配慮者等の早期避難に備えて、安全性が確保されている身近な公民館等の避難所を確保 ・安全な避難所の確保が難しい場合は、他の公共施設や民間施設等を一次避難所として選定 ・避難所を保全する急傾斜地崩壊対策施設等を整備	(3)情報の伝達 ・避難勧告、土砂災害警戒情報等の防災情報の多様な伝達手段を確保 ・伝達経路を決めておくとともに、着信確認による確実な情報伝達体制を構築
0210	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	4	避難勧告等の発令・解除	(4)要配慮者への支援 ・要配慮者関連施設への情報伝達方法を施設管理者と相互に確認 ・在宅の要配慮者について、防災関係部局と福祉関係部局が連携して情報共有を図り、避難支援体制を確立 ・要配慮者関連施設を保全する急傾斜地崩壊対策施設等を整備	(4)避難勧告等の発令・解除 ・土砂災害警戒情報により避難勧告等を発令することが基本 ・要配慮者の円滑な避難のため避難準備情報を活用 ・土砂災害の避難勧告等では立ち遅れ避難が基本 ・避難勧告等を的確に発令・解除出来るよう、専門家等の助言を活用
0211	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	5	安全な避難場所・避難経路の確保	(5)防災意識の向上 ・土砂災害防止月間における広報活動、防災訓練等を実施 ・住民主体のハザードマップの作成等、住民の取組の活性化を支援 ・地区の防災リーダーについて、講習会の実施等を通じて育成	(5)安全な避難場所・避難経路の確保 ・安全な避難場所・避難経路の設定時の留意事項 ・避難勧告等は発令基準に従い、避難場所の開設の有無に関わらず躊躇なく発令することが重要
0212	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	6	要配慮者への支援	(新規) ・要配慮者利用施設等への情報伝達方法を防災関係者と施設管理者が相互に確認 ・在宅の要配慮者について、防災関係部局と福祉関係部局等が連携して避難支援体制を確立 ・要配慮者利用施設等を保全する土砂災害防止施設の整備推進	(6)要配慮者への支援 ・要配慮者利用施設等への情報伝達方法を防災関係者と施設管理者が相互に確認 ・在宅の要配慮者について、防災関係部局と福祉関係部局等が連携して避難支援体制を確立 ・要配慮者利用施設等を保全する土砂災害防止施設の整備推進
0213	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	7	防災意識の向上	(新規) ・より多くの住民が参加した実践的な防災訓練等を実施 ・次世代の地域防災の担い手となる児童・生徒への防災教育を推進	(7)防災意識の向上 ・より多くの住民が参加した実践的な防災訓練等を実施 ・次世代の地域防災の担い手となる児童・生徒への防災教育を推進
0214	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	(新規) ○避難指示等の発令基準について、区市町村は「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府、平成31年3月）を参考に検討の上策定し、また適宜見直しを実施する。	

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0215	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	(新規)	「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」における避難勧告等の判断基準の設定例（土砂災害関係抜粋）
0216	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	(新規)	【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の発令基準の設定例 1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。 注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までに多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。
0217	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	(新規)	【警戒レベル4】避難勧告、避難指示の発令基準の設定例 <避難勧告> 1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 注 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。
0218	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	(新規)	<避難指示（緊急）> 緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）した場合 2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
0219	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	(新規)	【警戒レベル5】災害発生情報の発令基準の設定例 次に該当する場合に、災害発生情報を発令することが考えられる。 1：土砂災害が発生した場合
0220	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-		○土砂災害警戒区域の指定のない区市町村であっても、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所）を有する区市町村は、迅速な避難体制の確保を図る。 (削除)
0221	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	(新規)	○土砂災害防止法に基づき、区市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。（土砂災害防止法 第8条四） 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合において、これらの施設の名称及び所在地

東京都地域防災計画 風水書編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0222	2	災害予防計画	1	水害予防対策	5	土砂災害に関するソフト対策	5	避難体制等の整備・確立	-	-	○ 土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所の指定がない区市町村であっても、宅地開発等に伴い土砂災害の発生するおそれのある箇所が新たに発生することも予想されるため、平時から危険箇所を把握し、住民の円滑な避難体制を確保するよう努める。	○ 土砂災害警戒区域の指定がない区市町村であっても、宅地開発等に伴い土砂災害の発生するおそれのある箇所が新たに発生することも予想されるため、平時から危険箇所を把握し、住民の円滑な避難体制を確保するよう努める。
0223	2	災害予防計画	1	水害予防対策	-	-	-	-	-	-	第6節 浸水対策	節削除
0224	2	災害予防計画	1	水害予防対策	-	-	-	-	-	-	第7節 都市型水害対策	節削除
0225	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	1	電気施設（東京電力グループ）	-	-	1 電気施設（東京電力）	1 電気施設（東京電力グループ）
0226	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	1	電気施設（東京電力グループ）	1	高潮対策	(ア) 火力発電設備 計画高潮位以上とする。 (イ) 送電設備（地中線） 防潮堤の外側は、計画高潮位以上とする。 (ロ) 変電設備 防潮堤の外側は、計画高潮位以上とする。	(ア) 送電設備（地中線） 防潮堤の外側は、計画高潮位以上とする。 (イ) 変電設備 防潮堤の外側は、計画高潮位以上とする。
0227	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	1	電気施設（東京電力グループ）	1	高潮対策	イ 施設の状況 火力発電設備 ○ 防潮堤、護岸の築造 1 品川火力発電所 A.P.+4.3m(護岸) 2 大井火力発電所 A.P.+5.0m(護岸)	(削除)
0228	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	1	電気施設（東京電力グループ）	1	高潮対策	ウ 事業計画 火力発電設備 ○ 新設の火力発電所については、計画高潮位に対し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設の火力発電所については、本館への海水の浸水を防止することを第一の目的とし、特に必要がある発電所については、防潮堤の築造をも考慮する。	(削除)
0229	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	1	電気施設（東京電力グループ）	2	地盤沈下対策	イ 施設の現況 火力発電設備 ○ 地盤沈下の著しい地区については、定期的に沈下量調査を実施するとともに、必要に応じ改修を加えている。	(削除)
0230	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	1	電気施設（東京電力グループ）	4	強風対策	イ 施設の現況 火力発電設備 ○ 屋外鉄構の強度は、風速40m/sの風圧に耐えるものとし、煙突は、建築基準法に基づく風圧力に耐えるものとしている。	(削除)
0231	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	1	電気施設（東京電力グループ）	5	塩害対策	イ 施設の現況 火力発電設備 活線碍子洗浄装置により、碍子洗浄を行うようにしている。	(削除)
0232	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	1	電気施設（東京電力グループ）	6	電気施設予防	(6) 電気施設予防 ○ 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力の電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めている。	(6) 電気施設予防 ○ 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力グループの電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めている。
0233	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	2	ガス施設（東京ガス）	1	施設の状況	2 ガス施設（東京ガス） (1) 施設の現況 ア 製造施設 ○ ガス製造工場は、根岸工場、袖ヶ浦工場、扇島工場の3箇所にあり、各工場とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。	2 ガス施設（東京ガス） (1) 施設の現況 ア 都市ガス製造施設 ○ 都市ガス製造基地は、根岸LNG基地、袖ヶ浦LNG基地、扇島LNG基地、目立LNG基地の4箇所にあり、各LNG基地とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。
0234	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	3	水道施設（都水道局）	-	-	3 水道施設（都水道局） ○ 浄水場等の施設が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。	3 水道施設（都水道局） ○ 浄水場等が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。
0235	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	3	水道施設（都水道局）	-	-	○ 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。	○ 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っている（自動水質計器については平成27年度に設置完了済）。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0236	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	3	水道施設（都水道局）	—	—	（新規）	○ 内閣府の中央防災会議等における年超過確率1/200の降雨量での浸水被害想定に基づき、浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰(せき)の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施している。主要な浄水場等については、対策を完了しており、引き続き、多摩地域における浄水所等の施設についても対策を実施していく。 ○ 土砂災害警戒区域等内の浄水所、配水所等については、断水被害想定を踏まえ、ハード対策としてバックアップルートの確保や、ソフト対策として応急給水体制の確保等を順次実施していく。
0237	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	5	通信施設	—	—	○ 電気通信設備及び附属設備の防災設計(耐震・耐火・防水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。	○ 電気通信設備及び附属設備の防災設計(耐水・耐風・耐雪・耐震・耐火設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。
0238	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	5	通信施設	—	—	(1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。 (2) 暴風又は豪雪のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。 (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐水構造化を行う。	(1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域は耐水構造化を行う。 (2) 暴風又は豪雪のおそれがある地域は耐風又は耐雪構造化を行う。 (3) 地震又は火災に備えて、耐震及び耐火構造化を行う。
0239	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	6	都とライフライン事業者の相互協力（都総務局）	—	—	6 ライフライン対策連絡協議会の設置	6 都とライフライン事業者の相互協力（都総務局）
0240	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	6	都とライフライン事業者の相互協力（都総務局）	—	—	（新規）	○ 都とライフライン事業者間において、「東京都ライフライン対策連絡協議会」(※)を活用するなど平時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を整備する。 ○ 都、電気事業者及び電気通信事業者は、相互協力協定に基づき、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互連携体制を構築する。 ○ 都は大規模停電発生時に電源車の配備等、電気事業者と円滑な連携を図るため、予め災害対策上重要な施設のリスト化を行う。
0241	2	災害予防計画	2	都市施設対策	1	ライフライン施設	6	都とライフライン事業者の相互協力（都総務局）	—	—	○ 都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平時時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を確立するとともに、施設の防災性の向上を図ることを目的に、「東京都ライフライン対策連絡協議会」を設置している。(構成員：東京電力、東京ガス、NTT東日本、NTTコム、NTTコミュニケーションズ、KDDI、都関係局)	※ 都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平時時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を確立するとともに、施設の防災性の向上を図ることを目的に、「東京都ライフライン対策連絡協議会」を設置している。(構成員：東京電力グループ、東京ガス、NTT東日本、NTTコム、NTTコミュニケーションズ、KDDI、都関係局)
0242	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	1	施設の現況	ア 道路の延長 機関名 道路延長備考 都建設局 2,230.5km 橋梁1,200橋 横断歩道614橋 人道橋105橋 関東地方整備局 239.1km 橋梁253橋 横断歩道244橋 東日本高速道路 中日本高速道路 80.8km 東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道、第三京浜道路、京葉道路、圏央道、八王子BP、東京外かん自動車道 首都高速道路 191.3km 高架構造が全体の8割以上 区市町村 21,689.2km 計 24,430.9km	ア 道路の延長 機関名 道路延長備考 都建設局 2,243.3km 橋梁1,221橋 横断歩道589橋 人道橋106橋 関東地方整備局 245.6km 橋梁253橋 横断歩道244橋 東日本高速道路 中日本高速道路 78.2 km 中央自動車道、関越自動車道、東北縦貫自動車道、第一東海自動車道、東関東自動車道、国道466号（第三京浜）、国道14号（京葉道路）、国道468号 首都高速道路 202.0km 高架構造が全体の約8割 区市町村 21,878.9 km 計 24,647.9km
0243	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	1	施設の現況	都建設局 ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、海岸よりの高潮及び低地帯、谷底平野部での内水氾濫等に区分される。立体交差(アンダーパス)等で流水が自然流下することができない箇所には道路排水場(52箇所)がある。	都建設局 ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、海岸よりの高潮及び低地帯、谷底平野部での内水氾濫等に区分される。立体交差(アンダーパス)等で流水が自然流下することができない箇所には道路排水場(56箇所)がある。
0244	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	1	施設の現況	東日本高速道路 中日本高速道路 ○ 都内の幹線有料道路は、東名高速道路、中央自動車道、圏央道、八王子バイパス、関越自動車道、第三京浜道路及び京葉道路の7路線であり、各路線とも、国道、都幹線道又は首都高速道路と結ばれているため、災害時の救援物資の輸送等、応急対策に利用できる。	東日本高速道路 中日本高速道路 ○ 都内の幹線有料道路は、東名高速道路、中央自動車道、圏央道、関越自動車道、第三京浜道路、京葉道路及び東京外環自動車道の7路線であり、各路線とも、国道、都幹線道又は首都高速道路と結ばれているため、災害時の救援物資の輸送等、応急対策に利用できる。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0245	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	2	予防対策	都建設局 ○ 多摩山間部の道路について、多摩川南岸道路、秋川南岸道路の整備を推進し、通行止め等で地域が孤立しないよう、道路の拡幅・線形改良、代替路等を整備するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性をさらに強化する。 ○ 島しょ地域では、島民の生活を支え、緊急時の重要な避難路となる都道について、迅速な避難・復旧活動が行えるよう道路の拡幅・線形改良、代替路等を整備するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性をさらに強化する。	都建設局 ○ 多摩山間地域の道路は、地域の生活や産業経済を支える極めて重要な社会基盤であり、土砂崩れや積雪等で道路が寸断されると地域交通に大きな影響を及ぼす。そのため、バイパス機能を担う多摩川南岸道路、秋川南岸道路等の整備を推進し、交通機能のリダンダンシー等を確保するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。 ○ 島しょ地域は、島民の生活や産業活動を支え、自然災害時には避難路としての機能を担うなど防災力の強化に資する極めて重要な基盤施設である。そのため、集落間の連絡機能や、防災拠点等とのアクセスを強化する道路の新設や拡幅等の整備を推進するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。
0246	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	2	予防対策	(新規)	○ 東京と千葉の都県境での橋梁の配置間隔が長いエリアにおいて、洪水など災害時の広域避難や緊急物資輸送等、防災機能の向上を図るため、新たな3橋梁（まよりよう）の整備に向けた取組を推進する。
0247	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	2	予防対策	2 橋梁	2 橋梁（まよりよう）
0248	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	2	予防対策	警視庁 ○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ 交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付位置を必要に応じて見直す。	警視庁 ○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 (削除)
0249	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	2	予防対策	・ 背面板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。	・ 表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。
0250	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	2	予防対策	・ 風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズン前に灯器用アーム及び背面板等の点検補強を実施する。	(削除)
0251	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	1	道路施設	2	予防対策	・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。	・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。
0252	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	4	港湾施設	2	予防対策	都港湾局 (2) 島しょ港湾 ○ 防波堤の整備により、港内の静穏を図る。 【各港の防波堤延長】平成25年3月31日現在	都港湾局 (2) 島しょ港湾 ○ 防波堤の整備により、港内の静穏度向上を図るとともに、島しょ地域での災害発生時における迅速な避難・復旧活動が行えるよう、既存岸壁の改良等により耐震性・耐波性を強化し、港湾施設の防災力を向上させる。 【各港の防波堤延長】以下削除
0253	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	5	無電柱化の推進	—	—	5 無電柱化の推進（都建設局）	5 無電柱化の推進（都建設局、都港湾局）
0254	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	5	無電柱化の推進	—	—	(新規)	《都建設局》
0255	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	5	無電柱化の推進	—	—	○ センター・コアエリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完成させるとともに、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線では、平成37年度までに無電柱化を完了させる。	○ センター・コアエリア内の計画幅員で完成した都道においては、令和元年度までに無電柱化がおおむね完了した。引き続き、周辺区部及び多摩地域の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線では、令和6年度までに完了させる。また、島しょ地域においては、地域特性に応じた無電柱化の整備手法を検討しつつ、令和元年台風第15号による大きな被害を契機に、大島で電線共同溝整備工事を実施している。
0256	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	5	無電柱化の推進	—	—	(新規)	《都港湾局》 ○ 緊急物資等の輸送や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、東京港臨海部において臨港道路等の無電柱化を推進する。
0257	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	7	その他の対策	—	—	7 その他の対策（都都市整備局）	7 その他の対策（都住宅政策本部）
0258	2	災害予防計画	2	都市施設対策	2	道路及び交通施設等	7	その他の対策	—	—	・ 既存のマンションや公社住宅等において、災害時でも、生活の継続に必要なエレベーターや給水ポンプの運転を可能とするコージェネレーション設備などの自立型発電設備と高圧一括受電による商用電源を併用したシステムを導入するプロジェクトの実施を促進する。 ・ 都営住宅の建替えにより創出した用地等において、民間事業者の創意工夫・技術力を活用し、コージェネレーション設備、蓄電機能等を備え、災害時にも生活の継続に必要な一定の電力を確保するマンション開発のモデルプロジェクトを実施する。	(削除)
0259	2	災害予防計画	3	農林水産施設対策	2	水産施設	1	漁港	—	—	(新規)	○ 防波堤の整備により港内静穏度向上を図るとともに、島しょ地域での災害発生時における迅速な避難・復旧活動が行えるよう、既存岸壁の改良等により耐震性・耐波性を強化し、港湾施設の防災力を向上させる。
0260	2	災害予防計画	3	農林水産施設対策	2	水産施設	1	漁港	—	—	都営漁港事業計画表	都営漁港事業計画表 (表削除)

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0261	2	災害予防計画	3	農林水産施設対策	3	森林・林業施設	2	森林	—	—	(新規)	○ 脆弱な地質地帯における山崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。
0262	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	1	都本庁舎の整備	—	—	議会議事堂 鉄骨鉄筋コンクリート造	議会議事堂 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
0263	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	1	都本庁舎の整備	—	—	定格1,500kVA×2台 (54,500ℓ×2基、他)	定格3,000kVA×1台 (54,500ℓ×2基、他)
0264	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	1	都本庁舎の整備	—	—	定格1,000kVA×1台 (2,000ℓ×1基)	定格750kVA×1台 (4,000ℓ+1,500ℓ)
0265	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	1	都本庁舎の整備	—	—	○ 停電時、第一本庁舎へ無給油で累計60時間程度の電力供給が可能	○ 停電時、第一本庁舎へ無給油で累計72時間程度の電力供給が可能
0266	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	1	都本庁舎の整備	—	—	上水受水槽 50m ³ 中水受水槽 40m ³	上水受水槽 40m ³ 中水受水槽 40m ³
0267	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	1	都本庁舎の整備	—	—	○ 上水受水槽有効貯水量 約290m ³ (約6日間) ○ 中水・雨水・井水備蓄槽有効貯水量約1,280m ³ (約3日間)	○ 上水受水槽有効貯水量 約280m ³ (約6日間) ○ 中水・雨水・井水備蓄槽有効貯水量約1,390m ³ (約3日間)
0268	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	3	警察署、消防署等の整備	—	—	3 警察署、消防署等の整備 平成26年4月現況 交番・駐在所 1,084所	3 警察署、消防署等の整備 令和2年4月現況 交番・駐在所 1,081所
0269	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	3	警察署、消防署等の整備	—	—	平成25年度末現況	令和元年度末現況
0270	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	3	警察署、消防署等の整備	—	—	○ 防災情報受信端末の整備	○ 災害情報受信端末の整備
0271	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	3	警察署、消防署等の整備	—	—	○ 島部警察署への画像伝送システムの整備	○ 島部警察署、山間部警察署、機動隊への画像伝送システムの整備
0272	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	3	警察署、消防署等の整備	—	—	(新規)	○ 過去の豪雨や強風による被害状況を踏まえ、消防庁舎の被害対策を実施する。
0273	2	災害予防計画	4	応急活動拠点等の整備	1	活動庁舎等の整備	4	その他都立施設の整備	—	—	(新規)	4 その他都立施設の整備 ○ 各施設管理者において、地域のハザードマップ等を参照し、洪水や土砂崩れ、内水氾濫等の風水害リスクを精査し、リスクに応じ、止水板や土のう袋等の水害対策を検討し、可能な箇所から順次実施する。
0274	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	自助による都民の防災力の向上	—	—	—	—	(新規)	○ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。 ○ 早期避難の重要性を理解しておく。
0275	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	自助による都民の防災力の向上	—	—	—	—	○ 区市町村で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。	○ 区市町村で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握しておく。
0276	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	自助による都民の防災力の向上	—	—	—	—	(新規)	○ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
0277	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	自助による都民の防災力の向上	—	—	—	—	○ 風水害の予報が出た場合、状況に応じてむやみな外出を控えたり、若しくは危険が想定されれば事前に避難するなど、必要な対策を講じる。	○ 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
0278	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	自助による都民の防災力の向上	—	—	—	—	○ あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難先・避難経路の確認を行って おく。	○ 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
0279	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	自助による都民の防災力の向上	—	—	—	—	○ 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。	○ 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。
0280	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	自助による都民の防災力の向上	—	—	—	—	(新規)	○ 気象情報や区市町村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
0281	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	1 「東京防災隣組」をはじめとする防災市民組織の活性化	1 防災市民組織の活性化
0282	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	○ とりわけ、都総務局は、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定し、地域の防災活動の中核として位置付け、その取組に関して積極的に普及活動を展開することにより、周辺地域への波及を図る。また、地域防災力向上モデル地区における取組の成果の普及と併せて、地域の防災市民組織の活性化を図っていく。加えて、認定団体間の情報共有と自主的な連携関係の構築を促進することにより、認定団体の活動の質の向上と活性化を図り、地域防災力の向上を更に牽引する。	(削除)

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0283	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	○ 各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。	○ 各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することができる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。
0284	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	○ 区市町村に対し、防災市民組織未結成地域の解消推進に係る、より一層きめ細やかな指導・助言の実施 ○ 東京防災隣組認定団体の活動に携わる人々の熱意や生の声を伝える紹介冊子等の作成・配布による、他の地域の防災活動への取組契機づくり	(削除)
0285	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	(新規)	○ 防災市民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
0286	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性と防災隣組の活動を周知するための普及イベントの開催	○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催
0287	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	○ 関係局及び区市町村と連携した防災隣組の普及活動 ○ 認定団体交流会や東京防災隣組ホームページの活用による認定団体同士の人材ネットワークの構築 ○ 東京防災隣組認定による防災隣組の都内全域への普及拡大 ○ 東京防災隣組をはじめとする防災市民組織の課題解決、リーダー育成のための講習会の開催 ○ 地域防災力向上モデル地区（24年度・25年度各4地区）における防災課題への取組の成果発信	(削除)
0288	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	(新規)	○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
0289	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	都水道局 ○ 消火栓等からの応急給水用資器材の貸与等による区市町と防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援	都水道局 ○ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援
0290	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	1	防災市民組織の活性化	—	—	・ 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備	・ 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
0291	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	地域による共助の推進	2	外国人への連絡体制	—	—	《都関係各局》 (新規)	《都関係各局》 ○ 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版の作成・配布 ○ 多言語での情報入手が可能な「東京防災アプリ」のダウンロード促進 ○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、風水害時の情報を多言語で発信
0292	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	3	事業所による自助・共助の強化	1	事業所による自助・共助の強化	—	—	都総務局 ○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりの推進	都総務局 ○ 事業所相互間の協力体制の推進
0293	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	3	事業所による自助・共助の強化	1	事業所による自助・共助の強化	—	—	(新規)	・ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害応急対策等に係る車両・資器材等の水没回避等の事前対策の推進
0294	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	3	事業所による自助・共助の強化	1	事業所による自助・共助の強化	—	—	(新規)	・ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成
0295	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	3	事業所による自助・共助の強化	1	事業所による自助・共助の強化	—	—	《都総務局》 ○ 地域の防災力向上の取組の一環として、事業所と地域との防災に係る相互連携を推進するため、事業所に対する意識づけが行われるよう働き掛けとともに、住民に対しては、地域防災リーダー研修を活用して、先進事例を紹介するなど、関係者への協定締結の働き掛けを行う。	《都総務局》 (削除)
0296	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	3	事業所による自助・共助の強化	1	事業所による自助・共助の強化	—	—	(新規)	○ 住民に対し、地域と事業所の相互連携の必要性について、研修等を通じ普及啓発を行う。 ○ 事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成を行う。 ○ 自主防災組織の活動拠点等において、災害時に地域住民が充電できる蓄電池等を配備する区市町村の取組に対し支援していく。
0297	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	4	都民・行政・事業所等の連携	1	都民・行政・事業所等の連携	—	—	・ 東京防災隣組における企業者間連携や町会・事業者間等の連携の普及・拡大	・ 防災市民組織における事業者間連携や町会・事業者間等の連携の普及・拡大

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0298	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	4	都民・行政・事業所等の連携	1	都民・行政・事業所等の連携	—	—	都生活文化局 ○ 区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備置場所等が不足した場合の施設の確保に努めるなど、発災時に災害ボランティアが活動する上で必要な条件の事前整備を実施	都生活文化局 (削除)
0299	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般ボランティア	1	一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携	—	—	(新規)	○ 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
0300	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般ボランティア	1	一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携	—	—	東京ボランティア・市民活動センター ○ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築	東京ボランティア・市民活動センター (削除)
0301	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般ボランティア	1	一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携	—	—	(新規)	○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○ 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
0302	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般ボランティア	1	一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携	—	—	区市町村 (新規)	区市町村 ○ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方針等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進
0303	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	1	東京都防災ボランティア等との連携	—	—	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)
0304	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	2	東京都消防庁災害時支援ボランティアとの連携	—	—	○ 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月に「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定して、災害時支援ボランティアの、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大し、災害対応の強化を図っている。	○ 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。
0305	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	2	東京都消防庁災害時支援ボランティアとの連携	—	—	【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】 要件 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ発災時において消防活動支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】 要件 原則として、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ発災時において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者
0306	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	2	東京都消防庁災害時支援ボランティアとの連携	—	—	活動内容 ○ 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施 1 応急救護活動 2 消火活動の支援 3 救助活動の支援 4 災害情報収集活動 5 消防用設備等の応急措置支援 6 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 7 その他、必要な支援活動 ○ 平常時には、以下の活動を実施 1 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 3 その他、登録消防署の要請による活動	活動内容 ○ 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 ○ 平常時には、消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。
0307	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	3	赤十字ボランティアとの連携	—	—	【赤十字ボランティアの概要】 活動内容 平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、……	【赤十字ボランティアの概要】 活動内容 平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、……
0308	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	3	赤十字ボランティアとの連携	—	—	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施	災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動の実施

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0309	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	応急対策	1	一般ボランティア	—	—	1 一般ボランティア (新規)	1 一般ボランティア ○ 区市町村及び都は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。
0310	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	応急対策	1	一般ボランティア	—	—	都生活文化局 ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援	都生活文化局 ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援
0311	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	応急対策	1	一般ボランティア	—	—	○ 区市町村からの要請に基づき、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保	(削除)
0312	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	応急対策	1	一般ボランティア	—	—	東京ボランティア・市民活動センター ○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援	東京ボランティア・市民活動センター ○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援
0313	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	応急対策	1	一般ボランティア	—	—	○ 市民活動団体等との連携	(削除)
0314	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	応急対策	1	一般ボランティア	—	—	(新規)	○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
0315	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	応急対策	1	一般ボランティア	—	—	【一般ボランティア】 (新規)	【一般ボランティア】 関係図の差替え
0316	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	応急対策	2	登録ボランティア	—	—	東京消防庁災害時支援ボランティア 東京消防庁からの協力依頼を受け、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施	東京消防庁災害時支援ボランティア 東京消防庁からの協力依頼を受け、東京消防庁が管下で行う消防署内での後方支援活動や応急救護活動などの支援を実施
0317	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	1	各防災機関が行う広報内容の基準	ス 避難勧告等に関する取扱い(要配慮者避難向け準備情報を含む。)	ス 避難指示等に関する取扱い(要配慮者避難向け準備情報を含む。)
0318	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	2	各防災機関の広報	都総務局 (新規)	都総務局 1 防災ブックの作成 「東京防災」「東京くらし防災」を作成し、都民等に配布している。また、これらの冊子の閲覧が可能な「東京都防災アプリ」などを通じ、意識啓発を行っている。
0319	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	1 防災広報パンフレットの作成 東京都の防災対策や応急対策を周知するため、「東京都の防災対策」等の防災パンフレットを作成し、都民や防災機関等を対象に配布している。	2 防災広報パンフレットの作成 東京都の防災対策や応急対策を周知するため、防災に係る各種冊子・パンフレット等を作成し、都民や防災機関等を対象に配布している。
0320	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	イ 平常時には、地域防災計画等各種の防災計画の紹介を中心として、児童向けの防災コーナーを設ける等の工夫を凝らし、分かりやすく親しみやすいホームページを構築する。	イ 平常時の普及啓発として、地域防災計画等の各種の防災計画の紹介に加え、風水害の脅威を疑似体験することにより早期避難の重要性を学ぶVR動画の配信や、児童向けの防災コーナーの設置などの工夫を凝らし、分かりやすいホームページを構築し、発信していく。
0321	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	3 防災展の開催 毎年、防災週間に、都の事業の一つとして、新宿駅西口広場イベントコーナー等を会場に、都と防災関係機関が一体となり、都民を対象とした各種の展示・イベント等を行い、防災知識の普及と防災意識の高揚を図っている。	4 普及イベントの開催 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催
0322	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	都生活文化局 3 ラジオ定時番組 「都民ニュース」(TBSラジオ)では、都政情報や都の行事など情報を伝えている。「TOKYOシティ・インフォメーション」(Inter FM)では、在京外国人を対象に英語で都政・生活情報を伝えている。 4 テレビ定時番組 「東京サイト」(テレビ朝日)、「すけっち」(ヨルカフェTOKYO) (テレビ東京)、「どうする？東京」「東京クラッ！」(東京インフォメーション)(TOKYO MX)において、都政情報などを提供している。	都生活文化局 3 テレビ・ラジオ番組 テレビ・ラジオの定時番組において、都政情報などを提供している。 またラジオでは、在京外国人を対象に英語で都政・生活情報を伝える番組を提供している。 4 ホームページ・SNS 都庁総合ホームページやTwitter等を活用して、各種情報を提供している。
0323	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	都福祉保健局 (新規)	都福祉保健局 3 災害拠点病院等における自家発電設備等の強化 災害拠点病院や災害拠点連携病院が、災害時にも自家発電等のラインを確保し医療機能を維持することができるよう、取組を強化していく。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0324	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>都建設局</p> <p>○洪水予測システムの改良、水防災総合情報システムの多言語化やスマートフォン対応などを進め、河川の水位情報などリアルタイムの情報提供を充実させる。</p> <p>○ホームページやTwitterの活用などにより、情報提供の迅速化・多様化を進めていく。</p> <p>○浸水予想（想定）区域図の更新や高潮浸水想定区域図の作成について、関係区市等と十分な検討・調整を行い、速やかに公表する。</p>	<p>都建設局</p> <p>1 水防災システムの情報提供</p> <p>インターネットを活用して、雨量、河川水位、河川監視画像などリアルタイムの水防災情報を提供している。また、多言語化やスマートデバイス化を行うとともにTwitterでも情報を発信している。</p> <p>2 浸水予想区域図等の周知</p> <p>区市町村が作成するハザードマップの基となる浸水予想区域図や土砂災害警戒区域図をホームページ等で公表している。</p>
0325	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>都下水道局（新規）</p>	<p>都下水道局</p> <p>○地元区等と連携した樋門等に係る情報発信及びPR強化</p>
0326	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>（新規）</p>	<p>都交通局</p> <p>○水防法に基づき、対象となる各駅の「避難確保・浸水防止計画」をホームページで公開している。</p>
0327	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>（新規）</p>	<p>都都市整備局</p> <p>○浸水想定地域内の対策として、関係団体に、国や都の地下空間における浸水対策ガイドラインを周知する。</p> <p>○建築確認申請時等の機会を捉え、申請者等に、河川保全区域内の確認と許可手続きについて、河川管理者への相談を案内する。</p>
0328	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>（新規）</p>	<p>都住宅政策本部</p> <p>○マンション管理ガイドラインに風水害対策に関する取組を追加することにより普及啓発を実施する。</p>
0329	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>東京消防庁</p> <p>○チラシ、小冊子等広報印刷物、ソーシャルメディア、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。</p>	<p>東京消防庁</p> <p>○チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。</p>
0330	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>（新規）</p>	<p>区市町村</p> <p>○ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>
0331	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>日赤東京都支部</p> <p>○都民、学校等を対象に、救急・救護等に関する講習会(救急法、水上安全法、健康生活支援講習等)を行う。</p> <p>○災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーを開催し、赤十字救護ボランティアの育成を図っている。</p> <p>○「赤十字減災・救護フェスタ」を開催し、救急法と防災知識の普及を図っている。</p> <p>○赤十字減災セミナーを開催し、災害時の行動に必要な知識・技術の普及を図っている。</p>	<p>日赤東京都支部（削除）</p>
0332	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>（新規）</p>	<p>1 赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会の開催</p> <p>(1) 赤十字防災セミナー</p> <p>災害に備え、自分の大切な人を守るために必要な知識と技術を都民に普及させる。</p> <p>(2) 赤十字救急法</p> <p>心肺蘇生や応急手当の知識と技術を都民に普及する。</p> <p>(3) 赤十字健康生活支援講習</p> <p>避難所生活に役立つ知識と技術を都民に普及する。</p> <p>(4) 赤十字災害救護セミナー</p> <p>災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。</p> <p>(5) ホームページなどによる情報提供</p> <p>2 赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援</p> <p>3 催事等における救護物資やパネルなどの展示やパンフレットの配布</p>
0333	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	<p>東京ガス</p> <p>○防災の日及び防災週間中に都民等に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。</p>	<p>東京ガス（削除）</p>

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0334	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	(新規)	○ ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取り組みの紹介をしているほか、防災イベント等を通じてお客さまに都市ガスの安全と防災についての広報に努め防災意識の高揚を図っている。
0335	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	東京電力	東京電力グループ
0336	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	1	防災広報の充実	—	—	○ 東京電力の防災対策、……	○ 東京電力グループの防災対策、……
0337	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	2	防災教育の充実	—	—	都総務局 ○ 都民、防災市民組織のリーダー、事業所防災担当者などを対象に、防災シンポジウム・防災セミナー、各種講演会等を開催し、防災知識の向上と防災意識の高揚を図る。 ○ 都は、広域的な立場から都内全域を対象としたリーダー研修を実施し、座学のみならず実技を取り入れた実践的な内容とする。区市町村で行うリーダー研修は、地域特性を踏まえた内容とする。	都総務局 (削除)
0338	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	2	防災教育の充実	—	—	(新規)	○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催
0339	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	2	防災教育の充実	—	—	○ 区市町村の防災担当職員を対象に毎年研修会を実施して、知識の付与・意識の高揚を図る。	○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第33条（防災教育））
0340	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	2	防災教育の充実	—	—	(新規)	○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
0341	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	2	防災教育の充実	—	—	東京消防庁 (新規)	東京消防庁 ○ 過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命、身体、財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。 1 区市町村等と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 2 都総務局と連携し、「東京マイ・タイムライン」の普及啓発を行う。 3 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 4 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 5 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 6 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。
0342	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	1	防災意識の啓発	2	防災教育の充実	—	—	○ 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 ○ 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 ○ 都民の防災に関する知識の習得や防災行動力の向上のため、都民防災教育センターの利用促進を図る。 ○ 区市町村等と連携を図り、都民の防災教育を推進する。 1 災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供する。 2 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。	(削除)
0343	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	2	防災訓練の充実	3	非常通信訓練	—	—	関東地方非常通信協議会 ○ 災害時に通常確保されている東京都防災行政無線による通信が使用出来なくなった場合を想定し、他機関の自営通信システムなどを利用した非常通信ルートを確認するため、非常無線通信訓練を実施する。	関東地方非常通信協議会 ○ 災害時に通常確保されている東京都防災行政無線による通信が使用出来なくなった場合を想定し、他機関の自営通信システムなどを利用した非常通信ルートを確認するため、非常無線通信訓練を実施する。
0344	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	2	防災訓練の充実	4	水防訓練	—	—	都建設局 ○ 関係防災機関との協力又は協働し水防訓練を実施する。	都建設局 ○ 関係防災機関と協力又は協働し、水防訓練を実施する。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0345	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	2	防災訓練の充実	8	その他都庁各局の訓練	—	—	都交通局 1 異常時総合訓練 （1）脱線復旧訓練 （2）鉄道施設復旧訓練 （3）列車防護訓練 （4）旅客の救出訓練 （5）初期消火訓練 （6）非常召集訓練 （7）情報連絡訓練	都交通局 （削除）
0346	2	災害予防計画	7	防災運動の推進	2	防災訓練の充実	9	指定公共機関等の訓練	—	—	その他の機関 1 非常参集	その他の機関 1 非常参集訓練

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0001	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	-	-	-	-	-	主な機関の応急活動	主な機関の応急活動表	(表の書式変更)
0002	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	1	東京都災害対策本部の分掌事務	○ 本部長室の所管事務 ・ 避難の勧告又は指示に関すること。	○ 本部長室の所管事務 ・ 避難の指示等に関すること。
0003	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	政策企画局 2 大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。 4 その他特命に関すること。	政策企画局 2 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 3 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 その他特命に関すること。
0004	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	青少年・治安対策本部	都民安全推進本部
0005	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	(新規)	戦略政策情報推進本部 1 基盤システムの維持に関すること 2 災害時における他の局の応援に関すること
0006	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	生活文化局 5 生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 6 私立学校との連絡調整に関すること。 7 文化施設の点検、整備及び復旧に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。	生活文化局 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 6 私立学校との連絡調整に関すること。 7 文化施設の点検、整備及び復旧に関すること。 8 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。 9 災害時における他の局の応援に関すること。
0007	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	都市整備局 3 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。 4 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。	都市整備局 3 災害時における他の局の応援に関すること。
0008	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	(新規)	住宅政策本部 1 住宅の復興計画の策定に関すること。 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
0009	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	警視庁 2 交通規制に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 4 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 5 行方不明者の調査に関すること。 6 遺体の調査等及び検視に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。	警視庁 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
0010	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	産業労働局 1 食料（米穀、副食品及び調味料）の確保及び調達に関すること。	産業労働局 1 救助物資の確保及び調達に関すること。
0011	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	建設局 2 砂防施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること	建設局 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 7 公園の保全、復旧に関すること
0012	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	東京都災害対策本部等の分掌事務等	2	各局等の分掌事務	港湾局 1 港湾施設、海岸保全施設等の整備、保全及び復旧に関すること。	港湾局 1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設、空港施設の保全及び復旧に関すること。
0013	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	2	東京都災害対策本部の設置等	-	-	○ 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。	○ 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。
0014	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	2	東京都災害対策本部の設置等	-	-	(新規)	○ 都本部の組織及び運営については、災害対策基本法、本部条例、本部規則及び本部運営要綱により定める。
0015	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	2	東京都災害対策本部の設置等	-	-	ウ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊作戦システム運用隊長	ウ 陸上自衛隊第1師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空総隊司令官
0016	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	2	東京都災害対策本部の設置等	-	-	政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。	都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
0017	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	3	東京都災害対策本部の組織	-	-	<東京都災害対策本部の組織図>	<東京都災害対策本部の組織図> (図の書替)

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0018	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	(新規)	(本部長室事務局) ○ 都本部が設置された場合、都総務局は、本部長室の事務局として本部の 応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、対策分野ごとに部門等を設置す る。 ○ 部門等のうち、救出・救助統括室は、総務局・自衛隊・警視庁・東京消防 庁・海上保安庁で構成し、各機関からの災害情報の共有、各機関が行う災害 対処の活動に必要な支援・調整等を実施する。また、必要に応じ、救出・救助 統括室内に航空運用調整班を設置し、航空機の運用及び安全に関する調整 を行う。この際、航空運用調整班は、各機関からの、航空機の知識・運用に長 けた派遣者で可能な限り構成するものとする。 ○ 部門等のうち、連携チームは、医療救護活動、物資の調達・輸送、道路や ライフラインの復旧など、対策分野ごとに、各局、防災機関、関係団体、事業者 等で構成し、関係機関が一同に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各 対策を円滑に調整し迅速に対応する。また、連携チームは、発災後の被災状 況等に応じて、臨機応変に適宜新設するものとする。
0019	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	(救出・救助統括室、部門・連携チーム) ○ 都本部が設置された場合、都総務局は、本部の応急対策活動を迅速か つ円滑に進めるため、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置する。 ○ 救出・救助統括室は、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上 保安庁で構成し、各機関からの災害情報の共有、各機関が行う災害対処の 活動に必要な支援・調整、総合防災部情報統括担当による関係機関の活動 に関する情報集約、分析及び今後の展開予想を実施する。 ○ 医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々 な応急活動を一体的に実施するため、本部の下に各局、防災機関、関係団 体、事業者で構成する連携チームを設置する。 ○ 関係機関が一同に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各対策につ いて円滑に調整し迅速に対応することを目的とする。 ○ 各連携チームは、チーム内の関係者間とはより、他チームや各部門とも相 互に連携し、各種対策を適切に実施する。 ○ 総務局長は、主に広報・広聴部門や庶務部門などの事務を統括する。 ○ 危機管理監は、主に、自衛隊・警察・消防・海上保安庁との調整（救出・ 救助統括室）、各局や区市町村の調整部門などの事務を統括し、総務局総 合防災部長が補佐する。	(削除)
0020	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	○ 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 ・ 避難の勧告又は指示に関すること。	○ 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 ・ 避難の指示等に関すること。
0021	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	(新規)	・その他災害時における 応急又は復旧業務を円滑に実施するため、本部長が特に必要と認める団体
0022	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	(新規)	○ 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めるとき、又は 本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡 員調整会議を開催する。
0023	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	○ 国の現地対策本部が設置（東京都庁第二本庁舎1階ホールに設置） された場合、都本部は、受入れ及び派遣対応を行い、国の現地対策本部との 連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。	○ 国の現地対策本部が東京都庁第一本庁舎5階大会議場に設置された 場合、都本部は、受入れ及び派遣対応を行い、国の現地対策本部との連携を 密にして、円滑な応急対策の推進を図る。
0024	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	(新規)	(区市町村との連携) ○ 区市町村との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図ることを目的 に、情報連絡要員を各区市町村へ派遣する。
0025	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	(国の現地対策本部の受入対応) (設備部門(班))	(国の現地対策本部の受入対応) (情報班)
0026	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	○ 都本部の報道機関に対する発表は、政策企画局が都庁記者クラブ(第一 本庁舎6階)又は、臨時記者室において行う。	○ 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において 行う。
0027	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	・ 指令情報室：災害対策について情報処理及び対策立案等を行う。	・ 指令情報室：災害対策について情報処理及び対策立案等を行う。また区 市町村等防災機関との情報連絡を行う。
0028	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	・ 通信室：区市町村等防災機関との情報連絡を行う。	(削除)
0029	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	(新規)	・ 自衛隊災害時連絡室：各自衛隊本部等との通信連絡等を行う。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0030	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	東京都災害対策本部の運営	-	-	<p>【立川地域防災センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集及び連絡調整等の機能を有している。 ○ 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。 ○ 多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めるときは、立川市内に存する都の出先事業所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。 ○ 立川基地には、国の立川広域防災基地が設置され、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かして、地域の市町村や防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との情報連絡・調整等により連携を図る。 	<p>【立川地域防災センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立川地域防災センターは、南関東地域に広域的な災害が発生し首都機能に甚大な被害が生じた場合を想定して国が整備した立川広域防災基地内にあり、東京都防災センターの指揮の下に行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集・連絡調整、救援物資の備蓄・輸送、要員確保などの機能を有している。 ○ 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。 ○ 立川広域防災基地には、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かして、地域の市町村や防災機関、立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。
0031	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	1	応急対策本部の設置	1	応对本部の設置	<p>ア 暴風、大雨、津波、高潮又は洪水のいずれかの警報が発せられたとき。</p> <p>イ 利根川、荒川又は多摩川に洪水予報が発せられたとき。</p>	<p>ア 暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき。</p> <p>イ 利根川、荒川又は多摩川に指定河川洪水予報が発せられたとき。</p>
0032	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	1	応急対策本部の設置	1	応对本部の設置	(新規)	○ 大規模風水害時においては、都民への情報発信などを行うため、応对本部を立ち上げ、事前に態勢を構築する。
0033	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	1	応急対策本部の設置	2	応对本部の設置の通知等	(新規)	○ 応对本部が設置されたときは、直ちにその旨を局長に通知するとともに必要があると認めるときは次に掲げる者に対し、通知を行う。 ア 本部構成局以外の局等の長 イ 区市町村長 ウ 陸上自衛隊第1師団長 エ 海上自衛隊機須賀地方總監 オ 防災担当大臣 カ 消防庁長官 キ 厚生労働省社会・援護局長
0034	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	1	応急対策本部の設置	2	応对本部の設置の通知等	○ 応对本部の設置の通知等は、本章第1節2「東京都災害対策本部の設置等」に準じて処理する。 ○ 応对本部が設置された場合は、東京都防災センター又は適当な場所に「東京都応急対策本部」の標示を掲出する。	(削除)
0035	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	1	応急対策本部の設置	3	応对本部の廃止	○ 応对本部の廃止の通知等は、本章第1節2「東京都災害対策本部の設置等」に準じて処理する。	○ 応对本部の廃止の通知等は、上記(2)に準じて処理する。
0036	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	2	応急対策本部の組織	-	-	<p><東京都応急対策本部の組織図></p> <p>幹事〔本部長の属する部局の課長で本部長が指名又は要請する者〕</p> <p>(注) 水防法に基づき水防本部は、都応急対策本部の構成局となる。</p>	<p><東京都応急対策本部の組織図></p> <p>幹事〔本部長の属する部局の課長で本部長が指名する者〕</p> <p>警視總監又は教育庁が指定する職にある者</p> <p>(削除)</p>
0037	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	2	応急対策本部の組織	-	-	イ 本部長は、災害対策上重要な事項について審議する等必要が生じた場合には、本部会議を開催する。	イ 本部長は、災害応急対策の実施にかかると重要な事項について審議する等必要が生じた場合には、本部会議を開催する。
0038	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	2	応急対策本部の組織	-	-	ア 幹事会は、都総務局総合防災部長、関係部各局の課長級職員で構成する。	ア 幹事会は、都総務局総合防災部長、関係部各局の課長級職員及び警視總監又は教育長があらかじめ指定する職にある者で構成する。
0039	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	2	応急対策本部の組織	-	-	(新規)	<p>〔職員配備態勢の指令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、本部を設置したときは、本部構成局に対し職員配備態勢の指令を発するものとする。 ○ 局長等は、職員配備態勢の指令が発せられたときは、本部の職員を配備するものとする。 ○ 知事が必要と認めるときは、東京都災害対策本部の構成局の局長に対し、第12第1項に加え、東京都災害対策本部運営要綱（昭和38年4月8日付38総行災第42号）第8第1項第1号で定める非常配備態勢の職員区分に準じた態勢の指令を発し、現地機動班要員を配備することができる。
0040	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	応急対策本部の組織・運営	2	応急対策本部の組織	-	-	<p>(1) 情報連絡態勢 各局若干名とする。</p> <p>(2) 応急配備態勢 局ごとに定める。</p>	<p>(1) 情報連絡態勢 災害の発生を防ぎよするための通信情報活動を主とする態勢とし、各本部構成局が定める。</p> <p>(2) 応急配備態勢 情報連絡態勢を強化し、災害が発生した場合には応急対策活動を実施する態勢とし、各本部構成局が定める。</p>
0041	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	3	災害即応対策本部	1	災害即応対策本部の設置	-	-	○ 突発的・局地的な集中豪雨では、災害対策本部を立ち上げるまでの間又は、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。	○ 突発的・局地的な集中豪雨では、災害対策本部を立ち上げるまでの間又は、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0042	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	3	災害即応対策本部	2	災害即応対策本部の組織	-	-	<p>【本部長】 危機管理監 【（新規）】 【構成員】 ○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部長代理等 【設置要件】 ○ 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。 ○ 大規模事故テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき。 ○ 局地的な災害発生のおそれがある場合で応急対策本部を設置しないとき。 【主な役割】 ○ 自衛隊に対する災害派遣要請の検討</p>	<p>【本部長】 危機管理監 知事が必要と認めるときは知事が指名する副知事 【副本部長】 総合防災部長 知事が必要と認めるときは危機管理監及び総合防災部長 【構成員】 ○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 休日若しくは勤務時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部長代理等 【設置要件】 【削除】 【主な役割】 ○ その他必要な応急対策</p>
0043	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	4	都職員の初動態勢	1	初動期における応急対策活動	-	-	○ 被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、都総務局総合防災部の指揮下に「現地機動班」を編成する。	○ 被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の指揮下に「現地機動班」を編成する。
0044	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	4	都職員の初動態勢	1	初動期における応急対策活動	-	-	○ 現地機動班は、原則として、各区市町村にある都等の施設を活動拠点とし、人命・人身にかかわる応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や都各局が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援などを行う。	○ 現地機動班は、原則として、各区市町村にある都の施設等を活動拠点とし、人命・人身にかかわる応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や都各局が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援などを行う。
0045	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	4	都職員の初動態勢	1	初動期における応急対策活動	-	-	(新規)	○ 現地機動班の活動拠点となる都施設については、東京都防災行政無線など応急対策活動の実施に必要な資機材を整備する。
0046	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	4	都職員の初動態勢	3	夜間休日等における初動態勢の確保	1	夜間防災連絡室による初動態勢	<p>ア 災害等に関する情報収集及び連絡 イ 気象情報の収集及び連絡 ウ 都総務局総合防災部職員に対する災害情報等の連絡 エ 東京消防庁等に対する救急患者の輸送に係る要請及び連絡 オ 都総務局総合防災部長等が東京都防災センターに登庁するまでの間、災害対策本部設置業務及び災害対策本部構成局への連絡、関係防災機関に対する要請 カ 災害対策職員住宅に入居する災害対策連絡員等に対する災害情報等の連絡 キ 上記のほか特に総合防災部長等が指示する業務</p>	<p>・ 気象情報の収集及び資料作成 ・ 地震及び台風等の災害に関する情報収集及び資料作成 ・ 危機管理に関する情報収集及び資料作成 ・ 火災、救急事故及び救助事故等に関する総務省消防庁への報告 ・ 島しょにおける急患搬送にかかる要請及び連絡 ・ 総合防災部職員及び各局防災主管課職員等への情報連絡 ・ 大規模災害の発生時等における災害対策本部の立上げ並びに災害対策本部構成局及び関係防災機関等に対する情報伝達 ・ 災害対策本部の設置時における総合防災部職員の災害対応業務等の補助 ・ 上記のほか、特に総合防災部長等が指示する業務</p>
0047	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	4	都職員の初動態勢	3	夜間休日等における初動態勢の確保	2	災害対策職員住宅入居職員による初動態勢	○ 上記職員は夜間防災連絡室から参集の連絡があった場合、又は夜間休日等の勤務時間外において特別非常配備態勢がとられた場合には、ただちに、東京都防災センターもしくは立川地域防災センターに参集し、都総務局総合防災部長の指揮下に入る。また、都本部が設置された場合は、原則として、設置から72時間までの間は、都本部の運営事務に従事する。	○ 上記職員は夜間防災連絡室から参集の連絡があった場合、又は夜間休日等の勤務時間外において非常配備態勢がとられた場合には、ただちに、東京都防災センター又は立川地域防災センターに参集し、都総務局総合防災部長の指揮下に入る。
0048	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	4	都職員の初動態勢	3	夜間休日等における初動態勢の確保	2	災害対策職員住宅入居職員による初動態勢	<p>○ 災害対策職員住宅に入居している総務局総合防災部の職員は、夜間防災連絡室からの連絡があった場合は、ただちに情報収集を行う。災害により被害が発生した場合には速やかに東京都防災センターに参集し、必要な対応措置をとる。</p>	(削除)
0049	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	1	救助・救急活動態勢等	-	-	○ 災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。	○ 区市町村本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
0050	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	2	救助・救急体制の整備	1	東京消防庁の救助・救急体制	(新規)	○ 先遣隊として災害事態の早期把握や、活動・指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアポート等を装備する即応対処部隊を創設し、即応体制を強化する。
0051	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	2	救助・救急体制の整備	1	東京消防庁の救助・救急体制	○ 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の育成及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。	○ 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
0052	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	2	救助・救急体制の整備	1	東京消防庁の救助・救急体制	○ 東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者(サポートCab)等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。	○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
0053	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	3	大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整	1	大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	(1) 大規模救出救助活動拠点の確保	(1) 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備
0054	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	3	大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整	1	大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	○ 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用する大規模救出救助活動拠点を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。	○ 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警備）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンベース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0055	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	3	大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整	1	大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	○ 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、区部・多摩地域において大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な大規模な都立公園や河川敷など屋外施設32カ所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設26カ所を、候補地として指定している。	○ 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、区部・多摩地域において大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な大規模な都立公園や河川敷など屋外施設35カ所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設26カ所を、候補地としている。
0056	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	3	大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整	1	大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	○ 公園や高速道路のサービスエリアなどの整備等を推進し、大規模救出救助活動拠点の充実を図る。	○ 公園などの整備等を推進し、大規模救出救助活動拠点の充実を図る。
0057	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	3	大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整	2	ヘリコプター活動拠点の確保	○ 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。	○ 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
0058	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	救助・救急対策	3	大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整	2	ヘリコプター活動拠点の確保	都が指定する災害時拠点病院からおおむね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を指定する。	都が指定する災害拠点病院からおおむね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。
0059	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	2	防災機関等の応援協力	東京電力は、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、各電力会社及び電源開発株式会社と、非常災害対策用資機材の相互融通態勢を整えている。	東京電力グループは、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。
0060	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	2	防災機関等の応援協力	東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力供給契約」に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めていた。	東京電力パワーグリッド本社は、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めていた。
0061	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	(新規)	○ 「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、首都圏を構成する九都県市域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、相互に連絡し合い、災害状況や災害対策本部の設置状況等について把握し、情報連絡体制を確立する。 ○ 大規模な災害が発生した場合には、応援調整都県市の調整の下、被災都県市への応援を行う。
0062	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	(九都県市広域防災プラン(風水害編)) ○ 首都圏において、単独都県市では対応が困難な大規模水害の発生に備え、首都圏の防災力強化と被害の軽減を図ることを目的に、「八都県市(現九都県市)広域防災プラン(風水害編)」を平成18年11月に策定した。 ○ 九都県市の連携強化を図るため、平常時から具体的な行動指針として発災時に必要な「共通のルール」「共通のツール」及び「共通の情報」を定め、各都県市はそれらの整備に取り組むこととしている。	(削除)
0063	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	(新規)	○ 九都県市域内での対応が困難な場合は、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請を行う。 一方、関西広域連合域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、同協定に基づき、応援を実施する。
0064	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	(ア) 共通のルール 発災時に九都県市で共通に対応する具体的なルールを定めた。 (イ) 共通のツール 応援・受援をスムーズに行うため、使用する共通のシステムを定めた。 (ロ) 共通の情報 発災時に必要な各都県市の防災関連情報をデータベース化し、九都県市で共有することとした。 機 関 名 内 容 都 複数の都県市で多くの被害が発生、又は発生するおそれがある場合被害状況に応じて、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、応援調整を実施する。 (資料第87「九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目」別冊P194) ○ このほか、九都県市と関西広域連合との間で災害時相互応援協定を締結し、遠隔地からの応援を円滑に受け入れる体制を整備している。	(削除)
0065	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	○ 都道府県においては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、全国知事会の調整の下、各ブロック知事会(東京都は関東地方知事会)における支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックに渡る全国的な広域応援を実施することとしている。	○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、全国知事会の調整の下、各ブロック知事会(東京都は関東地方知事会)における支援体制の枠組みを基礎とした全国的な広域応援を実施する。
0066	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	○ 広域応援として、住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供等を実施する。	(削除)

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0067	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	(新規)	○ いずれかの都道府県において、大雨特別警報が発表された大雨等において、全国知事会は、被災情報等の収集や連絡事務等を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部を設置する。 ○ 幹事県は、被災県に対する応援がブロック内での支援では十分に実施できない場合には、全国知事会に対し広域応援を要請する。
0068	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	○ 複数ブロックに渡る全国的な広域応援に係る事務を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会は、全国知事会長を本部長とする緊急広域災害対策本部を設置する。	○ 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国的な広域応援に係る事務を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会長を本部長とする緊急広域災害対策本部を設置する。
0069	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	(新規)	○ 広域応援として、住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設又は業務の提供等を実施する。
0070	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	○ 被災県は、自らが所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対して、全国知事会を通じて広域応援を要請する。 ○ 被災県が属するブロックに隣接したブロックは、幹事県の調整の下、被災県への応援を行う。	(削除)
0071	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力	(新規)	工 被災市区町村応援職員確保システム ○ 「被災市区町村応援職員確保システム」に関する要綱に基づき、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する。 ○ 被災市区町村ごとに被災区域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援団体として決定し、支援を実施する。（第一段階支援） ○ 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。（第二段階支援） ○ 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。 ○ 被災市区町村は自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に総務省に対し、災害マネジメント総括支援チームの派遣を要請することができる。
0072	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	1	応援協力	5	公共団体（※1）等との応援協力体制の確立（区市町村）	ク リ災証明書交付事務に協力すること。	ク 罹災証明書交付事務に協力すること。
0073	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	2	自衛隊への災害派遣要請	3	自衛隊との連絡	○ 都は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。	○ 都は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。
0074	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	応援協力・派遣要請	2	自衛隊への災害派遣要請	7	災害派遣部隊の活動内容	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊及び法律相談等の支援を実施する。
0075	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	1	情報通信連絡体制	-	-	(新規)	* 3 市町村消防団の場合
0076	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	1	情報通信連絡体制	-	-	○ 都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。	○ 都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。
0077	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	1	情報通信連絡体制	-	-	・ 全回線又は任意の回線についての時限統制を行う。 ・ 任意の話中回線に割り込み通話や、その回線の強制切断を行う。 ・ 都本部と任意の防災機関との間に直通回線を設定する。	・ 特定の回線について着信規制、通話時間規制を行う。 ・ 任意の話中回線への割り込み通話、及びその回線の強制切断を行う。
0078	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	2	通信施設の整備及び運用	-	-	また、災害時において特に重要となる避難情報について、公共情報コモンズを活用し、より迅速かつ的確に情報発信を行う。	また、災害時において特に重要となる避難情報について、Lアラート（災害情報共有システム）を活用し、より迅速かつ的確に情報発信を行う。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
0079	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	2	通信施設の整備及び運用	-	-	・ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。	・ 非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、電報に優先して取扱う。
0080	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	2	通信施設の整備及び運用	-	-	○ 各防災機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信）	○ 各防災機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に定める非常通信）
0081	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	情報収集・伝達体制	-	-	○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けるとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。	○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けるとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。
0082	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	情報収集・伝達体制	-	-	○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けるとき又は自らその発表を知ったときは、ただちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。	○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けるとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0083	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	情報収集・伝達体制	-	-	○ 津波に関する特別警報・警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区市町村に通知する。	○ 津波に関する大津波警報・警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区市町村に通知する。
0084	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	情報収集・伝達体制	-	-	○ 自ら収集した災害原因に関する情報を、ただちに都総務局に通報する。 ○ 都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、ただちに所属機関に通報する。	○ 自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通報する。 ○ 都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、直ちに所属機関に通報する。
0085	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	情報収集・伝達体制	-	-	○津波に関する特別警報及び警報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係警察署を通じて、管内住民に周知する。	○ 津波に関する大津波警報・警報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係警察署を通じて、管内住民に周知する。
0086	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	情報収集・伝達体制	-	-	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に通報する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知する。	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知する。
0087	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	情報収集・伝達体制	-	-	○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。	○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。
0088	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	2	気象情報の早期収集	-	-	・ 気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難勧告の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。	・ 気象庁東京管区気象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。
0089	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	2	気象情報の早期収集	-	-	・ 区市町村は、大雨時等に避難勧告の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁予報部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。	・ 区市町村は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。
0090	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	3	区市町村等との確実な情報の共有	-	-	○ 通報、伝達された情報は、区市町村長の避難勧告等の判断及び住民の自主避難の参考になるものであるため、確実に区市町村へ伝達されるとともに、都、区市町村及び関係防災機関との間で情報共有されることが重要である。	○ 通報、伝達された情報は、区市町村長の避難情報発令の判断及び住民の自主避難の参考になるものであるため、確実に区市町村へ伝達されるとともに、都、区市町村及び関係防災機関との間で情報共有されることが重要である。
0091	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	4	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	2	情報の共有の必要性	○ 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。 そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。	○ 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。 そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報FAXなどにより、区市町村の避難指示等に有用な情報を提供する。
0092	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	4	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	2	情報の共有の必要性	(新規)	○ また洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成30年6月より運用開始した。
0093	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	4	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	2	情報の共有の必要性	○ 区市町村では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとする。 これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難勧告等を遅滞なく出すことが可能となる。	○ 区市町村では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとする。 これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難指示等を遅滞なく出すことが可能となる。
0094	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	4	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	4	情報の内容	ア 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等	ア 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
0095	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	5	竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有	1	気象庁は、段階的に次のような情報を提供する。	気象ドップラーレーダーの観測などから、今まさに竜巻等の激しい突風の発生しやすいう気象状況となっている時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から1時間である。 なお、平成26年度からは、竜巻の目撃情報を活用したより確度の高い竜巻注意情報の発表を新たに開始する。	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすいう気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
0096	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	5	竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有	2	都内において、竜巻が発生した場合の情報伝達は次のとおりである。	<竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）>	<竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）> ※ 図の挿入

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0097	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	5	竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有	2	都内において、竜巻等が発生した場合の情報伝達は次のとおりである。	○ 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲(おおむね二つの県)を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。	○ 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。
0098	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	6	特別警報が発表された時の情報の共有	-	-	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
0099	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	6	特別警報が発表された時の情報の共有	-	-	○区市町村は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTTから通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。	○区市町村は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTTから通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
0100	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	6	特別警報が発表された時の情報の共有	-	-	上表のとおり、①数十年に一度の降雨量と②数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧という2つの基準が設けられている。うち、前者については、府県程度の広がりて50年に一度の大雨、かつ、更に雨が降り続けると予想される場合に発表されるため、島しょ部は発表されにくい地理的条件にある。このため、島しょ部において局地的に50年に一度の記録的な大雨が観測された場合には、ホットライン等を用いて、可能な限り気象台から都及び当該島しょ部町村長に、特別警報に相当する危機感を伝えることとしている。	上表のとおり、大雨特別警報は数十年に一度の降雨量という基準が設けられており、50年に一度の大雨、かつ、更に雨が降り続けると予想される場合に発表されるため、島しょ部は発表されにくい地理的条件にある。土砂災害については、発表条件として災害発生との結びつきが強い指数が導入されたため、島しょ部で大雨特別警報が発表されにくい条件は解消されたが、浸水害については、引き続き大雨特別警報が発表されにくい条件にある。このため、島しょ部において局地的に50年に一度の記録的な大雨が観測された場合には、ホットライン等を用いて、可能な限り気象台から都及び当該島しょ部町村長に、特別警報に相当する危機感を伝えることとしている。なお、特別警報が発表されるような状況においては、島しょ部に限らず、気象台からホットライン等を用いて、都及び当該市区町村長に対し、警報事項を明確にし、厳重な警戒を呼びかけることとしている。
0101	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	7	津波警報・注意報等の伝達体制	-	-	○都は、気象庁及び関係機関、区市町村と連携し、大津波警報・津波警報または津波注意報(以下、これらを「津波警報等」という。)の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。	○都は、気象庁及び関係機関、区市町村と連携し、大津波警報・津波警報又は津波注意報(以下、これらを「津波警報等」という。)の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。
0102	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	7	津波警報・注意報等の伝達体制	-	-	○ 東京海上保安部港内交通管制室において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより周知する。	○ 東京湾海上交通センターにおいて、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより周知する。
0103	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	7	津波警報・注意報等の伝達体制	-	-	【伝達系統図】	【伝達系統図】 「気象庁本庁」の伝達先に「NTT東日本及びNTT西日本」を追加 NTT東日本 警報の送信先変更
0104	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	7	津波警報・注意報等の伝達体制	-	-	【伝達系統図】 (注)1 気象庁本庁から「NTT東日本及びNTT西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT東日本及びNTT西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。 4 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施工令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先 5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路	【伝達系統図】 (注)1 気象庁本庁から「NTT東日本及びNTT西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT東日本及びNTT西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。 2 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。 3 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施工令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先 4 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
0105	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	7	津波警報・注意報等の伝達体制	-	-	※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT) 気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報や、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。 消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。	※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT) 気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報や、人工衛星及び地上回線(LGWAN)を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。 消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。 また、携帯電話会社を経由し、個々の携帯電話利用者にメール(エリアメール・緊急速報メール)で伝達するルートも整備されている。
0106	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	8	津波警報・注意報等の伝達体制	-	-	【J-ALERTシステムの構成図】 (参照：平成22年12月17日付総務省消防庁報道発表資料)	【J-ALERTシステムの構成図】 ※図差替え (参照：平成29年版消防白書)
0107	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	-	-	-	-	原則として、システム端末の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。)	原則として、災害情報システム(DIS)の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。)
0108	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	-	-	-	-	報告の種類、提出期限、模式及び提出部数は次のとおりとする。	報告の種類、期限等は次のとおりとする。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0109	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	-	-	-	-	防災情報 災害総括 被害情報、措置情報 要請情報	被害第1報告 被害数値報告 被害箇所報告 支援要請
0110	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	○ 携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。	○ 携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。また、防災関連情報(東京アメック、各種ハザードマップ、都内中小河川の水位、雨量情報等)をホームページ上にてワンストップで確認できるように、機能向上を図る。
0111	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	○ 防災Twitterや公共情報コモンズなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。	○ 防災Twitter、東京都防災アプリや東京都等が保有するデジタルサインージなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。
0112	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	(新規)	○ 民間で配信しているアプリと連携活用し、情報発信を行う。 ○ チャットボットを用いて都民からの問合せに対して、迅速に対応する。
0113	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	○ 都本部から指示があったとき、又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。	○ 報道機関に対する発表 ○ 要請文の作成
0114	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	イ 給水拠点の場所及び応急給水の実施方法	イ 災害時給水ステーション(給水拠点)の場所及び応急給水の実施方法
0115	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	ウ ホームページ	ウ デジタルサインージ、ホームページ、アプリ、SNS
0116	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	ソフトバンクモバイル ソフトバンクテレコム	ソフトバンク
0117	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	東京電力	東京電力グループ
0118	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	-	-	○ 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。	○ 広報手段は、ホームページ及びテレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体等とする。
0119	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	1	都本部からの報道機関への発表	○ 都本部からの発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。なお、本部長室での直接の取材は受け付けない。	○ 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。
0120	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	1	都本部からの報道機関への発表	○ 都本部の報道機関への窓口は、都政策企画局とする。	○ 報道機関からの問合せに係る対応は、都政策企画局とする。
0121	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	1	都本部からの報道機関への発表	○ 都本部の決定事項及び各局の発表事項は、都政策企画局が行う。	○ 都本部及び各局の報道発表に係る庁内調整は、都政策企画局が行う。
0122	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	1	都本部からの報道機関への発表	(新規) ○ 都本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約、調整、整理、突合、精査を行い、報道機関への発表を行う。	○ 都本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約、調整、整理、突合、精査を行い、報道機関への発表を行う。
0123	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	1	都本部からの報道機関への発表	表	_(表の差替え)_
0124	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	2	警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表	○ 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。 ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要なに応じて発表する。	○ 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。 ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要なに応じて発表する。
0125	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	7	避難指示等の情報伝達	(7) 避難勧告等の情報伝達	(7) 避難指示等の情報伝達
0126	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	7	避難指示等の情報伝達	○ 都及び区市町村は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコと連携した避難勧告等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。	○ 都及び区市町村は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコと連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。
0127	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動	7	避難指示等の情報伝達	イ 伝達する情報 (7) 避難準備情報(要配慮者向け準備情報を含む。) (イ) 避難勧告 (ウ) 避難指示 (エ) 警戒区域の設定	イ 伝達する情報 (7) 避難準備情報(要配慮者向け準備情報を含む。) (イ) 避難指示 (ウ) 警戒区域の設定
0128	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	2	広聴活動	-	-	○ 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の解決に努める。	○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の解決に努める。
0129	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	2	広聴活動	-	-	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る。	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。
0130	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	2	広聴活動	-	-	○ 被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の対応を実施する。	○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施する。
0131	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	2	広聴活動	-	-	○ 被災者の生活等に関する相談や被災者への支援に関する相談など、被災者に関する総合的な相談窓口を開設する。	(削除)
0132	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	2	広聴活動	-	-	○ 相談内容を的確にとらえ、要望、苦情等の解決に努めるとともに、適切な部署等を案内する。	○ 電話等により相談に対応し、適切な部署等を案内する。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0133	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	2	広聴活動	-	-	○被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る。	○被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。
0134	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	-	-	-	-	-	-	○洪水、高潮又は津波による水害を警戒、防衛し、これによる被害を軽減する	○洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し水害を警戒、防衛し、これによる被害を軽減する。
0135	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	○水防については水防法第7条により毎年「水防計画」に検討を加え、必要がある時は変更されるものである。このため、常に最新の東京都水防計画を確認する。 以下は、令和2年度時点の抜粋資料(参考)とする。
0136	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	-	-	-	-	-	-	※水防活動に関する具体的事項については、最新の東京都水防計画による。	※水防活動に関する具体的事項については、最新の東京都水防計画を確認することとする。
0137	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	1	気象情報	1	東京都災害情報システム(DIS)	○DISを活用することで、「建設局河川水位情報」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、区市町村への伝達情報の判断材料等に活用することができる。	○DISを活用することで、「東京都防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、区市町村への伝達情報の判断材料等に活用することができる。
0138	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	1	気象情報	2	防災情報提供システム	○各種防災気象情報の他、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のみならず激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入力できる。区市町村が行う避難勧告等の判断の参考に利用する。	○各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)、洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のみならず激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入力できる。区市町村が行う避難指示等の判断の参考に利用する。
0139	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	1	気象情報	2	防災情報提供システム	○水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、津波特別警報である。	○水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報である。
0140	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	1	気象情報	2	防災情報提供システム	資料第120「気象庁による注意報・警報の種類及び基準値」別冊P258	資料第●●「防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」別冊P●●が適用される
0141	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	1	気象情報	2	防災情報提供システム	<気象情報伝達系統図> ・気象庁が発表した気象情報(警報のみ)は、NTT東日本を通じて区市町村に伝達。	<気象情報伝達系統図> ・気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁およびN.T.T.東日本を通じて区市町村に伝達。
0142	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	利根川上流部 広瀬川 左岸：群馬県伊勢崎市境中島字向川原10番1地先から利根川への合流点まで 右岸：群馬県伊勢崎市境中島字石島1082番1地先から利根川への合流点まで 小山川 左岸：埼玉県深谷市高島字前久保50番3地先新明橋下流端から利根川への合流点まで 右岸：埼玉県深谷市石塚字住殿621番2地先新明橋下流端から利根川への合流点まで 早川 左岸：群馬県太田市武蔵島町554番1地先から利根川への合流点まで 右岸：群馬県太田市前島町172番5地先から利根川への合流点まで	利根川上流部 (削除)
0143	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	江戸川 (旧川を除く)	江戸川
0144	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	江戸川 幹川分派点から海まで	江戸川 左岸：利根川からの分派点から海まで 右岸：利根川からの分派点から海まで(旧川を除く)
0145	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	綾瀬川 (谷古字区間)	綾瀬川 (谷古字区間)
0146	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	綾瀬川 左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から東京都足立区神明1丁目30-1地先まで	綾瀬川 左岸：埼玉県深谷市大字蒲生字西浦3793-3地先から東京都足立区神明1丁目30-1地先まで
0147	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	荒川 左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海まで 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで	荒川 左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海まで(旧川を除く) 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで(旧川を除く)

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0148	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	(新規)	入間川 左岸：埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から荒川への合流点まで 右岸：埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から荒川への合流点まで 小ヶ谷(おがや) 菅間(すがま)
0149	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	多摩川 左岸：東京都青梅市青大柳町1575地先から海まで	多摩川 左岸：東京都青梅市青大柳町1575地先から海まで
0150	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	浅川 左岸：東京都八王子市中野上町4丁目3895番地先から多摩川合流地点まで 右岸：東京都八王子市元本郷4丁目483番地先から多摩川合流地点まで	浅川 左岸：東京都八王子市中野上町4丁目3895番地先から多摩川合流地点まで 右岸：東京都八王子市元本郷4丁目483番地先から多摩川合流地点まで
0151	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(〇〇川)はん濫注意情報 (洪水注意報)	(〇〇川) 氾濫注意情報
0152	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	基準地点のいずれかの水位が、はん濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
0153	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(〇〇川)はん濫警戒情報 (洪水警報)	(〇〇川) 氾濫警戒情報
0154	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後にははん濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
0155	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(〇〇川)はん濫危険情報 (洪水警報)	(〇〇川) 氾濫危険情報
0156	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	基準地点のいずれかの水位が、はん濫危険水位に到達したとき	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
0157	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(〇〇川)はん濫発生情報 (洪水警報)	(〇〇川) 氾濫発生情報
0158	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	洪水予報を行う区域において、はん濫が発生したとき	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
0159	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(新規)	(〇〇川) 氾濫注意情報解除
0160	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(新規)	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
0161	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	3	洪水予報河川発表基準水位	(3) 洪水予報河川発表基準水位 (表)	(3) 洪水予報河川発表基準水位 (表の削除)
0162	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	3	洪水予報河川発表基準水位	(新規)	洪水予報河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。
0163	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	3	洪水予報河川発表基準水位	《各基準面の関係》(参考)	(削除)
0164	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	4	洪水予報伝達	○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難勧告等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。	○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。
0165	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	4	洪水予報伝達	<国管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)>	<国管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画を確認することとする)>
0166	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	2	洪水予報河川(国管理河川)	4	洪水予報伝達	・洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町を通じて都民にも伝達。	(削除)
0167	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲	(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲 (最新情報への更新)
0168	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	※1 野川・仙川における洪水予報は、平成26年度内に運用を開始する。	(削除)
0169	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	1	洪水予報を行う河川及びその範囲	※2 芝川・新芝川洪水予報は東京都・埼玉県・気象庁予報部・熊谷地方気象台の共同発表	※ 芝川・新芝川洪水予報は東京都・埼玉県・気象庁予報部・熊谷地方気象台の共同発表
0170	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	○ 神田川、目黒川、渋谷川、古川、野川・仙川	○ 神田川、目黒川、渋谷川、古川、野川・仙川、妙正寺川
0171	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	〇〇川はん濫警戒情報 (洪水警報)	(〇〇川) 氾濫危険情報
0172	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	基準地点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内にははん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
0173	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(新規)	(〇〇川) 氾濫 注意情報解除

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0174	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(新規)	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき
0175	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	芝川・新芝川 はん濫注意情報 (洪水注意報)	芝川・新芝川 氾濫注意情報
0176	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	青木水門の水位が、はん濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	青木水門の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
0177	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	芝川・新芝川 はん濫警戒情報 (洪水警報)	芝川・新芝川 氾濫警戒情報
0178	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	青木水門の水位が、はん濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	青木水門の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
0179	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	芝川・新芝川 はん濫危険情報 (洪水警報)	芝川・新芝川 氾濫危険情報
0180	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	青木水門の水位が、はん濫危険水位に到達したとき	青木水門の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
0181	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	芝川・新芝川 はん濫発生情報 (洪水警報)	芝川・新芝川 氾濫発生情報
0182	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準 種類と発表基準	洪水予報を行う区域において、はん濫が発生したとき	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
0183	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(新規)	芝川・新芝川 氾濫注意情報解除
0184	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	2	洪水予報の種類と発表基準	(新規)	青木水門の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
0185	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	3	洪水予報河川発表基準水位	(3) 洪水予報河川発表基準水位 (表)	(3) 洪水予報河川発表基準水位 (削除)
0186	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	3	洪水予報河川発表基準水位	※ 野川・仙川における洪水予報は、平成26年度内に運用を開始する。	(削除)
0187	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	3	洪水予報河川発表基準水位	(新規)	洪水予報河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。
0188	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	3	洪水予報河川(都管理河川)	4	洪水予報伝達	○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難勧告等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。 <都管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)> ☆総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は管内の区市に伝達 ・洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町を通じて都民にも伝達	○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。 <都管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画を確認することとする)> 建設局河川部からのホットメールを追加 ☆総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市に情報伝達する。 ☆洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達
0189	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川(国河川管理)	-	-	○ 国土交通省は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し(水位周知河川)、避難判断水位に達した場合は直ちに最新の水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。	○ 国土交通省は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し(水位周知河川)、氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位に達した場合は直ちに最新の水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。
0190	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川(国河川管理)	2	水位周知の種類と発表基準	(新規)	大栗川氾濫注意情報
0191	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川(国河川管理)	2	水位周知の種類と発表基準	(新規)	報恩橋における水位が氾濫注意水位に到達したとき
0192	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川(国河川管理)	2	水位周知の種類と発表基準	大栗川はん濫警戒情報	大栗川氾濫警戒情報
0193	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川(国河川管理)	2	水位周知の種類と発表基準	(新規)	大栗川氾濫危険情報
0194	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川(国河川管理)	2	水位周知の種類と発表基準	(新規)	報恩橋における水位が氾濫危険水位に到達したとき
0195	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川(国河川管理)	3	水位周知河川発表基準水位	(3) 水位周知河川発表基準水位 (表)	(3) 水位周知河川発表基準水位 (表の削除)
0196	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川(国河川管理)	3	水位周知河川発表基準水位	(新規)	水位周知河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0197	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	4	水位周知河川（国河川管理）	4	伝達系統	（4）伝達系統 （伝達系統図）	（4）伝達系統 ＜国管理河川 水位周知伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする。）＞ （伝達系統図の差替え）
0198	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	-	-	都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれある河川を指定し（水位周知河川）、避難判断水位に達した場合は直ちに最新の水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。	都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちに最新の水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。
0199	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	1	水位周知河川及びその範囲（都管理河川）	（1）水位周知河川及びその範囲（都管理河川）	（1）水位周知河川及びその範囲（都管理河川） （最新情報に更新）
0200	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	2	水位周知の種類と発表基準（都管理河川）	〇〇川は氾濫警戒情報	〇〇川氾濫危険情報
0201	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	2	水位周知の種類と発表基準（都管理河川）	（新規）	解除
0202	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	2	水位周知の種類と発表基準（都管理河川）	（新規）	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき
0203	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	3	周囲周知河川発表基準水位（都管理河川）	（3）水位周知河川発表基準水位（都管理河川） （表） ※矢沢川、丸子川、呑川については、平成31年度内に運用を開始する。	（3）水位周知河川発表基準水位（都管理河川） （表の削除） 水位周知河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。
0204	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	4	水位周知伝達系統図（都管理河川）	（4）水位周知伝達系統図（都管理河川）	（4）水位周知伝達系統図（都管理河川）
0205	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	4	水位周知伝達系統図（都管理河川）	各河川のはん濫警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。なお、区市町村については、水防担当部署と避難勧告等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。	各河川のはん濫警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。なお、区市町村については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。
0206	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	5	水位周知河川（都管理河川）	4	水位周知伝達系統図（都管理河川）	（系統図）	＜都管理河川 水位周知伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする。）＞ （最新情報への更新）
0207	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	6	水位周知河川（神奈川県管理河川）	-	-	鶴見川、麻生川、境川の神奈川県管理区間で発表されるはん濫警戒情報のうち、都民への情報提供が必要なものは以下のとおりである。	鶴見川、麻生川、豊光寺川、境川の神奈川県管理区間で発表されるはん濫警戒情報のうち、都民への情報提供が必要なものは以下のとおりである。
0208	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	6	水位周知河川（神奈川県管理河川）	1	水位周知河川及びその範囲（神奈川県管理）	（表）	（表を最新情報へ更新）
0209	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	6	水位周知河川（神奈川県管理河川）	2	水位周知の種類と発表基準（神奈川県管理河川）	〇〇川は氾濫警戒情報	〇〇川氾濫警戒情報
0210	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	6	水位周知河川（神奈川県管理河川）	2	水位周知の種類と発表基準（神奈川県管理河川）	（新規）	〇〇川氾濫危険情報
0211	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	6	水位周知河川（神奈川県管理河川）	2	水位周知の種類と発表基準（神奈川県管理河川）	（新規）	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
0212	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	6	水位周知河川（神奈川県管理河川）	3	水位周知河川発表基準水位（神奈川県管理河川）	（表）	（表の削除） 水位周知河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。
0213	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	6	水位周知河川（神奈川県管理河川）	4	水位周知伝達系統図（神奈川県管理河川）	各河川のはん濫警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。	各河川のはん濫警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。
0214	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	6	水位周知河川（神奈川県管理河川）	4	水位周知伝達系統図（神奈川県管理河川）	（新規）	＜県管理河川 水位周知伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする。）＞
0215	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川（国管理河川）	-	-	7 水防警報河川	7 水防警報河川（国管理河川）
0216	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川（国管理河川）	-	-	国土交通省及び都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。	国土交通省は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。
0217	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川（国管理河川）	1	種類、内容及び基準（国管理河川）	（1）種類、内容及び基準	（1）種類、内容及び基準（国管理基準）
0218	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川（国管理河川）	1	種類、内容及び基準（国管理河川）	準備（発表基準） 水防団待機水位（指定水位）に達しはん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。	準備（発表基準） 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
0219	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川（国管理河川）	1	種類、内容及び基準	出勤（発表基準） はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。	出勤（発表基準） 氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0220	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	1	種類、内容及び基準	指示(発表基準) はん濫警戒情報が発表されたり、すでにはん濫注意水位(警戒水位)を越えて災害の起こるおそれがあるとき。	指示(発表基準) 氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位(警戒水位)を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
0221	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	1	種類、内容及び基準	解除(発表基準) はん濫注意水位(警戒水位)以下に下がったとき。はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないとは判断されるとき。	解除(発表基準) 氾濫注意水位(警戒水位)以下に下がったとき。氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないとは判断されるとき。
0222	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	2	河川、区間、基準点、担当事務所(国管理河川)	(2) 水防警報河川(国管理河川) ○河川、区間、基準点、担当事務所	(2) 河川、区間、基準点、担当事務所(国管理河川)
0223	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	2	河川、区間、基準点、担当事務所(国管理河川)	荒川 左岸 自 埼玉県戸田市早瀬1丁目 至 海 右岸 自 板橋区三園2丁目 至 海	荒川 左岸 自 埼玉県戸田市早瀬1丁目4329番地先 至 海 右岸 自 板橋区三園2丁目80番5地先 至 海
0224	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	2	河川、区間、基準点、担当事務所(国管理河川)	多摩川 左岸 自 世田谷区喜多見町2丁目4540番地先 至 大田区仲六郷4丁目2番地先	多摩川 左岸 自 世田谷区喜多見町2丁目4540番地先 至 大田区東六郷4丁目34番地先
0225	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	3	発表基準水位(国管理河川)	○ 発表基準水位	(3) 発表基準水位(国管理河川)
0226	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	3	発表基準水位(国管理河川)	○ 発表基準水位 (表)	○ 発表基準水位 (表の削除) 発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。
0227	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	4	水防警報伝達系統図(国管理河川)	(新規)	(4) 水防警報伝達系統図(国管理河川)
0228	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	4	水防警報伝達系統図(国管理河川)	○ 水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難勧告等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。	水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。
0229	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	7	水防警報河川(国管理河川)	4	水防警報伝達系統図(国管理河川)	<水防警報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)>	<水防警報伝達系統図(詳細は最新の水防計画を確認することとする。)>
0230	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	8	水防警報河川(都管理河川)	-	-	(3) 水防警報河川(都管理)	8 水防警報河川(都管理河川)
0231	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	8	水防警報河川(都管理河川)	-	-	(新規)	都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。
0232	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	8	水防警報河川(都管理河川)	1	河川、区間、基準点、担当事務所(都管理河川)	○ 河川、区間、基準点、担当事務所	(1) 河川、区間、基準点、担当事務所(都管理河川)
0233	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	8	水防警報河川(都管理河川)	2	発表基準水位(都管理河川)	○ 発表基準水位 (表)	(2) 発表基準水位(都管理河川) (表の削除) 発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。
0234	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	8	水防警報河川(都管理河川)	3	水防警報伝達系統図(都管理河川)	○ 水防警報の伝達は、次のとおり行う。	(3) 水防警報伝達系統図(都管理河川)
0235	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	8	水防警報河川(都管理河川)	3	水防警報伝達系統図(都管理河川)	<水防警報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)>	<水防警報伝達系統図(詳細は最新の水防計画を確認することとする。)>
0236	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	9	水防警報河川(神奈川県管理河川)	-	-	(4) 水防警報河川(神奈川県管理)	9 水防警報河川(神奈川県管理河川)
0237	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	9	水防警報河川(神奈川県管理河川)	-	-	(新規)	鶴見川、麻生川、真光寺川、境川の神奈川県管理区間で発表される水防警報のうち、都内の水防管理団体への情報提供が必要なのは以下のとおりである。
0238	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	9	水防警報河川(神奈川県管理河川)	1	河川、区間、基準点、担当事務所(神奈川県管理河川)	○ 河川、区間、基準点、担当事務所	(1) 河川、区間、基準点、担当事務所(神奈川県管理河川)
0239	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	9	水防警報河川(神奈川県管理河川)	1	河川、区間、基準点、担当事務所(神奈川県管理河川)	(新規)	真光寺川 左岸 自 東京都境 至 鶴見川合流点 右岸 自 東京都境 至 鶴見川合流点 矢崎橋(やさきばし)
0240	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	9	水防警報河川(神奈川県管理河川)	2	発表基準水位(神奈川県管理河川)	○ 発表基準水位 (表)	(2) 発表基準水位(神奈川県管理河川) (表の削除) 発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。
0241	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	9	水防警報河川(神奈川県管理河川)	3	水防警報伝達系統図(神奈川県管理河川)	○ 水防警報の伝達は、次のとおり行う。	(3) 水防警報伝達系統図(神奈川県管理河川)
0242	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	9	水防警報河川(神奈川県管理河川)	3	水防警報伝達系統図(神奈川県管理河川)	<水防警報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)>	<水防警報伝達系統図(詳細は最新の水防計画を確認することとする。)>
0243	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	-	-	(新規)	10 水位周知海岸

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0244	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	-	-	(新規)	都は、区域内に存する海岸で、高潮により相当な被害を生ずるおそれがある海岸を指定し（水位周知海岸）、氾濫危険水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。
0245	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	1	水位周知海岸及びその範囲（都管理海岸）	(新規)	（1）水位周知海岸及びその範囲（都管理海岸）
0246	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	1	水位周知海岸及びその範囲（都管理海岸）	(新規)	表 東京湾沿岸【東京都区間】 東京湾沿岸（東京都区間） 自 大田区羽田6丁目地先の都県界 至 江戸川区臨海町6丁目地先の都県界 江戸川右岸 自 江戸川区篠崎町3丁目地先の江戸川大橋 至 江戸川区篠崎町3丁目地先の旧江戸川分派点 中川左岸 自 葛飾区西水元4丁目地先の都県界 至 海 中川右岸 自 足立区六木3丁目地先の都県界 至 海 綾瀬川左岸 自 葛飾区堀切1丁目地先の堀切菖蒲水門 至 葛飾区東四つ木1丁目地先の中川合流点 荒川左岸 自 江戸川区清新町1丁目地先の中川河口 至 海 荒川右岸 自 墨田区墨田5丁目地先 至 海
0247	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	1	水位周知海岸及びその範囲（都管理海岸）	(新規)	多摩川左岸 自 大田区本羽田2丁目地先 至 海 目黒川左岸 自 品川区上大崎4丁目地先 至 海 目黒川右岸 自 品川区西五反田3丁目地先 至 海 新河岸川左岸 自 板橋区新河岸3丁目地先の都県界 至 北区志茂4丁目地先の隅田川合流点 新河岸川右岸 自 板橋区三園2丁目地先の都県界 至 北区志茂4丁目地先の隅田川合流点 新中川左岸 自 葛飾区高砂2丁目地先の中川分派点 至 江戸川区江戸川4丁目地先の旧江戸川合流点 新中川右岸 自 葛飾区高砂1丁目地先の中川分派点 至 江戸川区江戸川4丁目地先の旧江戸川合流点 旧江戸川右岸 自 江戸川区篠崎町3丁目地先の江戸川分派点 至 海
0248	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	1	水位周知海岸及びその範囲（都管理海岸）	(新規)	立会川左岸 自 品川区東大井6丁目地先の月見橋 至 海 立会川右岸 自 品川区南大井5丁目地先の月見橋 至 海 海老取川左岸 自 大田区羽田6丁目地先の多摩川分派点 至 海
0249	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	2	水位周知の種類と発表基準（都管理海岸）	(新規)	（2）水位周知の種類と発表基準（都管理海岸）

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0250	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	2	水位周知の種類と発表基準（都管理海岸）	（新規）	東京湾沿岸（東京都区間）氾濫危険情報 基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に到達したとき 解除 基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を下回った時
0251	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	3	水位周知海岸発表基準水位（都管理海岸）	（新規）	（3）水位周知海岸発表基準水位（都管理海岸）
0252	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸		水位周知海岸発表基準水位（都管理海岸）	（新規）	区間名 受報者 基準水位観測所 高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位） 水位周知実施区間 AP+4.3m区間 北区 辰巳水門 AP+4.3m 新河岸川 板橋区 " " 新河岸川 足立区 " " 中川 葛飾区 " " 中川 綾瀬川 新中川 AP+3.9m区間 墨田区 辰巳水門 AP+3.9m 荒川 東京港海岸 江戸川区 " " 荒川 江戸川 中川 新中川 旧江戸川 葛西海岸 江東区 " " 荒川 東京港海岸 AP+3.6m区間 中央区 辰巳水門 AP+3.6m 東京港海岸 千代田区 " " 東京港海岸 港区 " " 東京港海岸 品川区 " " 目黒川 立会川 東京港海岸 大田区 " " 多摩川 海老取川 東京港海岸
0253	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	4	水位周知伝達系統図（都管理海岸）	（新規）	（4）水位周知伝達系統図（都管理海岸）
0254	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	4	水位周知伝達系統図（都管理海岸）	（新規）	各実施区間の氾濫危険情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。
0255	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	4	水位周知伝達系統図（都管理海岸）	（新規）	●東京港沿岸（東京都区間）（AP+4.3m区間） 高潮氾濫危険情報 伝達系統図 ※水防計画を参照のこと
0256	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	4	水位周知伝達系統図（都管理海岸）	（新規）	●東京港沿岸（東京都区間）（AP+3.9m区間） 高潮氾濫危険情報 伝達系統図 ※水防計画を参照のこと
0257	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	10	水位周知海岸	4	水位周知伝達系統図（都管理海岸）	（新規）	●東京港沿岸（東京都区間）（AP+3.6m区間） 高潮氾濫危険情報 伝達系統図 ※水防計画を参照のこと
0258	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	11	土砂災害警戒情報	-	-	8 土砂災害警戒情報	11 土砂災害警戒情報
0259	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	1	水防情報	11	土砂災害警戒情報	-	-	<土砂災害警戒情報伝達系統図> <系統図>	<土砂災害警戒情報伝達系統図> <系統図の差替え>
0260	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	-	-	-	-	<東京都水防組織図> <組織図>	<東京都水防組織図> <組織図を震災編と統一>
0261	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局（都水防本部） ○ 都は、気象状況等により、洪水、高潮又は津波のおそれがあるときは、ただちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行う。》	○ 都は、気象状況等により、洪水、高潮又は津波、土砂災害等のおそれがあるときは、ただちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行う。
0262	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局（都水防本部） (7) 東京地方に水防用気象情報の警報が発表されたとき》	《都建設局（都水防本部） (7) 東京地方に水防活動用警報が発表されたとき》
0263	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局（都水防本部） (9) 都管理の水位周知河川には氾濫警戒情報が発表されたとき》	《都建設局（都水防本部） (9) 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき》
0264	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局（都水防本部） （新規）》	《都建設局（都水防本部） (1) 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報、氾濫危険情報が発表されたとき》
0265	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局（都水防本部） (1) 国管理・都管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、はん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき》	《都建設局（都水防本部） (1) 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき》
0266	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局（都水防本部） 洪水、高潮又は津波のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき》	《都建設局（都水防本部） 警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれがなくなると認めたとき》

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0267	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局(都水防本部)》 ○ 都建設局長(水防本部長)は、都が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の態勢を指示する。なお、各態勢の指示に当たっては、気象、水害等の状況により地域の特性を考慮する。	《都建設局(都水防本部)》 ○ 都建設局長(水防本部長)は、水防態勢の基準をもとに指示する。
0268	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局(都水防本部)》 (フ) 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を連絡する。	《都建設局(都水防本部)》 (フ) 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報、水位周知情報及び水防警報等の情報を連絡する。
0269	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局(都水防本部)》 (ハ) 洪水、高潮又は津波による著しい危険が切迫しているとき、知事又はその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する	《都建設局(都水防本部)》 (ハ) 洪水、高潮又は津波などによる著しい危険が切迫しているとき、知事又はその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する
0270	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	《都建設局(都水防本部)》 (ク) 洪水、高潮又は津波による被害情報の収集を行う。	《都建設局(都水防本部)》 (ク) 洪水、高潮又は津波などによる被害情報の収集を行う。
0271	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	(新規)	《都建設局(都水防本部)》 エ 水防情報の協力に関する協定
0272	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	1	都	(新規)	《都建設局(都水防本部)》 オ 大規模氾濫減災協議会等 ○ 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「大規模氾濫減災協議会」、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」等を活用し、国、区市町村、河川管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
0273	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	2	水防管理団体	○ 気象状況等により洪水、高潮又は津波のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。	○ 気象状況等により洪水、高潮又は津波などのおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。
0274	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	2	水防管理団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象状況並びに水位、潮位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。 ② 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。 ③ 水防作業に必要な資器材の調達を行う。 ④ 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに建設局(水防本部)に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき イ 水位又は潮位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき ウ その他水上上必要と認めたとき ⑤ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。 ⑥ 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 ⑦ 洪水、高潮又は津波による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知する。 ⑧ 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 ⑨ 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。 ⑩ 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。 (4) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。 (2) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。 (1) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに建設局(水防本部)に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき ② 水位又は潮位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき ③ その他水上上必要と認めたとき (4) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。 (6) 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 (4) 洪水、高潮又は津波などによる著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知する。 (2) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 (4) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。 (1) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0275	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	1	水防機関の活動	3	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。 	<p>(7) 東京消防庁は、管内における水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、各水防管理団体に對し、必要を要員を派遣する。</p> <p>(4) 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。</p> <p>(2) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。</p> <p>(1) 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。</p> <p>(4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。</p> <p>(h) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。</p>
0276	3	災害応急・復旧対策計画	3	水防対策	2	水防機関の活動	3	費用及び公用負担	-	-	<p>(イ) 土石、竹木、その他の資材の使用</p> <p>(ウ) 土石、竹木、その他の資材の取用</p> <p>(I) 車両、その他の運搬具又は器具の使用</p> <p>(A) 工作物その他の障害物の処分</p>	<p>(イ) 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは取用</p> <p>(ウ) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用</p> <p>(I) 工作物その他の障害物を処分</p>
0277	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	1	警備活動	1	警備態勢	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。
0278	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	1	警備活動	1	警備態勢	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 風水害警備の態勢は、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。 	(削除)
0279	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	1	警備活動	2	警備活動	-	-	10 遺体の調査等(検視)	10 遺体の調査等及び検視
0280	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	1	警備活動	3	その他	-	-	緊急通行車両	災害応急対策従事車両
0281	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	2	交通規制	3	車両検問	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両の確認については、第3部第7章第4節第4項「緊急通行車両等」の確認による。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に基づき「緊急通行車両の確認については、第3部第7章第4節第4項「緊急通行車両等」の確認」による。
0282	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	3	海難防止対策	2	応急対策	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 注意態勢発令と同時に警備艇による警戒を強化し、船溜り、荷揚げ場所の船長に対し気象情報の伝達を行うとともに、水門付近、要注意堤防付近の係留を禁止する。また、係留もやいの結束強化等の防護措置を行わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 警備艇による警戒を強化し、船溜り、荷揚げ場所の船長に対し気象情報の伝達を行うとともに、水門付近、要注意堤防付近の係留を禁止する。また、係留もやいの結束強化等の防護措置を行わせる。
0283	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	3	海難防止対策	2	応急対策	-	-	東京湾岸警察署は警備艇による警戒を強化し、各船に対し、安全な水域への誘導整理に当たる。なお、避難水域の状況により警備艇を固定配置し、警戒に当たる。	警備艇による警戒を強化し、各船に対し、安全な水域への誘導整理に当たる。なお、避難水域の状況により警備艇を固定配置し、警戒に当たる。
0284	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	3	海難防止対策	2	応急対策	-	-	4 警報発表と同時に中型艇以上(12m)をもって主要河川、運河筋に出動し、警戒に当たる。	4 警報発表と同時に主要河川及び運河筋の警戒に当たる。
0285	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	3	海難防止対策	2	応急対策	-	-	<p>1 第1警戒体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 在港船舶は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備する。 河川運河筋の木材固め及び貯木場への収容等流木防止措置を講ずる。 岸壁・工事作業現場においては、荒天準備を行い、資器材の流出防止措置を講ずる。 危険物及び木材の荷役を中止する。 <p>2 第2警戒体制(避難勧告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制とする。 小型船及び雑種船は、河川運河その他の安全な場所に避難する。 避難勧告を受けた船舶は、港外に避難し、その他は港内外の適当な場所に錨泊又は係留する。 流出防止措置を完了した木材及び工用資器材については、厳重な警戒体制をとる。 <p>原則として総トン数3,000t以上の船舶は、入港を見合せ港外で待機する。ただし、旅客が乗船中の客船、フェリーにあってはこの限りでない。</p> <p>(注) 避難勧告を受ける船舶は、公益社団法人東京湾海難防止協会「東京港の台風避難基準に関する調査検討結果報告書」の結果を尊重する。避難については、次の事項を含め委員会において、その都度協議され、委員長が決定し、港則法昭和23年法律第174号)第37条第4項に基づき港長が勧告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告は、原則として総トン数3,000t(パイ係留中の船舶は総トン数2,000t)以上の船舶に対して行う。 避難勧告を受けた船舶のうち、機関故障等の理由により、港外避難が安全上適当でない判断され岸壁に止まる船舶は、係留強化等十分な安全対策を講じる。 	<p>○第1警戒体制(準備体制)</p> <p>1.在泊船は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。</p> <p>2.木材は、河川運河筋の木材固め及び貯木場への収容等、流出防止措置を講ずること。</p> <p>3.岸壁、工事現場等においては、資器材の防止措置を講ずること。</p> <p>4.荷役及び港内工事作業中の船舶は、天候の急変に備え荷役及び港内工事作業を中止できるように準備すること。また、荷役及び港内工事作業の中止基準を厳守すること。</p> <p>5.設備を備える全ての船舶は、次の事項を厳守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国際VHF16チャンネルの常時聴取 ②AISの作動又は作動状況の確認 ③レーダー等による自船の錨泊位置周辺の監視 ④最新の気象海象情報の入手及び気象海象状況への留意 <p>○第2警戒体制(避難体制)</p> <p>1.在泊船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制とすること。</p> <p>2.小型船(※1)及び汽艇等は、河川、運河その他の安全な場所に避難すること。</p> <p>3.避難対象船舶(※2)は、原則として、防波堤外の安全な場所に避難すること。</p> <p>4.流出防止措置を完了した資器材及び木材について、厳重な警戒体制をとること。</p> <p>5.設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第1警戒体制の5①～③に同じ ②走錨防止のため、レーダー等による車船位置の連続監視 ③機関はスタンバイ状態として、直ちに運航できる体制の維持 ④最新の気象情報の入手、気象海象状況及びその突然の変化への注意

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0286	3	災害応急・復旧対策計画	4	警備・交通規制	3	海難防止対策	2	応急対策	-	-	<p>3 解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台風等の影響がなくなった場合、警戒体制を解除する。 <p>4 伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話等により伝達する。 ○ 港内交通管制室から国際VHF(ch16) 156、8MHzにより情報提供する。 	<p>○ 錨泊自粛</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.東京国際空港（羽田空港）周辺海域の錨泊自粛区域に錨泊しないこと。 2.東京国際空港（羽田空港）周辺海域の錨泊自粛区域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。 <p>ただし、次の船舶を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用途のため、やむを得ず、錨泊自粛区域で錨泊する船舶。 ②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自粛区域で錨泊する船舶。 ③前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。 <p>○入港制限</p> <p>総トン数3,000トン以上（ブイ係留の船舶は、総トン数2,000トン以上）の船舶は入港しないこと。</p> <p>ただし、旅客が乗船中の客船及びフェリー並びにやむを得ない理由により防波堤外に錨泊する船舶にあつては、この限りではない。また、やむを得ない理由により防波堤外の、錨泊制限海域に錨泊する次の船舶にあつても、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用途のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ③前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。
0287	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	-	-	-	-	-	-	第5章 医療救護等対策	第5章 医療救護・保健等対策
0288	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	○東京DPATの派遣準備
0289	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	○東京DPATの活動
0290	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	-	-	-	-	(新規)	<p>都福祉保健局を保健医療調整本部（※）として位置付け、関係各機関と協力し、以下本章における保健医療活動の総合調整を図る。</p> <p>※ 保健医療調整本部</p> <p>平成29年7月5日付厚生労働省関係府局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。</p> <p>大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。</p>
0291	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	1	医療情報の収集伝達体制	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・医療チーム・DPATの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
0292	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	-	<p>福祉保健局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (新規) ○ 区市町村から要請があつた場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣 	<p>福祉保健局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣 ○ 区市町村から要請があつた場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣
0293	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	-	<p>区市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等に医療救護所を設置 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請 	<p>区市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等に避難所医療救護所を設置 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める
0294	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	-	<p>都医師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があつた場合は、地区医師会に対し、都医療救護班としての活動等を要請 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施することが出来る。 	<p>都医師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があつた場合は、都医療救護班を編成・派遣 ○ (削除)
0295	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	-	<p>都歯科医師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があつた場合は、地区歯科医師会に対し、都歯科医療救護班としての活動等を要請 	<p>都歯科医師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があつた場合は、都歯科医療救護班を編成・派遣
0296	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	-	<p>都薬剤師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があつた場合は、各地区に対し、都薬剤師班としての活動等を要請 	<p>都薬剤師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の救護活動に関する協定書」に基づく薬剤師班の派遣要請があつた場合は、都薬剤師班を編成・派遣
0297	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	-	<p>献血供給事業団</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 	<p>献血供給事業団</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都外から血液製剤の輸送要請があつた場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0298	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	-	都看護協会 ○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく看護師の派遣要請があった場合は、医療救護所等における看護業務を行う。	都看護協会 ○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく看護師の派遣要請があった場合は、 <u>応急救護の実施及び衛生材料の提供等</u> 、医療救護所等における看護業務を行う。
0299	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	医療救護活動におけるフェーズ区分	1 超急性期（6～72時間） 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフライン又は交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	1 超急性期（6～72時間） 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
0300	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	医療救護活動におけるフェーズ区分	2 急性期（72時間～1週間）	2 急性期（72時間～1週間程度）
0301	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	医療救護活動におけるフェーズ区分	3 亜急性期（1週間～1か月） 地域医療_ライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況	3 亜急性期（1週間～1か月程度） 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
0302	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	医療救護活動におけるフェーズ区分	4 慢性期（1～3か月） 避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関又は薬局が徐々に再開している状況	4 慢性期（1～3か月程度） 避難生活が長期化しているが、 <u>ライフラインがほぼ復活して</u> 、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
0303	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	災害時医療救護の流れ	【災害時医療救護の流れ】 - (図の差し替え)	【災害時医療救護の流れ】 - (図の差し替え)
0304	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	医療救護所等	医療救護所 区市町村が、 <u>区市町村地域防災計画に基づいて</u> 、医療救護活動を実施する場所	緊急医療救護所 区市町村が、 <u>発災後速やかに</u> 、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、 <u>病院敷地内を含む。</u> ）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
0305	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	医療救護所等	緊急医療救護所 区市町村が、 <u>超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で</u> 、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	避難所医療救護所 区市町村が、 <u>おおむね急性期以降に</u> 、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、 <u>おおむね超急性期までに設置</u> ）
0306	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	-	医療救護所等	医療救護活動拠点 区市町村が、 <u>急性期以降に</u> 、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所	医療救護活動拠点 区市町村が、 <u>医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換</u> する場所
0307	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	2	東京DMATの活動	○ 都は、東京DMATチームが効果的な活動を行えるよう、東京DMAT指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。 ○ 都は、災害現場の東京DMATチームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京DMATに対し、医療資器材等の支援を行う。	○ 都は、東京DMATが効果的な活動を行えるよう、東京DMAT指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。 ○ 都は、災害現場の東京DMATとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京DMATに対し、医療資器材等の支援を行う。
0308	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	3	東京DPATの活動	(新規)	(3) 東京DPATの活動 ○ 東京DPATは、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。 ○ 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京DPATを派遣する。 ○ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、都病院経営本部と協議し決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。 ○ 他県からの応援DPATの受入れに当たっては厚生労働省（DPAT事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。
0309	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	(3) 医療救護班等の活動	(4) 医療救護班等の活動
0310	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 医療救護班等の活動は、被災直後においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。	○ 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。
0311	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 医療救護班は、「災害時医療救護活動マニュアル」及び「災害時歯科医療救護活動マニュアル」等に基づき、区市町村が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。	(削除)
0312	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 医療救護所を設置する場所は、原則として500人以上の避難所、二次避難所（福祉避難所）（※）、医療機関及び災害現場とする。 ※ 二次避難所（福祉避難所） 一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のため特別な配慮がなされた避難所	(削除)

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0313	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	ア 都医療救護班(計211班) (ア) 都立・公社病院※ 26班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (イ) 都医師会 92班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (ウ) 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名) (エ) 災害拠点病院 61班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)	ア 都医療救護班(計219班)平成31年3月31日現在 (ア) 都立・公社病院※ 26班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (イ) 都医師会 94班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (ウ) 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名) (エ) 災害拠点病院 62班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
0314	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	イ 都歯科医療救護班:都歯科医師会 110班	イ 都歯科医療救護班:都歯科医師会 110班(55地区各2班)
0315	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	医療救護班等の活動内容 医療救護班 (新規)	医療救護班等の活動内容 医療救護班 ○ 傷病者に対するトリアージ
0316	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 傷病者に対する応急処置	○ 傷病者に対する応急処置及び医療
0317	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定	○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定
0318	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療	(削除)
0319	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	(新規)	○ 死亡の確認及び検案への協力
0320	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 死亡の確認	(削除)
0321	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。	○ その他、都と協議の上必要と認められる業務
0322	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	4	医療救護班等の活動	○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理	○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注
0323	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	5	dERU(国内型緊急対応ユニット(※))による活動	(4)_dERU(国内型緊急対応ユニット(※))による活動	(5)_dERU(国内型緊急対応ユニット(※))による活動
0324	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	2	初動期の医療救護活動	5	dERU(国内型緊急対応ユニット(※))による活動	日本赤十字社の緊急仮設診療所設備(大型テント、医療資機材)とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称(東京に2基、その他全国に8基)。	日本赤十字社の緊急仮設診療所設備(大型テント、医療資機材)とそれを輸送する車両及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称。
0325	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	3	負傷者等の搬送体制	3	山間部における医療救護活動	○ 山間部の市町村においては、風水害により、道路の寸断が発生し、多くの集落が孤立するおそれがあり、孤立地区が生ずる可能性がある。	○ 山間部の市町村においては、風水害により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立するおそれがあり、孤立地区が生ずる可能性がある。
0326	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	3	負傷者等の搬送体制	3	山間部における医療救護活動	○ 都は、要請に応じ都病院経営本部、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院等と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、都は災害の状況に応じて東京DMATの出場調整を行う。	○ 都は、要請に応じ都病院経営本部、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院等と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、都は災害の状況に応じて東京DMATの出場調整を行う。
0327	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	3	負傷者等の搬送体制	3	山間部における医療救護活動	○ 要請に応じ都病院経営本部、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院等と調整し、医療スタッフ等を派遣する。	○ 要請に応じ都病院経営本部、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣
0328	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	1	初動医療体制	3	負傷者等の搬送体制	3	山間部における医療救護活動	○ 孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、区市町村からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターを活用	○ 孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、区市町村からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターを活用
0329	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	-	-	(新規)	○ DHEATに関する総合的な連絡調整を行う。
0330	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	-	-	(新規)	○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所等での精神保健相談、支援者支援等を行う東京DPAT及び他県DPATを派遣
0331	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	1	保健所の指揮調整機能支援等	(新規)	(1) 保健所の指揮調整機能支援等 《都福祉保健局》 ○ DHEATに関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEATを派遣する。 ○ 国へ他道府県及び指定都市からのDHEATの応援要請に関する調整を依頼する。 ○ 他道府県及び指定都市からのDHEATの派遣場所の調整を行う。
0332	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	2	保健活動	(1) 保健活動	(2) 保健活動

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0333	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	3	地域精神保健活動	(2) こころのケア «都福祉保健局» ○ 精神障害者・精神疾患患者への対応として都立病院等及び民間精神科医療機関との協力による医療提供体制の確保に努める。 ○ 避難所や住宅等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。	(3) 地域精神保健活動 «都福祉保健局» ○ 都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区市町村へ提供する。 ○ 被災状況に応じて、東京DPAT登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT事務局）を通して、他県DPATへも派遣要請をし、受入れの調整を行う。 ○ 被災区市町村の要請に基づき、東京DPAT及び他県DPATを派遣する。 ○ 避難所等での精神疾患の急性増悪患者等への対応等を行うため、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。 ○ 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。 ○ 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。 ○ 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。 ○ 都立の3つの精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。
0334	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	4	精神医療体制の確保	○ 被災した精神障害者の継続的医療の確保に努める。 ○ 被災した精神科病院の入院患者については、東京精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神科病院への転院を図る。 ○ 被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、巡回精神相談チームが対応する。 ○ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。 ○ 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後民間精神科病院等の協力を得て患者を転送する。 ○ 近隣の病院等とも十分に連携を図りながら対応にあたる。 ○ 都全体の精神保健に関する情報を収集し、タイムリーに区市町村へ提供する。 ○ 必要に応じて近隣市に精神保健医療従事者の派遣を要請し、受入れの調整を行う。 ○ 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。	(4) 精神医療体制の確保 «都福祉保健局» ○ 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受入れ先を確保する。 ○ 転院については、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、日本DMAT等との連携により行う。 ○ 東京DPAT及び他県DPATは、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。 ○ 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。 (措置入院の体制確保) ○ 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。 ○ 措置診察体制のため精神保健指定医の確保等を行う。
0335	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	5	在宅難病患者への対応	(3) 在宅難病患者への対応	(5) 在宅難病患者への対応
0336	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	6	在宅人口呼吸器使用者への対応	(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応	(6) 在宅人工呼吸器使用者への対応
0337	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	6	在宅人口呼吸器使用者への対応	○ 区市町村等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関） ○ 「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。	○ 区市町村は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「災害時人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
0338	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	7	透析患者等への対応	(5) 透析患者等への対応 ○ 日本透析協会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。	(7) 透析患者等への対応 ○ 東京都透析協会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
0339	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	1	保健衛生体制	8	被災動物の保護	(6) 被災動物の保護	(8) 被災動物の保護
0340	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	2	保健衛生・防疫体制	2	防疫体制	2	感染症対策	○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。	○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び中核市・政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
0341	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	-	-	-	-	○ 原則、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けした上で区市町村へ提供	○ 必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けした上で区市町村へ提供
0342	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	-	-	-	-	都薬剤師会	都薬剤師会 地区薬剤師会
0343	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	-	-	-	-	○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理等を行う。	○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護等での調剤、地区薬剤師会の調整等を行う。
0344	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	-	-	-	-	○ 医薬品等の物資の支援があり、都の要請があった場合に限り、被災地外に設置される医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を行う。	○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施
0345	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	-	-	-	-	○ 災害発生後、速やかに都内各事業団支所の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、本部を中心に状況に応じた血液製剤の供給体制をとる。	○ 都外からの血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。
0346	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	1	医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制	-	-	【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】	【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0347	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	1	医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制	-	-	① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。	① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
0348	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	1	医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制	-	-	(新規)	④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。
0349	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	1	医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制	-	-	《災害拠点病院》	《災害拠点病院及び災害拠点精神科病院》
0350	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	1	医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制	-	-	○災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。	○災害拠点病院及び災害拠点精神科病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。
0351	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	3	医薬品・医療資器材の供給	1	医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制	-	-	《災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局》	《災害拠点連携病院・災害拠点精神科連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局》
0352	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	4	医療施設の確保	-	-	-	-	○ 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。	○ 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
0353	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	4	医療施設の確保	-	-	-	-	○ 災害医療支援病院のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。	○ 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
0354	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	4	医療施設の確保	-	-	-	-	○ 救急告示を受けた診療所、透析や産婦人科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。	○ 救急告示を受けた有圧診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
0355	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	4	医療施設の確保	-	-	-	-	○他道府県市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援県市に受入申請する。	○他県市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援県市に受入申請する。
0356	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	4	医療施設の確保	-	-	-	-	(新規)	○ 被災病院の措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。
0357	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	5	遺体の取扱い	1	行方不明者の捜査、遺体の検視・検案・身元確認等	4	検視・検案・身元確認等についての取組内容	○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区市町村に引き継ぐ。	○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。
0358	3	災害応急・復旧対策計画	5	医療救護・保健等対策	5	遺体の取扱い	1	行方不明者の捜査、遺体の検視・検案・身元確認等	7	死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容	※2 区市町村が搬送手段を確保できない場合は、区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請	※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請
0359	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	-	-	-	-	-	-	○ 避難準備情報、動告・指示の発令時に区市町村は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示の発令時に区市町村は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。
0360	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	-	-	-	-	-	-	主な機関の応急活動表	表の修正
0361	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	区市町村 ○避難動告等を行うとまがない場合の対応を検討	区市町村 ○ 避難指示等を行うとまがない場合の対応を検討
0362	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	区市町村 (新規)	区市町村 ○ 避難所等の使用に関する他の区市町村との調整
0363	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	区市町村 ○ 避難動告等発令基準の整備	区市町村 ○ 避難指示等発令基準の整備
0364	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《総務局》 ○ 東京都ホームページや「東京都防災アプリ」における東京都防災マップにより防災施設等を周知するほか、効率的・効果的な避難を実現するため、指定緊急避難場所や指定避難所、一時集会所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。
0365	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《総務局》 ○ 都民や企業等に出勤抑制や災害時にも有用なテレワーク実施の呼びかけなど、多様な手段を用いてメッセージを発信する。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0366	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《総務局》 ○ 区市町村が気象情報等に応じた避難情報を的確に発令できるように策定したガイドライン等により、区市町村が避難情報を発令する際に、避難対策エリアをよりきめ細かく分け、避難者を分散させるとともに、危険性が比較的小さい建物の住民には在宅避難を促すなど、区市町村による避難先の効率的な活用について支援を行う。
0367	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《総務局》 ○ 都民が適切な避難行動を行うための区市町村タイムラインの普及拡大を目的に作成した「東京都区市町村タイムライン作成手順書」及び「東京都区市町村タイムラインひな形」の配布等により、区市町村の取組を支援する。
0368	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《都環境局》 ○ ZEV（Zero Emission Vehicle）を活用し、災害時に事業所や避難所等で電化製品への給電を行うため、都の庁有車用に外部給電器を配備するとともに、区市町村に対しても補助を行い、配備を推進する。
0369	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
0370	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難所等を近隣区市町村に設けるものとする。
0371	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
0372	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	《区市町村》 ○ 避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。	
0373	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 2以上の区市町村にわたって所在する避難所又は2以上の区市町村の被災住民が利用する避難所等の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。
0374	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ・ 区市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
0375	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	○ 内閣府が平成26年4月に公表した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」（以下「避難勧告等ガイドライン（案）」という。）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備する。土砂災害に関しては、第2部第1章第5節「土砂災害に関するソフト対策」も参照。	《区市町村》 ○ 内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」（以下「避難勧告等ガイドライン」という。）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」（「近隣の安全な場所への移動」「屋内安全確保」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。土砂災害に関しては、第2部第1章第5節「土砂災害に関するソフト対策」も参照。
0376	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 都及び東京消防庁と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0377	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。区市町村は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 電話番号その他の連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由 キ 避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項
0378	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。
0379	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
0380	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。 また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。
0381	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	1	避難体制の整備	1	避難体制の整備	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。
0382		災害応急・復旧対策計画		避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	-	-	-	-	第2節 避難勧告等の判断・伝達	第2節 避難指示等の判断・伝達
0383		災害応急・復旧対策計画		避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	1 避難準備、勧告又は指示	1 避難準備、避難指示等
0384	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	○ 内閣府策定の「避難勧告等ガイドライン（案）」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。	○ 内閣府策定の「避難勧告等ガイドライン」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。
0385	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	1	洪水等（洪水、内水氾濫）	(1) 水害（河川の氾濫）	(1) 洪水等（洪水、内水氾濫）
0386	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	1	洪水等（洪水、内水氾濫）	・ 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合	・ 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
0387	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	1	洪水等（洪水、内水氾濫）	・ 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合	・ 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
0388	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	1	洪水等（洪水、内水氾濫）	・ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることであり、屋内安全確保とは、身体に危険が及ぶ可能性がある場合	・ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることであり屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合
0389	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	1	洪水等（洪水、内水氾濫）	・ 浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合	・ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
0390	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	1	洪水等（洪水、内水氾濫）	・ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合	・ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合
0391	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	2	土砂災害	・ 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合	・ 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
0392	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	2	土砂災害	・ 土石流が発生し、被害が予想される場合	・ 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
0393	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	2	土砂災害	・ 地すべりが発生し、被害が予想される場合	・ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合
0394	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	3	高潮	(3) 高潮災害	(3) 高潮
0395	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	3	高潮	・ 高潮時に波浪等が海岸堤防等を越えるなどにより、浸水が予想される場合	・ 高潮時の越波や浸水により、家屋の流出をもたらす場合

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0396	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	3	高潮	(新規)	・浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
0397	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	3	高潮	(新規)	・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶ恐れがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
0398	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	3	高潮	(新規)	・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合
0399	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	4	津波	(4) 津波災害	(4) 津波
0400	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	4	津波	・津波による浸水が予想される場合	・津波による浸水のおそれがある場合
0401	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	4	津波	・津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸近くの海中・海面において強い流れが予想される場合	・海岸堤防等より陸側が浸水することはないものの、海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害の恐れがある場合
0402	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	○平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（第60条第1及び第3項）。これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。	○平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第60条第1及び第3項）。これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。
0403	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	(新規)	○避難情報と取るべき避難行動について、お年寄りや子供にも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。
0404	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	<避難勧告等一覧>	<避難指示等一覧>
0405	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
0406	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	避難勧告	(削除)
0407	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	(新規)	○警戒レベルの導入 ・平成31年3月28日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生時の恐れの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。 ・都と区市町村は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。
0408	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	(新規)	都総務局 ○避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言
0409	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	(新規)	都総務局 ○区市町村と連携した「警戒レベル」の普及啓発
0410	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	(新規)	都各局
0411	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	(新規)	都各局 ○区市町村からの要請対応
0412	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	都支庁 都建設局 都港湾局 ○水防法に規定する著しい危険が切迫していると認められる場合の避難の指示	都支庁 都建設局 都港湾局 ○水防法に基づく避難指示
0413	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	都支庁 都建設局 都港湾局 ○地すべり等防止法に規定する著しい危険が切迫していると認められる場合の避難の指示	都支庁 都建設局 都港湾局 ○地すべり等防止法に基づく避難指示
0414	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	警視庁 (新規)	警視庁 ○住民の避難誘導
0415	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	東京消防庁 ○避難勧告又は指示の伝達	東京消防庁 ○避難指示等の伝達
0416	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	区市町村 ○必要に応じ、避難準備情報を発令 ○避難勧告・避難指示 ○要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○水防法に基づく避難指示	区市町村 ○必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を発令 ○避難指示 ○要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○水防法に基づく避難指示
0417	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	-	-	【避難勧告・避難指示】	【避難指示】

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0418	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	【避難準備】	【避難準備・高齢者等避難開始】
0419	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	避難指示を発令することが予想される場合
0420	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	【避難勧告】 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	(削除)
0421	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	【避難指示】 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	【避難指示】 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階
0422	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	《都総務局》 ○ 災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。	《都総務局》 ○ 災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。
0423	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	《都福祉保健局》 ○ 区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「要配慮者対策統括部」を設置し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣区市等と連絡調整を図る。	《都福祉保健局》 ○ 区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣区市等と連絡調整を図る。
0424	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	《区市町村》 (新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
0425	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	《区市町村》 ○ 区域内において危険が切迫した場合には、区市町村長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示するとともに、速やかに都総務局に報告する。	《区市町村》 ○ 区域内において危険が切迫した場合には、区市町村長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、速やかに都本部に報告する。
0426	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	1	避難準備、避難指示等	—	—	○ 内閣府の「避難勧告等ガイドライン(案)」を参考に策定した各区市町村の避難基準に基づき、要配慮者に対する避難準備情報を発令する。	○ 内閣府の「避難勧告等ガイドライン」を参考に策定した各区市町村の避難基準に基づき、要配慮者に対する避難準備・高齢者等避難開始を発令する。
0427	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	—	—	2 避難勧告等の判断基準等	2 避難指示等の判断基準等
0428	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	(1) 避難勧告等の判断・伝達のための基準等の作成	(1) 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成
0429	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	○ 区市町村は、内閣府策定の「避難勧告等ガイドライン(案)」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難勧告等の判断・伝達のための基準や方法を整備する。	○ 区市町村は、内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法を整備する。
0430	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	(新規)	○ 区市町村は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
0431	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	<避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動>表	<避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動>表
0432	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	(内閣府「避難勧告等ガイドライン(案)」より)	(内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」より)
0433	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	避難準備情報 ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始 高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0434	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	避難勧告 ・立ち退き避難する	【警戒レベル4】 避難指示 全員避難 ○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 <区市町村から避難指示（緊急）が発令された場合> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
0435	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	避難指示 ・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・津波災害から、立ち退き避難する。	【警戒レベル5】 緊急に安全を確保するよう促す情報 災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を悪日に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
0436	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	1	避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成	※津波被害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。	※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動 ※ 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震を伴う強い揺れ又は長時間ゆっすりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や区市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難することが必要である。
0437	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	2	水位予測システムの活用	(3) 水位予測システムの活用	(2) 水位予測システムの活用
0438	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	2	水位予測システムの活用	○ 都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川、渋谷川・古川及び目黒川について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。	○ 都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川、渋谷川・古川、目黒川、野川・仙川、妙正寺川及び芝川・新芝川について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。
0439	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	3	区市町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援	(4) 区市町村の避難勧告等の判断・伝達に対する支援	(3) 区市町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援
0440	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	2	避難指示等の判断・伝達	2	避難指示等の判断基準等	3	区市町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援	○ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難勧告等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならずと規定された（第61条の2）。	○ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならずと規定された（第61条の2）。
0441	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	警視庁 ○ 避難の準備、勧告又は指示が出された場合には、区市町村等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に、住民を誘導し収容する。	警視庁 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示が出された場合には、区市町村等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に、住民を避難誘導する
0442	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	警視庁 ○ 避難の準備・勧告・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。	警視庁 ○ 避難の準備・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。
0443	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	東京消防庁 ○ 避難の準備、勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。	東京消防庁 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。
0444	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	【避難誘導】 ○避難勧告・指示の伝達	【避難誘導】 ○避難指示等の伝達
0445	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	《警視庁》 ○ 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。	《警視庁》 ○ 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、秩序維持に努める。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0446	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	《東京消防庁》 ○ 避難の勧告又は指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。	《東京消防庁》 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。
0447	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	《東京消防庁》 ○ 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。	《東京消防庁》 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。
0448	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	《区市町村》 ○ 避難の準備、勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。	《区市町村》 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
0449	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	《区市町村》 ○ 避難の準備、勧告又は指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会(自治会)、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災市民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。	《区市町村》 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会(自治会)、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災市民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。
0450	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	《区市町村》 ○ 避難所等の運用は、原則として避難所等所在の区市町村が行う。	《区市町村》 ○ 避難所等の運用は、原則として所在の区市町村が行う。
0451	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	《区市町村》 ○ 高齢者や障害者等の要配慮者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。	《区市町村》 ○ 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
0452	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、避難路、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
0453	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。
0454	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、災害発生情報、避難指示、避難準備・高齢者等避難開始等について、国(国土交通省、気象庁等)、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
0455	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
0456	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0457	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとあって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国(国土交通省、気象庁)及び都道府県は、区市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
0458	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて区市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国(国土交通省、気象庁)及び都は、区市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。
0459	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国(国土交通省、気象庁)は、区市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
0460	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、避難指示の発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない高地かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
0461	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	1	避難誘導	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。
0462	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	1	内容及役割分担	沿岸区 島しょ町村 ○ 事前に住民等に周知徹底した安全な避難路を経由して避難目的地へ、迅速に誘導を行う。	沿岸区 島しょ町村 ○ 事前に住民等に周知徹底した安全な避難路を経由して避難目的地へ、迅速に誘導を行う。
0463	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	○ 沿岸区及び島しょ町村は、大津波警報・津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、警視庁や東京消防庁等と連携して住民や労働者、観光客、船舶等に伝達するほか、安全な避難路にて避難誘導を行う。	○ 沿岸区及び島しょ町村は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、警視庁や東京消防庁等と連携して住民や労働者、観光客、船舶等に伝達するほか、安全な避難路にて避難誘導を行う。
0464	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	《警視庁》 ○ 指定警察署長は、大津波警報・津波警報・注意報等の発表を待つことなく、速やかに港湾、河川等に要員を派遣し、潮位の変化等の異常の有無の調査を行う。	《警視庁》 ○ 指定警察署長は、津波警報・注意報等の発表を待つことなく、速やかに港湾、河川等に要員を派遣し、潮位の変化等の異常の有無の調査を行う。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0465	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	《警視庁》 ○ 指定警察署長は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区町村長が避難指示等を行うことができないと認めるとき、若しくは区町村長から要求があったときは、住民等に対し、指定された避難先に避難するなど指示するとともに、必要により避難する住民等の誘導等を行う。この場合、避難指示等をした旨を、直ちに区町村長に通報する。	《警視庁》 ○ 指定警察署長は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区町村長が避難の指示又は屋内退避等の安全確保措置の指示を行うことができないと認めるとき、若しくは区町村長から要求があったときは、住民等に対し、指定された避難先に避難するよう指示又は屋内退避等の安全確保措置をとるよう指示するとともに、必要により避難する住民等の誘導又は屋内退避等の安全確保措置のための引き留めを行う。この場合、直ちに区町村長に通報する。
0466	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	《東京消防庁》 ・ 避難勧告、指示がなされた場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を関係区市町村及び関係機関に通報する。	《東京消防庁》 ・ 避難勧告、指示がなされた場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係自治体、警視庁等関係機関に通報する。
0467	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	《沿岸区、島しょ町村》 ○ 近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い地震(震度4程度以上)を感じたときには、次のとおり措置する。	《沿岸区、島しょ町村》 ○ 近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い地震(震度4程度以上)を感じたときには、次のとおり措置する。
0468	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	《沿岸区、島しょ町村》 ・ 大津波警報・津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう勧告し、又は指示する。	《沿岸区、島しょ町村》 ・ 津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう勧告し、又は指示する。
0469	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	《沿岸区、島しょ町村》 ・ 地震発生後、報道機関から大津波警報・津波警報が放送されたとき、又は大津波警報・津波警報の伝達があったときは、直ちに住民等に対して避難指示を発令する。	《沿岸区、島しょ町村》 ・ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、又は津波警報の伝達があったときは、直ちに住民等に対して避難指示を発令する。
0470	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	《東京海上保安部》 ○ 港内又は港の境界線付近において船舶交通に危険、混雑が生じるおそれがあり、危険防止、又は混雑緩和のため必要と認める場合、港則法第37条第3項に基づき、航行の制限、禁止、移動制限、港外退去等について命令する。	《東京海上保安部》 ○ 港内又は港の境界線付近において船舶交通に危険、混雑が生じるおそれがあり、危険防止、又は混雑緩和のため必要と認める場合、港則法第39条第3項に基づき、航行の制限、禁止、移動制限、港外退去等について命令する。
0471	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	3	避難誘導	3	津波に対する避難誘導	3	詳細な取組内容	(新規)	【参考】 ○ 東京湾内湾に大津波警報等が発令された場合、港則法第44条に基づき第三管区海上保安本部長より非常災害発生周知措置が発令され、指定された海域における船舶の航行の制限又は禁止、停泊場所の指定、移動の制限や退去を命じる場合(注)がある。 発令後は港則法第46条の規定に基づき、港則法第39条第3項に基づく命令は、東京湾海上交通センター所長が行うこととなる。 注：東京湾内湾に大津波警報が発令された場合は、直ちに非常災害発生周知措置が発令、東京湾内湾に津波警報または津波注意報が発令された場合は必要に応じて非常災害発生周知措置が発令される。
0472	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	-	-	-	-	(新規)	○ 平成25年6月に改正された災害対策基本法第49条の4第1項では、「防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所と位置付けられ、区市町村は、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定する。」
0473	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	-	-	-	-	○ 第49条の7第1項では、避難所について、「避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民をその他の被災者を一時的に滞在させるための施設」と位置付けられた。 ○ これを受け、区市町村は、風水害のおそれのない場所に、管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所について必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図ることとする。 また、指定した避難所については都に通知し、通知を受けた都はこれを国(内閣総理大臣)へ報告する。	○ 第49条の7第1項では、指定避難所について、「避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民をその他の被災者を一時的に滞在させるための施設」と位置付けられ、区市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、政令で定める基準に適合する公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。 また、指定避難所を指定したときは都に通知し、通知を受けた都はこれを国(内閣総理大臣)へ報告する。
0474	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	-	-	-	-	なお、二次避難所(福祉避難所)のように、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。	なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの、 <u>要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。</u>

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0475	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	-	-	-	-	(新規)	○ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
0476	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	都総務局 (新規)	都総務局 ○ 避難所での受入ルールの検討
0477	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	都総務局 ○ 避難所等を住民へ周知する。	都総務局 ○ 避難所等の住民への周知
0478	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	都福祉保健局 ○ 区市町村が指定した避難所（二次避難所〔福祉避難所〕含む。）の名称、所在地、規模等について報告を受けるとともに、避難所の指定状況を把握する。	都福祉保健局 ○ 区市町村が指定した避難所（福祉避難所含む。）の名称、所在地、規模等について報告を受けるとともに、避難所の指定状況を把握する。
0479	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	都福祉保健局 ○ 「避難所管理運営の指針〔区市町村向け〕」の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援	都福祉保健局 ○ 「避難所管理運営の指針」の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援
0480	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	東京消防庁 ○ 避難所の防火安全対策の策定等による区市町村の避難所運営を支援する。	東京消防庁 ○ 「避難所の防火安全対策」の規程策定等により、区市町村の避難所運営を支援する。
0481	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	(新規)	《都総務局》 ○ 区市町村が、災害の種類ごとに指定すべき避難所について、早期の指定と住民への周知等の区市町村の取組を支援していく。
0482	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	(新規)	《都総務局》 ○ 新たな感染症拡大防止等の観点から、可能な限り多くの避難所等を確保するために、区市町村におけるホテル・旅館等の活用を支援する。
0483	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《都福祉保健局》 ○ 「避難所管理運営の指針〔区市町村向け〕」や要配慮者対策に係る指針を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者の視点を踏まえて対応する。	《都福祉保健局》 ○ 「避難所管理運営の指針」や要配慮者対策に係る指針を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、新たな感染症対策、女性の参画推進、要配慮者の視点を踏まえて対応する。
0484	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	(新規)	《都福祉保健局》 ○ 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考に、区市町村が新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組めるよう支援する。
0485	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《都福祉保健局》 ○ 区市町村が指定する避難所・二次避難所（福祉避難所）を把握するとともに、関係部署において情報の共有を図る。	《都福祉保健局》 ○ 区市町村から収集する避難所・福祉避難所等の設置に関する情報については、関係部署において情報の共有を図る。
0486	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《東京消防庁》 ○ 避難所の防火安全対策を策定し、区市町村に対し、「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう働きかける。	《東京消防庁》 ○ 「避難所の防火安全対策」の規程を策定し、区市町村に対し、「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう働きかける。
0487	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《東京消防庁》 ○ 区市町村の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、区市町村等の避難所運営を支援する。	(削除)
0488	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《区市町村》 ○ 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所（二次避難所〔福祉避難所〕含む。）を指定し、住民に周知しておく。	《区市町村》 ○ 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所（福祉避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。
0489	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 避難所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難所等であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
0490	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるものとする。
0491	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《区市町村》 ・ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。	《区市町村》 ・ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0492	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《区市町村》 ・ 二次避難所については、バリアフリー化され、また、相談、介助等の支援体制等を有すること。	《区市町村》 ・ 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。
0493	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《区市町村》 ・ 風水害等による家屋の倒壊などで現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容するものであること。	《区市町村》 ・ 風水害等により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
0494	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	・ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。	・ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。 ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にすると等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。
0495	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《区市町村》 ○ 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。	《区市町村》 ○ 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。
0496	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	（新規）	《区市町村》 ○ 福祉避難所は、要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。
0497	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《区市町村》 ○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。	《区市町村》 ○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。
0498	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	（新規）	《区市町村》 ○ 区市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
0499	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	《区市町村》 ○ 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。	《区市町村》 ○ 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
0500	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	（新規）	《区市町村》 ○ 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
0501	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	（新規）	《区市町村》 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
0502	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	（新規）	《区市町村》 ○ 区市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
0503	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	（新規）	《区市町村》 ○ 区市町村は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
0504	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	（新規）	《区市町村》 ○ 区市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0505	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
0506	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	1	避難所の事前指定	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
0507	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	都福祉保健局 ○ 避難所及び二次避難所(福祉避難所)開設状況を把握する。	都福祉保健局 ○ 避難所及び福祉避難所開設状況を把握する。
0508	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	(新規)	都福祉保健局 ○ 福祉避難所等への福祉専門職の派遣により、運営を支援する。
0509	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	(新規)	都福祉保健局 ○ 保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。
0510	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	都福祉保健局 ○ 食料、生活必需品等の配分について、都のみで困難な場合は、日赤東京都支部に対して救護ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。	都福祉保健局 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して救護ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。
0511	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	区市町村 ○ 二次避難所(福祉避難所)を開設する。	区市町村 ○ 福祉避難所を開設する。
0512	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《都総務局》	《都本部》
0513	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《都福祉保健局》 ○ 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障害者、乳幼児の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。	《都福祉保健局》 ○ 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
0514	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《都福祉保健局》 (二次避難所(福祉避難所))	《都福祉保健局》 (福祉避難所)
0515	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《都福祉保健局》 ○ 区市町村の報告に基づき、二次避難所(福祉避難所)の所在地等について把握する。	《都福祉保健局》 ○ 区市町村の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。
0516	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《都福祉保健局》 ○ 開設済み二次避難所(福祉避難所)について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。	《都福祉保健局》 ○ 開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。
0517	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	(新規)	《都福祉保健局》 ○ 災害福祉広域支援ネットワークを活用し、福祉避難所及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。 また、庁内に東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災していない区市町村または他道府県からの福祉応援職員の総合調整を行い、被災し運営に支障を来している福祉避難所等へ応援職員を派遣する。
0518	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《都福祉保健局》 ○ 都立施設について、状況に応じ、地域の二次避難所(福祉避難所)としての役割を果たせるように連絡調整する。	《都福祉保健局》 ○ 都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。
0519	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《都福祉保健局》 ○ 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応する。また、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、区市町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行うとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。	《都福祉保健局》 ○ 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。
0520	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0521	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
0522	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。	《区市町村》 ○ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
0523	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。	《区市町村》 ○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
0524	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	《区市町村》 ○ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
0525	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 二次避難所(福祉避難所)を開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。	《区市町村》 ○ 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
0526	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
0527	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	(新規)	《区市町村》 ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導
0528	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域を設定する。	《区市町村》 ○ 立入禁止区域、土足禁止区域を設定する。
0529	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 区市町村は、保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行なう。	《区市町村》 ○ 区市町村は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
0530	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。	《区市町村》 ○ 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
0531	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ二次避難所(福祉避難所)への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。	《区市町村》 ○ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
0532	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 二次避難所(福祉避難所)の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から二次避難所(福祉避難所)への移送手段についても確保する。	《区市町村》 ○ 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。
0533	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	《区市町村》 ○ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	《区市町村》 ○ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0534	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	2	避難所の開設・管理運営	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
0535	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	-	-	都福祉保健局 ○ 関係団体等との協働による動物救援本部の設置	都福祉保健局 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置
0536	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	-	-	図中 緊急災害時動物救援本部 (公財)日本動物愛護協会 (公社)日本動物福祉協会 (公社)日本愛玩動物協会 (公社)日本獣医師会	(削除)
0537	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	-	-	図中 (社)東京都家庭動物愛護協会	図中 (一社)家庭動物愛護協会
0538	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	1	被災地域における動物の保護	○ 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する動物救援本部が中心となり、被災動物の保護等を行う。	○ 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
0539	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	1	被災地域における動物の保護	○ 都は、動物保護班及び動物医療班を編成し、被災住民等への動物救援に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。	○ 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救援に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
0540	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	1	被災地域における動物の保護	○ 都は、動物救援本部が実施する動物救援活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。	○ 都は、「動物救援本部」が実施する動物救援活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。
0541	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	2	「動物保護班」・「動物医療班」の編成	(2) 動物保護班・動物医療班の編成	(2) 「動物保護班」「動物医療班」の編成
0542	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	2	「動物保護班」・「動物医療班」の編成	○ 発災直後には、動物愛護相談センターに動物保護班及び動物医療班それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目標に班の充実に努める。	○ 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目標に班の充実に努める。
0543	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	2	「動物保護班」・「動物医療班」の編成	○ 動物保護班は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。	○ 「動物保護班」は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。
0544	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	3	動物愛護	2	「動物保護班」・「動物医療班」の編成	○ 動物医療班は、動物救援本部からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。	○ 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。
0545	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	4	避難所の指定、開設・管理運営	-	-	都生活文化局 ○ 東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。	都生活文化局 ○ 東京都ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。
0546	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	4	避難所の指定、開設・管理運営	4	避難所の指定、開設・管理運営	-	-	《都生活文化局》 ○ 東京都ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、区市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。	《都生活文化局》 ○ 東京都ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、区市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。
0547	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	5	被災者の他地区への移送	1	被災者の他地区への移送	-	-	【移送先の決定】 都総務局	【移送先の決定】 都本部
0548	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	-	-	-	-	○ 区市町村は要配慮者への避難支援対策に対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。	○ 区市町村は要配慮者への避難支援対策に対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。
0549	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	2	避難支援の取組の強化	○ 都は、要配慮者対策に係る指針に基づき、要配慮者の把握や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。	○ 都は、要配慮者対策に係る指針を改定し、避難行動要支援者の把握、名簿の整備や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。
0550	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	2	避難支援の取組の強化	○ 特に在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策の強化を図る。	○ 特に在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の作成を支援するなど、災害時対策の強化を図る。
0551	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	3	防災行動力の向上	○ 都及び東京消防庁は、区市町村等と共同して、防災市民組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練の実施を推進するなど、防災行動力の向上に努めていく。	○ 都は、区市町村等と共同して、防災市民組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。
0552	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	4	緊急通報システムの整備	○ 都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進めており、その一層の活用を図るよう努める。	○ 都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進する。
0553	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	5	地域協力体制づくりの推進	(5) 消防のふれあいネットワークづくりの推進	(5) 地域協力体制づくりの推進

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0554	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	5	地域協力体制づくりの推進	○ 東京消防庁は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制(消防のふれあいネットワーク)づくりを推進する。 ア 避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。	○ 東京消防庁は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。 ア 区市町村等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
0555	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	6	避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備	(新規)	○ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。 また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都は連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。
0556	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	6	避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備	○ 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、適切な措置を講じる。	(削除)
0557	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	6	避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備	○ 都は、こうした区市町村の取組を積極的に支援していく。	(削除)
0558	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	6	避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備	(新規)	○ 区市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
0559	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	6	避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備	(新規)	○ 都は外国人に対し、多言語化した東京都防災ホームページ「東京くらし防災」等を作成し、普及啓発に努めている。
0560	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	2	社会福祉施設等の安全対策	2	避難行動の習得	○ 今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。	○ 各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。
0561	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	2	社会福祉施設等の安全対策	2	避難行動の習得	(新規)	○ 区市町村は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、施設の名称及び所在地について区市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、区市町村は、区市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
0562	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	2	社会福祉施設等の安全対策	2	避難行動の習得	(新規)	○ 区市町村は、区市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、区市町村は、区市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
0563	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	2	社会福祉施設等の安全対策	2	避難行動の習得	(新規)	○ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、区市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
0564	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	1	「要配慮者対策班」等の設置	○ 都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、要配慮者対策統括部を都福祉保健局に設置し、区市町村の要配慮者対策担当部門と連絡調整を図る。	○ 都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣県市等と連絡調整を図る。
0565	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	2	福祉避難所の活用	(2) 二次避難所(福祉避難所)の活用	(2) 福祉避難所の活用
0566	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	2	福祉避難所の活用	区市町村は、社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。	○ 区市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。
0567	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	3	医療等の体制	○ 区市町村は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制を確保する。	○ 区市町村は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制を確保する。
0568	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	3	医療等の体制	○ 都は、巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスクア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。	○ 都は、東京DPATによるメンタルヘルスクア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。
0569	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	4	食料等の確保	○ 都は、要配慮者等のニーズに対応した食料の供給を図るため、クッキー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん、おかゆ等)の確保を進める。	○ 都は、クッキー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん等)のほか、お粥(アルファ化米)やアレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。
0570	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	6	応急仮設住宅等	(6) 応急仮設住宅	(6) 応急仮設住宅等
0571	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	6	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	6	応急仮設住宅等	○ 都は、応急仮設住宅を建設するに当たり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。	○ 都は、応急仮設住宅等を供与するに当たり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0572	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	-	-	-	-	○ 平成25年11月4日に発生した台風第30号は、その後発達を続け、中心気圧895hPa、最大瞬間風速90m/sにまで達し、その進路上に位置するフィリピンに甚大な被害をもたらした。	(削除)
0573	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	-	-	-	-	○ このように大規模な台風の上陸、若しくは台風接近に伴う前線の刺激による豪雨の危険性は、今後も十分に想定される。 そのため、国、区市町村や学識経験者を交えて、都は平成25年7月に広域避難検討会議を設置し、想定を超えるような大規模水害の発生が予想される場合における住民の円滑な避難を検証するためのシミュレーションや、具体的な避難対策の検討を行ってきた。 本節では、こうした検討結果を踏まえ、住民の生命を最優先に守る取組の一つとして、自治体の枠を越えた広域的な避難について記載する。本節に記載のない避難対策に関する事項については、本章第1節から第6節に記載された事項を参照のこと。	○ このように大規模な台風の上陸、若しくは台風接近に伴う前線の刺激による豪雨の危険性は、今後も十分に想定される。 そこで、本節では、住民の生命を最優先に守る取組の一つとして、自治体の枠を越えた広域的な避難について記載する。本節に記載のない避難対策に関する事項については、本章第1節から第6節に記載された事項を参照のこと。
0574	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	-	-	-	-	○ なお、国(内閣府)は、首都圏大規模水害対策大綱に基づき、平成25年11月に首都圏大規模水害対策協議会を立ち上げ、荒川及び利根川の洪水氾濫等の首都圏に影響を及ぼす大規模水害に対する広域避難対策の検討を開始したところである。今後、本協議会での検討結果を踏まえ、必要に応じて適宜広域避難対策の見直しを図っていく。	(削除)
0575	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	1	「首都圏における大規模水害広域避難検討会」	-	-	(新規)	1 「首都圏における大規模水害広域避難検討会」
0576	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	1	「首都圏における大規模水害広域避難検討会」	-	-	(新規)	○ 平成27年9月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。 中央防災会議では、平成27年10月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成28年3月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。
0577	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	1	「首都圏における大規模水害広域避難検討会」	-	-	(新規)	○ これを受けて、中央防災会議において、平成28年9月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方(報告)」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順等が示された。
0578	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	1	「首都圏における大規模水害広域避難検討会」	-	-	(新規)	○ 本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」(以下、検討会と称する)を平成30年6月に設置した。
0579	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	1	「首都圏における大規模水害広域避難検討会」	-	-	(新規)	○ 令和元年10月に台風第19号(東日本台風)が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風第19号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担あり方を整理し、中間報告書を取りまとめた。 今後は、浸水区域内における避難方法として、浸水しない建物上層階への避難(垂直避難)の考え方について整理するなど、引き続き、関係機関と連携しながら広域避難対策の検討を行っていく。
0580	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	2	広域避難体制の整備	-	-	1 広域避難体制の整備	2 広域避難体制の整備
0581	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	2	広域避難体制の整備	-	-	都福祉保健局 ○ 区市町村における要配慮者対策の強化を支援	都福祉保健局 ○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援
0582	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	2	広域避難体制の整備	-	-	区市町村 ○ 安全に広域避難を実施するための、避難勧告、指示等の発令基準の整備	区市町村 ○ 安全に広域避難を実施するための、避難指示等の発令基準の整備
0583	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	2	広域避難体制の整備	-	-	《都総務局》 ○ 広域避難を安全かつ円滑に実施するためには、要請自治体と受入自治体との間で相互に協力・連携を図ることが重要であることから、広域での相互応援協定等自治体間の応援協定の改訂・締結を推進し、広域避難を実施するための仕組み作りを支援する。また、区市町村が策定する避難方針等を踏まえた訓練を実施する。	《都総務局》 ○ 広域での相互応援協定等自治体間の応援協定の改訂・締結を推進し、広域避難を安全かつ円滑に実施するための仕組み作りを支援する。また、区市町村が策定する避難方針等を踏まえた訓練を実施する。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0584	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	2	広域避難体制の整備	-	-	《区市町村》 ○ 広域避難に係る避難勧告・指示等の発令タイミングについては、本章第1節にて区市町村で作成することとしている避難勧告等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。	《区市町村》 ○ 広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、本章第2節にて区市町村で作成することとしている避難指示等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。
0585	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	3	大規模水害時に使用可能な避難所の確保	-	-	2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保	3 大規模水害時に使用可能な避難所の確保
0586	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	3	大規模水害時に使用可能な避難所の確保	-	-	(新規)	《区市町村》 ○ 区市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
0587	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	3 避難誘導	4 避難誘導
0588	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	東京消防庁 ○ 災害状況及び消防力の余力に応じて避難勧告等の伝達	東京消防庁 ○ 災害状況及び消防力の余力に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難指示の伝達
0589	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	区市町村 ○ 避難準備情報、避難勧告等の発令	区市町村 ○ 避難準備情報、避難指示等の発令
0590	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	《都本部》 ○ 区市町村へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難勧告等に関し、区市町村の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施する。	《都本部》 ○ 区市町村へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、区市町村の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施する。
0591	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	《東京消防庁》 ○ 避難の勧告又は指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 ○ 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。	《東京消防庁》 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。
0592	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	《区市町村》 ○ 区市町村長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難準備情報の発表若しくは避難勧告又は指示の発令を行う。	《区市町村》 ○ 区市町村長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難準備情報の発表若しくは避難指示等の発令を行う。
0593	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	《区市町村》 ○ 避難の実施方法としては以下のとおり。 なお、国の首都圏大規模水害対策協議会と都が共同開催している「首都圏における大規模水害広域避難検討会」の検討状況等も踏まえ、具体的な実施手順等については今後検討していく。	《区市町村》 ○ 避難の実施方法としては以下のとおり。
0594	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	○ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから都が調達したバス等で避難先に向かう。	○ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、そのほか適切な手段を検討する。
0595	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	4	避難誘導	-	-	<交通誘導・イメージフロ> ←都調達のバス等で避難	<交通誘導・イメージフロ> (削除)
0596	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	5	避難所の開設・運営	-	-	都本部 ○ 都外の避難所及び二次避難所（福祉避難所）開設状況の把握	都本部 ○ 都外の避難所及び福祉避難所開設状況の把握
0597	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	5	避難所の開設・運営	-	-	都福祉保健局 ○ 都外の避難所及び二次避難所（福祉避難所）開設状況の把握	都福祉保健局 ○ 都外の避難所及び福祉避難所開設状況の把握
0598	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	5	避難所の開設・運営	-	-	区市町村 (受入側区市町村) ○ 要請に基づく避難所及び二次避難所（福祉避難所）の開設 ○ 避難所運営 ○ その他、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務 (要請側区市町村) ○ 避難所への職員派遣 ○ 避難所運営への積極的な協力 ○ その他、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務	区市町村 (要請側区市町村) ○ 避難所及び福祉避難所の開設に向けた調整等 ○ 避難所運営 ○ その他、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務 (受入側区市町村) ○ 避難所の開設・運営への積極的な協力 ○ その他、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0599	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	5	避難所の開設・運営	-	-	《都本部》 ○ 都外に避難所及び二次避難所(福祉避難所)が開設された場合、他県と連携し、都外避難所等の開設状況の把握を行う。	《都本部》 ○ 都外に避難所及び福祉避難所が開設された場合、他県と連携し、都外避難所等の開設状況の把握を行う。
0600	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	5	避難所の開設・運営	-	-	《都福祉保健局》 ○ 区市町村の報告に基づき、二次避難所(福祉避難所)の所在地等について把握する。 ○ 開設済み二次避難所(福祉避難所)について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。 ○ 都立施設について、状況に応じ、二次避難所(福祉避難所)としての役割を果たせるように連絡調整する。	《都福祉保健局》 ○ 区市町村の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。 ○ 開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。 ○ 都立施設について、状況に応じ、福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。
0601	3	災害応急・復旧対策計画	6	避難者対策	7	広域避難	5	避難所の開設・運営	-	-	《区市町村》 ○ 受入側区市町村は、都福祉保健局からの要請に基づき避難所を開設する。 ○ 避難所の運営は原則として受入側区市町村が行い、要請側区市町村は積極的にその運営に協力する。	《区市町村》 ○ 要請側区市町村は、避難所の開設に向けた調整等を行う。 ○ 避難所の運営は原則として要請側区市町村が行い、受入側区市町村は積極的にその開設・運営に協力する。
0602	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	○ 広域輸送基地被害状況確認
0603	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	○ 物販事業者の被害状況確認
0604	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	○ 国、他道府県等との連絡調整
0605	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	○ 広域輸送基地被害状況確認
0606	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	1	飲料水の供給	3	被災者への給水	-	-	○ 被災者への給水は、給水車、給水タンク等により行う。	○ 被災者への給水は、災害時給水ステーション(給水拠点、車両輸送、避難所等)により行う。
0607	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	○ その他被災者に対しては、あらかじめ協力依頼している生産者、流通業界等からの調達及び他道府県等からの応援で対応する。	○ その他被災者に対しては、あらかじめ協力依頼している生産者、流通業界等からの調達及び国、他道府県等からの応援で対応する。
0608	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	○ 他道府県等からの支援体制を整備する。	○ 国、他道府県等からの支援体制を整備する。
0609	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	(新規)	《総務局》《都福祉保健局》 ○ 暴風雨災害時での屋根の応急復旧や施設の浸水防止等に必要となる養生シートと土のう袋を備蓄する。
0610	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	(新規)	《都総務局》 ○ 島しょ地域4支庁には、コンテナ等を活用して、養生シートと土のう袋に加え、可搬式蓄電池及び充電器を確保する。 ○ 避難所での生活環境の改善や、感染症対策に有効な段ボールベッドやパーテーション等を都としても備蓄する。 ○ 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者(小売事業者等)等にあらかじめ協力を依頼する。 ○ 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、物販事業者と連携した訓練等を実施する。 ○ 国、他道府県等への応援要請の手続きや受入調整方法について整備する。
0611	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	(新規)	○ 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。 また、乳児用液体ミルクを備蓄する。
0612	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	(新規)	○ 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。
0613	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	○ 調製粉乳等の都の備蓄必要数	○ 調製粉乳等の都の備蓄必要数(平成31年4月1日時点)
0614	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	調整粉乳 55,000缶	調整粉乳 47,520缶
0615	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	《区市町村》 (新規)	《区市町村》 ○ 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
0616	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	1	備蓄・調達体制の整備	-	-	○ 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。特に山間部や島しょ部など孤立が予想される地域では、円滑に備蓄を放出する体制確保に努めるなど、住民や事業者等と連携した備蓄体制を構築する。	○ 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
0617	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	○ 都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置する。	○ 都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。
0618	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	○ 物資調整チームは、都庁各局(総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場等)、関係団体、事業者などで構成し、道路の被災状況などの情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。	○ 物資・輸送調整チームは、都庁各局(総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場等)、関係団体、事業者などで構成し、円滑なオペレーションを図る。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0619	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	都総務局 ○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請	都本部 ○ 国、他道府県等との連絡調整 ○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請 ○ 広域輸送基地の開設 ○ 広域輸送基地での支援物資れ・荷さばき等
0620	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	都福祉保健局 ○ 都備蓄物資を区市町村へ放出する。 ○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて他府県へ応援を要請	都福祉保健局 ○ 都備蓄物資を区市町村へ放出する。 ○ 広域輸送基地の開設 ○ 広域輸送基地での受入れ・荷さばき等 ○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて他府県へ応援を要請
0621	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	農林水産省生産局 ○ 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。	農林水産省政策統括官付貿易業務課 ○ 都からの米穀の放出要請に対応する。
0622	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	関東農政局 ○ 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。	関東農政局 ○ 都からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。
0623	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	関東農政局東京地域センター ○ 農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省生産局と連絡調整を行う。	(削除)
0624	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	《都総務局》《都福祉保健局》 ○ 区市町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、区市町村からの要請又は要求を待たずとも認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。	《都本部》 ア 国（現地对策本部）との連絡調整 ○ 国が「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ型支援を実施する場合、その必要量等を現地对策本部と調整する。 ○ 区市町村からの具体的な要請に基づき、国に要請する場合は、現地对策本部に、調達を必要とする理由、必要な品目及び数量等必要事項を示し、物資調達を要請する。 ○ 受入場所や受入日時等について現地对策本部と調整する。 ○ 受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。 イ 地方公共団体との相互応援協定 ○ 都は、必要に応じて、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定、九都県市災害時相互応援に関する協定、震災時等の相互応援に関する協定等の相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等に物資調達を要請する。 ○ 要請に当たっては、受入場所までの経路、輸送手段、受領日時等について相手方と調整する。 ○ 受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。 ○ 上記のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、備蓄物資又は資材の供給に関し、他道府県等と相互に協力するよう努める。 ウ その他 ○ 区市町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、区市町村からの要請又は要求を待たずとも認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。 ○ 都福祉保健局から食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。
0625	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	《都産業労働局》 ○ 区市町村からの要請に基づき、都は農林水産省生産局と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して提供する。 ○ 米穀販売事業者の在庫で不足する場合は、農林水産省生産局と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託して精米し、調達する。	《都産業労働局》 ○ 区市町村からの要請に基づき、都は農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して提供する。 ○ 米穀販売事業者の在庫で不足する場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託して精米し、調達する。
0626	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	2	食料・生活必需品等の確保体制の構築	-	-	《農林水産省生産局》 ○ 都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）により処理する。	《農林水産省政策統括官付貿易業務課》 ○ 都から米穀の放出要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に定める災害救助法または国民保護法が発動された場合の特例により処理する。
0627	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	3	食料・生活必需品等の供給・貸与	-	-	3 配布基準	3 食料・生活必需品等の供給・貸与
0628	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	3	食料・生活必需品等の供給・貸与	-	-	都総務局 ○ 他道府県及び被災地区区市町村に対し、人的支援への協力を要請する。	都本部 ○ 他道府県及び被災地区区市町村に対し、人的・物的支援への協力を要請する。
0629	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	3	食料・生活必需品等の供給・貸与	-	-	(新規)	都福祉保健局 ○ 都備蓄物資を区市町村へ放出

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0630	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	3	食料・生活必需品等の供給・貸与	-	-	《都総務局》	《都本部》
0631	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	3	食料・生活必需品等の供給・貸与	-	-	(新規)	《都福祉保健局》 ○ 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。 ○ 被災地以外の隣接区市町村の避難所に避難した被災者に対しても、当該区市町村長において救援に協力するよう連絡する。
0632	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	4	生活物資等の流通確保・消費者への正確な情報提供	-	-	関東農政局 ○ メーカーへの円滑な輸送に係る連絡調整	関東農政局 ○ 応急用食料・物資調達に係る情報を提供。
0633	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	4	生活物資等の流通確保・消費者への正確な情報提供	-	-	関東農政局東京地域センター ○ 応急用食料の流通在庫に関する情報提供に協力する。	(削除)
0634	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	4	生活物資等の流通確保・消費者への正確な情報提供	-	-	《関東農政局》 ○ 知事の要請を受け、応急食料品の円滑な調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送の要請及びメーカーへの円滑な輸送に係る連絡調整等を行う。	《関東農政局》 ○ 都から応急用食料・物資調達に関して要請を受けた場合は、速やかに農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。
0635	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	4	生活物資等の流通確保・消費者への正確な情報提供	-	-	《関東農政局東京地域センター》 ○ 応急用食料(精米、即席めん、パン、レトルト食品等)の流通在庫に関する情報の提供等について、知事の要請に協力する。	(削除)
0636	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	5	義援物資の取扱い	-	-	○ 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。	○ 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。
0637	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	2	食料・生活必需品等の供給	6	燃料の供給	-	-	(新規)	○ 都は停電時の給油対策として、これまでの手動式のポンプに加え、新たに緊急用バッテリー式可搬式ポンプの配備を進めている。
0638	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	3	備蓄・調達物資の輸送	-	-	-	-	○ 都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置する。物資調整チームは都庁各局(総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場等)、関係団体、事業者などで構成し、道路の被災状況などの情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。	○ 都は、発災時において、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは、発災時において、広域輸送基地を開設し、道路の被災状況などの情報を関係者間で共有しながら、円滑な輸送体制を整備する。
0639	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	3	備蓄・調達物資の輸送	1	物資の輸送	-	-	都総務局 ○ 国、他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。	都本部 ○ 調達した物資、国・他道府県等からの応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。 ○ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。
0640	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	3	備蓄・調達物資の輸送	1	物資の輸送	-	-	《都総務局》 ○ 国、他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資は、あらかじめ協力依頼している民間倉庫等を活用し、一時保管する。	《都本部》 ○ 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、多摩広域防災倉庫を活用し、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。 ○ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資は、あらかじめ協力依頼している民間倉庫等を活用し、一時保管する。 ○ 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。
0641	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	3	備蓄・調達物資の輸送	3	島しょ地域への輸送体制	-	-	○ そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、例えば、陸海空を束ねる輸送事業者等のノウハウを導入し、支援物資を調達先から納品(被災地)までのワンストップで対応できる体制を構築することや、新たなルート開拓などを検討し、輸送体制の迅速化及び複線化を図っていく。	○ そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、臨時便の増発や船舶のチャーター、航空機等による輸送手段の確保などを検討し、輸送体制の迅速化及び複線化を図っていく。
0642	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	1	車両の確保	-	-	《都財務局》 ・ 特殊車両 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。	《都財務局》 ・ 四輪駆動車 レンタカー会社から調達する。
0643	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	2	船舶の確保	-	-	都港湾局 ○ 船舶を調達し、要請局へ回答する。	都港湾局 ○ 船舶を調達し、都本部の指示に基づき、要請局へ回答する ○ 使用可能な船舶を都本部に報告
0644	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	2	船舶の確保	1	調達	《都各局》 ○ 都各局は、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都総務局に対し、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示の上、必要船舶を請求する。	《都各局》 ○ 都各局は、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示の上、必要船舶を請求する。
0645	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	2	船舶の確保	1	調達	《都港湾局》 ○ 都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から必要な船舶を調達し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を都総務局に回答する。	《都港湾局》 ○ 都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から必要な船舶を調達し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を都本部に報告する。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0646	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	2	船舶の確保	1	調達	《関東運輸局》 ○ 都総務局の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。	《関東運輸局》 ○ 都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。
0647	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	2	船舶の確保	2	配分	《都総務局》	《都本部》
0648	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	2	船舶の確保	2	配分	(新規)	《都港湾局》 ○ 都本部の指示に基づき、船舶を各局へ配分し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答する。
0649	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	3	ヘリコプター等の確保	-	-	(都港湾局) ○ ヘリコプター等を調達・配分し、要請局へ回答	(都港湾局) ○ 都福祉保健局以外の各局分のヘリコプター等を調達・配分し、要請局へ回答
0650	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	3	ヘリコプター等の確保	1	調達	《都港湾局》 ○ 各局が必要とするヘリコプター等について、都本部の指令を受け、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会との協定に基づき、調達する。	《都港湾局》 ○ 都福祉保健局以外の各局が必要とするヘリコプター等について、都本部の指令を受け、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会との協定に基づき、調達する。
0651	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	3	ヘリコプター等の確保	2	配分及び離着陸	○ 都本部は、各局の用途別必要数を都港湾局に通知するとともに、都港湾局に対し、都各局への配分を指示する。 ○ 都各局は、東京ヘリポート又は東京都調布飛行場を使用するときは、都港湾局へ施設の使用を申請する。他の施設を使用するときは、都本部の指示を仰ぎ使用する。 なお、東京航空局により航空保安業務の提供が行われている空港を使用する場合については、当該空港に所在する東京航空局（東京空港事務所又は大島空港出張所）と調整を実施する。	○ 都本部は、都福祉保健局以外の各局の用途別必要数を都港湾局に通知するとともに、都港湾局に対し、都各局への配分を指示する。 ○ 都各局から依頼を受けた航空会社が、東京ヘリポート又は東京都調布飛行場を使用するときは、各管理事務所と調整の上、空港使用届を提出する。 なお、航空会社が東京航空局により航空保安業務の提供が行われている空港を使用する場合については、当該空港に所在する東京航空局（東京空港事務所又は大島空港出張所）と調整を実施する。
0652	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	4	緊急通行車両等の確認	-	-	○ 緊急通行車両等であることの確認は、都道府県知事及び使用の本拠地を管轄する公安委員会が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の知事及び公安委員会で行うことができる。	○ 緊急通行車両等であることの確認は、都道府県知事及び使用の本拠地を管轄する公安委員会が行い、標章及び証明書を交付する。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の知事及び公安委員会で行うことができる。
0653	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	4	緊急通行車両等の確認	1	緊急通行車両等の種類	ア 警報の発表及び伝達ならびに避難勧告又は指示に使用されるもの イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの ロ 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの ハ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの ニ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの ホ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの ヘ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの ヘ 緊急輸送の確保に使用されるもの セ その他災害発生の防御又は拡大の防止ならびに軽減を図るための措置に使用されるもの	ア 緊急通行車両 次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両 (ア) 警報の発表及び伝達ならびに避難指示等に使用されるもの (イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの (ロ) 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの (ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの (ニ) 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの (ホ) 清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの (ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの (セ) 緊急輸送の確保に使用されるもの (ケ) その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの
0654	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	4	緊急通行車両等の確認	1	緊急通行車両等の種類	(新規)	イ 規制除外車両 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される、公安委員会の確認を受けた車両
0655	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	4	緊急通行車両等の確認	1	緊急通行車両等の種類	※ なお、上記項目は災害対策基本法第50条に基づくものであり、緊急通行車両等の対象となる車両の詳細については、次の資料を参照のこと。	※ 緊急通行車両等の対象となる車両の詳細については、次の資料を参照のこと。
0656	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	4	緊急通行車両等の確認	3	確認手続等	ア 事前届出 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」(以下、「届出済証」という。)を申請者に交付する。	ア 事前届出 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」(以下「届出済証」という。)を届出者に交付する。
0657	3	災害応急・復旧対策計画	7	物流・備蓄・輸送対策	4	輸送車両等の確保	4	緊急通行車両等の確認	-	-	(5) 規制除外車両 ○ 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。	(削除)
0658	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	-	-	-	-	-	-	障害物の除去・がれき処理	障害物の除去・災害廃棄物処理
0659	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	-	-	-	-	-	-	区市町村 ○がれき処理	区市町村 ○災害廃棄物処理

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0660	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	1	ごみ処理	3	詳細な取組内容	-	-	都環境局 (新規)	都環境局 ○ 都は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、区市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
0661	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	1	ごみ処理	3	詳細な取組内容	-	-	区市町村 (新規)	区市町村 ○ 区市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す
0662	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	3	障害物の除去	3	河川・港湾関係障害物の除去	-	-	都港湾局 ○ 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して海上保安庁海洋情報部に連絡し、告示等の周知方法をとる。	都港湾局 ○ 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して東京海上保安部に連絡し、告示等の周知方法をとる。
0663	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	3	障害物の除去	3	河川・港湾関係障害物の除去	-	-	第三管区海上保安本部 ○ 船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものは除去する。除去した漂流障害物は、東京都が指定した集積所にえい航し、東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぐ。	第三管区海上保安本部 ○ 船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものは除去する。除去した漂流障害物は、東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぐ。
0664	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	4	災害廃棄物処理	-	-	-	-	第4節 ぐれき処理	第4節 災害廃棄物処理
0665	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	4	災害廃棄物処理	1	対策内容と役割分担	-	-	○ ぐれき処理は、区市町村の被災状況を踏まえ、処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。	○ 災害廃棄物処理は、区市町村の被災状況を踏まえ、処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。
0666	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	4	災害廃棄物処理	1	対策内容と役割分担	-	-	都環境局 ○ 区市町村を通して、都内全域のぐれき処理体制を把握 ○ 被災の規模に応じて「ぐれき処理部会」を設置	都環境局 ○ 区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ○ 被災の規模に応じて「東京都災害廃棄物対策本部」を設置
0667	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	4	災害廃棄物処理	1	対策内容と役割分担	-	-	都本部（都総務局） ○ 都災害対策本部の下、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、障害物除去を行う建設局等と連携し、ぐれき処理対策に関して協議	都本部（都総務局） ○ 都災害対策本部の下、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、障害物除去を行う建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議
0668	3	災害応急・復旧対策計画	8	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	4	災害廃棄物処理	1	対策内容と役割分担	-	-	区市町村 ○ ぐれき処理に関する都との連絡窓口の設置 ○ 各区市町村の災害廃棄物がれき処理マニュアルに準じてぐれき処理を実施 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、被災の規模に応じてぐれきの発生推定量を算出、集積場所及び最終処分場を決定し、「ぐれき処理計画」を策定	区市町村 ○ 災害廃棄物処理に関する都との連絡窓口の設置 ○ 各区市町村の災害廃棄物処理マニュアルに準じて災害廃棄物処理を実施 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、被災の規模に応じて災害廃棄物発生推定量を算出、集積場所及び最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定
0669	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	表の都港湾局の欄	(削除)
0670	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	表の市町村の欄
0671	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	(新規)	表の総務局の欄
0672	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	電気・ガス・通信 (新規)	○ 浸水防止対策
0673	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	表の関東地方整備局の欄	(削除)
0674	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	表の第三管区海上保安本部の欄	(削除)
0675	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	表の高速道路の欄	(削除)
0676	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	表の鉄道事業者の欄	(削除)
0677	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	表の東京港埠頭株式会社の欄	(削除)
0678	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	-	-	-	-	-	-	表の日本理立浚渫協会の欄	(削除)
0679	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	1	水道施設（都水道局）	3	復旧対策	3	管路の復旧活動	○ 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。	○ 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0680	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	2	下水道施設(都水道局)	2	応急対策	3	水再生センター・ポンプ場	○ 停電の際、水再生センター、ポンプ所の安定稼働のための自家発電設備用燃料油について、石油会社との協定に基づき、優先供給を受ける。	○ 停電の際、水再生センター、ポンプ所の安定稼働のための自家発電設備用燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との協定に基づき、優先供給を受ける。
0681	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	-	-	-	-	第3節 電気施設(東京電力)	第3節 電気施設(東京電力グループ)
0682	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	1	活動態勢	1	非常災害対策本(支)部の設置	○ 災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本(支)部を設置する。	○ 災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。
0683	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	1	活動態勢	1	非常災害対策本(支)部の設置	○ 本部は、本店、支店、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。	○ 本部は、本社、総支社、電力所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
0684	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	1	活動態勢	1	非常災害対策本(支)部の設置	(新規)	○ 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。
0685	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	1	活動態勢	2	要員の確保	○ 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。	○ 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は協力会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。
0686	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	1	活動態勢	3	情報連絡活動	○ 本店本部は、原則として2時間ごとに諸情報を被害店所本部から収集する。	○ 本社本部は、定期的に諸情報を被害店所本部から収集する。
0687	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	2	応急対策	1	資材の調達・輸送	ア 資材の調達 (イ) 本店本部	ア 資材の調達 (イ) 本社本部
0688	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	2	応急対策	3	災害時における応援の組織・運営	○ 本店本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社へ復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出动させる。	○ 本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び協力会社、被害、復旧状況を勘案した上、必要な応援要員を要請する。
0689	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	2	応急対策	5	災害時における電力の融通	○ 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。	○ 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。
0690	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	3	電気施設(東京電力グループ)	2	応急対策	6	その他	○ 災害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。	○ 災害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。
0691		災害応急・復旧対策計画		ライフライン施設の応急・復旧対策		ガス施設等	1	東京ガス	-	-	《東京ガス》	1 東京ガス
0692	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	4	ガス施設等	1	東京ガス	1	活動態勢	(新規)	○ 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。
0693	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	4	ガス施設等	1	東京ガス	2	応急対策	イ 応急措置 ○ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。	イ 応急措置 (削除)
0694	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	4	ガス施設等	1	東京ガス	3	復旧対策	3 復旧対策	2 (3) 復旧対策
0695	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	4	ガス施設等	2	LPガス事業者	-	-	《LPガス事業者》	2 LPガス事業者
0696	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	5	通信施設	1	活動態勢	-	-	(新規)	○ 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。
0697	3	災害応急・復旧対策計画	9	ライフライン施設の応急・復旧対策	6	都災害対策本部(都総務局)	-	-	-	-	(新規)	第6節 都災害対策本部(都総務局) ○ 都は各ライフライン事業者との連絡体制を確立するほか、必要に応じ事業者に対してリエゾンの派遣要請を行うとともに、本部内での相互協力体制の整備・円滑化を図る。 ○ 都は、大規模災害の発生またはそれに伴う停電の発生のおそれがある場合は、事前に体制の整備に努め応急対応の円滑化を図るとともに、大規模停電発生時は電気事業者等と相互に連携し、重要施設への電源車配備の調整に努める。 ○ 停電や通信障害等、被害状況の情報提供については、都およびライフライン事業者相互に連携のうえ、適切な情報提供を行う。
0698	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	2	河川及び内水排除施設	1	災害時の応急措置	区市町村 ○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ち建設局に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止	区市町村 ○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ち建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止
0699	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	2	河川及び内水排除施設	1	災害時の応急措置	○ 施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施	○ 23区内の区が管理する河川管理施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施
0700	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	2	河川及び内水排除施設	1	災害時の応急措置	都建設局 ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行うほか、備蓄資料の提供も実施	都建設局 ○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施

東京都地域防災計画 風水害編(令和3年修正)本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0701	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	2	河川及び内水排除施設	1	災害時の応急措置	○ 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施	○ 区市町村の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施
0702	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	2	河川及び内水排除施設	1	災害時の応急措置	○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定	○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定
0703	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	2	河川及び内水排除施設	1	災害時の応急措置	○ 23区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施	○ 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施
0704	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	-	-	-	-	5 貯木施設	(項削除)
0705	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	5	空港施設	-	-	6 空港施設	5 空港施設
0706	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	5	空港施設	-	-	(東京航空局) ・無線施設、管制施設が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの	(東京航空局) ・航空保安施設が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
0707	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	5	空港施設	-	-	(都港湾局) ○ 被害状況調査及び設備の使用停止等の措置は各支庁において処理	(都港湾局) ○ 被害状況調査及び空港閉鎖等の措置は各支庁において処理
0708	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	1	公共土木施設	5	空港施設	-	-	(都港湾局) ・滑走路・着陸帯・誘導路・駐機場・照明施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの	(都港湾局) ・滑走路・着陸帯・誘導路・駐機場・航空灯火施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
0709	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	2	鉄道施設	4	浸水時等の対応	-	-	1 都電 ○ 被害が予想されるときは、特に本局と営業所との相互連絡を密にし、一部運行不能の場合、線路上5cm以上の出水等には自動車営業所に応援を求め、旅客輸送の万全を期す。	1 都電 ○ 被害が予想される時は、特に本局と営業所との相互連絡を密にし、線路上5cm以上冠水した時には、営業所に急報しその指示に従う。
0710	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	2	鉄道施設	4	浸水時等の対応	-	-	1 都電 ○ 荒川営業所基地内に出水が予想される場合は、車両を高地点の線路上へ退避させる。	1 都電 ○ 荒川車両検修所に出水が予想される場合は、車両を高地点の線路上へ退避させる。
0711	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	2	鉄道施設	4	浸水時等の対応	-	-	2 都営地下鉄 ○ 総合指令庁倉屋上及び新宿線荒川橋梁上に設置している風速計の異常風速又は気象、水象の非常情報を受報したときは、総合指令所長は、直ちに関係箇所に通報し、情報の収集及び相互の連絡を密にし、当該課員(部長)に報告するとともに、必要により、運転規制を行う。 ・地下鉄駅出入口は、止水板等により浸水を防止する。 ・通風口は、浸水防止機、土のう等で閉鎖する。 ・車両は、浅草線は馬込車両検修場、三田線は志村車両検修場、新宿線は大島車両検修場、大江戸線は木場車両検修場に退避させる。	2 都営地下鉄 ○ 集中豪雨や強風等に対しては、必要に応じて、運転規制を行う。 ○ 地下鉄駅出入口は、止水板等により浸水を防止する。 ○ 通風口は、浸水防止機、土のう等で閉鎖する。 ○ 車両は、浸水の恐れのない箇所に退避させる。
0712	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	3	船舶	2	災害時の応急措置	1	交通規制	ア 航行情報の収集伝達 ○ 東京海上保安部港内交通管制室の施設等に異常事態が発生した場合には、東京湾海上交通センター、隣接部署及び船艇等から情報を入手し、必要事項を所属巡視艇により在泊船に周知する。	ア 航行情報の収集伝達 ○ 東京湾海上交通センター、隣接部署及び船艇等から情報を入手し、必要事項を所属巡視艇により在泊船に周知する。
0713	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	3	船舶	2	災害時の応急措置	1	交通規制	イ 規制措置 ○ 東京海上保安部港内交通管制室において、東京東航路及び東京西航路へ入出港する船舶に対し港則法に従い必要な交通管制信号を行い、航行規制を実施する。	イ 規制措置 ○ 東京湾海上交通センターにおいて、東京東航路及び東京西航路へ入出港する船舶に対し港則法に従い必要な交通管制信号を行い、航行規制を実施する。
0714	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	3	船舶	2	災害時の応急措置	2	港湾関係障害物除去	○ 除去した漂流障害物については、東京都が指定した集積所にえい航し、東京港管理事務所に引き継ぐ。	○ 除去した漂流障害物については、東京港管理事務所に引き継ぐ。
0715	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	4	社会公共施設等	1	都立病院	2	給水不可時の措置	○ 緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、災害対策本部が設置された場合には都本部を通じて、都水道局に緊急給水(給水車等)を要請する。	○ 緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都水道局に緊急給水(給水車等)を要請する
0716	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	5	津波等対策	1	河川、海岸、港湾施設等の応急対策	2	業務手順	○ 水防組織 津波による災害の発生が予想される場合は、水防活動が行われる。都の水防計画は、水防法第7条に基づき、洪水、高潮、津波等による水害を防御し、被害を軽減することを目的として、東京都内の水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を既定したものであり、東京都地域防災計画(風水害編)における水防に関する具体的な事項について定めている。	○ 水防組織 津波による災害の発生が予想される場合は、水防活動が行われる。都の水防計画は、水防法第7条に基づき、洪水、高潮、内水、津波等による水害を防御し、被害を軽減することを目的として、東京都内の水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を既定したものであり、東京都地域防災計画(風水害編)における水防に関する具体的な事項について定めている。
0717	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	5	津波等対策	1	河川、海岸、港湾施設等の応急対策	3	詳細な取組内容	《都建設局》 ・震度5弱以上の地震発生時には、大島川、新小名木川、豎川、源森川、月島川水門及び、扇橋閘門を直ちに閉鎖する。	《都建設局》 ・震度5弱以上の地震発生時には、大島川、新小名木川、豎川、源森川、月島川水門、扇橋閘門及び新川東樋門を直ちに閉鎖する。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0718	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	5	津波等対策	2	河川及び内水排除施設の応急復旧、緊急工事等対策	2	詳細な取組内容	《区市町村》 移動排水ポンプ車	《区市町村》 移動式排水ポンプ車
0719	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	5	津波等対策	2	河川及び内水排除施設の応急復旧、緊急工事等対策	2	詳細な取組内容	《都建設局》 ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。	《都建設局》 ○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
0720	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	5	津波等対策	2	河川及び内水排除施設の応急復旧、緊急工事等対策	2	詳細な取組内容	《建設局》 ○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。	《建設局》 ○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
0721	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	5	津波等対策	2	河川及び内水排除施設の応急復旧、緊急工事等対策	2	詳細な取組内容	《都建設局》 ○ 23区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。	《都建設局》 ○ 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。
0722	3	災害応急・復旧対策計画	10	公共施設等の応急・復旧対策	5	津波等対策	3	港湾・海岸・漁港施設等の復旧対策	1	内容と役割分担	港湾局 ・滑走路・着陸帯・誘導路・駐機場・照明施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの	港湾局 ・滑走路・着陸帯・誘導路、エプロン、灯火施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
0723	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	-	-	-	-	第2節 家屋・住家被害状況調査 及び 罹災証明発行	第2節 住宅被害認定調査 及び 罹災証明書交付
0724	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	1	対策内容と役割分担	1 家屋・住家被害状況調査 ○ 住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。	1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備 (1) 対策内容と役割分担 ○ 都は、区市町村が実施する罹災証明交付手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。
0725	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	1	対策内容と役割分担	区市町村 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。 ○ 上記指針に基づき被害状況調査を行い、結果を都本部に報告する。 都総務局 ○ 被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備する。 ○ 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。	(削除)
0726	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	1	対策内容と役割分担	2 罹災証明の発行手続の迅速化	(削除)
0727	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	1	対策内容と役割分担	都総務局 都主税局 ○ 災害に係る住宅被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、支援するためのシステム化を検討する。 ○ 都総務局は、全区市町村に対して、罹災証明の発行手続のシステム導入を促進し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 都総務局は、区市町村に対し、住宅被害認定調査や罹災証明書の発行体制に関する研修を実施する。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住宅被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等についてガイドライン化し、区市町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 固定資産関連情報等に関し、区と調整 ○ 都主税局は、協定に基づき、固定資産税関連情報等に関し、区と調整する。	都総務局 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○ 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整 ○ 区市町村に対する研修や訓練の実施 ○ 区市町村の応援要員の確保の検討
0728	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	1	対策内容と役割分担	(新規)	都主税局 ○ 固定資産関連情報等に関し、区と調整
0729	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	1	対策内容と役割分担	(新規)	東京消防庁 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区市町村との協定締結や事前協議による風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0730	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	1	対策内容及役割分担	区市町村 ○ ガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握し、必要に応じて、調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証する。 ○ 住家被害認定調査や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。 ○ 区部は、協定に基づき、罹災証明の発行に必要な固定資産関連情報等について都主税局と連携を図る。 ○ 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。	区市町村 ○ ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施 ○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立
0731	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	1	対策内容及役割分担	都 ○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を行う。	(削除)
0732	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	2	詳細な取組内容	(新規) 《都総務局》 ○ 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制の構築に取り組む。さらに、被災者台帳については、被災者生活再建支援システムを توسعهさせ広域的な情報共有に向けて検討する。 ○ 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。 ○ 全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。 ○ 区市町村に対し、罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。さらに、都外自治体等へも上記研修への参加の働きかけ等を行い、受援応援がしやすいように被災者生活再建支援システムやガイドラインに基づく業務フローの全国的な標準化に向け検討する。	(2) 詳細な取組内容 《都総務局》 ○ 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制の構築に取り組む。さらに、被災者台帳については、被災者生活再建支援システムを توسعهさせ広域的な情報共有に向けて検討する。 ○ 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。 ○ 全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。 ○ 区市町村に対し、罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。さらに、都外自治体等へも上記研修への参加の働きかけ等を行い、受援応援がしやすいように被災者生活再建支援システムやガイドラインに基づく業務フローの全国的な標準化に向け検討する。
0733	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	2	詳細な取組内容	(新規) 《都主税局》 ○ 区部は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。 《東京消防庁》 ○ 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。	《都主税局》 ○ 区部は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。 《東京消防庁》 ○ 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。
0734	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	2	詳細な取組内容	(新規) 《区市町村》 ○ 区市町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。 ○ 区市町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。 ○ 区市町村は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。	《区市町村》 ○ 区市町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。 ○ 区市町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。 ○ 区市町村は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
0735	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	2	罹災証明書の交付準備	1	対策内容及役割分担	(新規) 2 罹災証明書の交付準備 (1) 対策内容及役割分担 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。	2 罹災証明書の交付準備 (1) 対策内容及役割分担 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。
0736	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	2	罹災証明書の交付準備	1	対策内容及役割分担	(新規) 都総務局 ○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施	都総務局 ○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0737	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	2	罹災証明書の交付準備	1	対策内容と役割分担	(新規)	東京消防庁 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と調整
0738	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	2	罹災証明書の交付準備	1	対策内容と役割分担	(新規)	区市町村 ○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ システム稼働に向けた準備や資機材を確保 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定
0739	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	2	罹災証明書の交付準備	2	作業手順	(新規)	② 業務手順 ④
0740	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	2	罹災証明書の交付準備	3	詳細な取組内容	(新規)	③ 詳細な取組内容 《都総務局》 ○ 区市町村が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施する。 ○ 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行う。 ○ 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行う。
0741	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	2	罹災証明書の交付準備	3	詳細な取組内容	(新規)	《東京消防庁》 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と連携を図る。
0742	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	2	罹災証明書の交付準備	3	詳細な取組内容	(新規)	《区市町村》 ○ 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。 ○ 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 ○ 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。
0743	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	-	-	3	り災証明の発行 3 罹災証明書の交付
0744	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	1	対策内容と役割分担	(新規)	① 対策内容と役割分担 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。
0745	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	1	対策内容と役割分担	(表) 区市町村 都総務局	(削除)
0746	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	1	対策内容と役割分担	(新規)	(表) 都総務局 ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
0747	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	1	対策内容と役割分担	(新規)	(表) 東京消防庁 ○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施
0748	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	1	対策内容と役割分担	(新規)	(表) 区市町村 ○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続を実施 ○ 必要に応じて住家被害の再調査（第2次調査）を実施 ○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
0749	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	2	詳細な取組内容	(新規)	② 詳細な取組内容 《都総務局》 ○ 罹災証明書発行窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行なう。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行なう。 ○ 都は、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。
0750	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	2	詳細な取組内容	(新規)	《東京消防庁》 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図る。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0751	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	2	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	3	罹災証明書の交付	2	詳細な取組内容	(新規)	《区市町村》 ○ 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。 ○ 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。 ○ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査(第2次調査)を実施する。 ○ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。
0752	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	3	被災住宅の応急修理	-	-	-	-	都都市整備局	都住宅政策本部
0753	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	3	被災住宅の応急修理	1	住宅の応急修理	1	応急修理の目的	○ 災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊し、又は半壊した場合は、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。	○ 災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
0754	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	3	被災住宅の応急修理	1	住宅の応急修理	2	対象者	○ 災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	○ 災害のため住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。
0755	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	3	被災住宅の応急修理	1	住宅の応急修理	-	-	(3) 対象者の調査及び選定 ○ 区市町村による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区市町村長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区市町村が募集・選定事務を行う。	(削除)
0756	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	3	被災住宅の応急修理	1	住宅の応急修理	3	応急修理の実施	(新規)	(3) 応急修理事務の実施 ○ 都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた区市町村は、被災者からの応急修理の申込を受け付け、当該区市町村長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。
0757	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	3	被災住宅の応急修理	2	応急修理の方法	1	修理	(1) 修理 ○ 都が、一般社団法人東京建設業協会のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を選定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。	(1) 修理 ○ 都が、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京連合会のあつせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に区市町村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
0758	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	3	被災住宅の応急修理	2	応急修理の方法	2	修理費用の範囲	(2) 経費 ○ 経費による。	(2) 修理費用の範囲 ○ 1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。
0759	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	-	-	-	-	都都市整備局 ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給する。	都住宅政策本部 ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給する。
0760	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	-	-	○ 都は、被害状況に応じて、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。 都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。	○ 都は、被害状況に応じて、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅及び都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。 都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。
0761	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	1	建設型応急住宅	(1) 建設する仮設住宅の供給	(1) 建設型応急住宅
0762	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	1	建設型応急住宅	A 建設予定地の確保 ○ 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 (7) 接道及び用地の整備状況 (イ) ライフラインの状況 (ロ) 避難場所などの利用の有無 ○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求める。 ○ 都都市整備局は、区市町村から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。	A 建設候補地の確保 ○ 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を定める。 (7) 接道及び用地の整備状況 (イ) ライフラインの状況(埋設配管) (ロ) 避難場所などの利用の有無 ○ 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求める。 ○ 都住宅政策本部は、区市町村から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0763	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	1	建設型応急住宅	イ 建設地 (7) 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 (4) 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。 (9) 都都市整備局は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。	イ 建設地 (7) 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 (4) 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 (9) 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。
0764	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	1	建設型応急住宅	ウ 構造及び規模等 (7) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 (4) 1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。 (9) 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。 (1) 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。	ウ 構造及び規模等 (7) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 (4) 必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 (9) 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 (1) 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 (4) 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を講じる。
0765	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	1	建設型応急住宅	エ 建設工事 (7) 災害発生の日から20日以内に着工する。 (4) 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 (9) 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 (1) 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区市町村等に委任する。 (4) 都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。	エ 建設工事 (7) 災害発生の日から20日以内に着工する。 (4) 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 (9) 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 (1) 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任する。 (4) 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
0766	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	2	賃貸型応急住宅	(2) 民間賃貸住宅の供給	(2) 賃貸型応急住宅
0767	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	3	公的住宅の活用による一時提供型住宅	(3) 公的住宅の活用	(3) 公的住宅の活用による一時提供型住宅
0768	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	4	応急仮設住宅の供給	1	供給の実施	5	入居者の募集・選定	(5) 入居者の募集・選定 ○ 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。 ○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。	(5) 入居者の募集・選定 ○ 割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。 ○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅が存する区市町村が入居者の選定を行う。 ○ なお、賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、区市町村への住宅の割り当ては実施しないが、募集・申込受付等は区市町村に依頼し、区市町村において所要の事務を行う。
0769	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	5	都営住宅の応急修理	-	-	-	-	都都市整備局	都住宅政策本部
0770	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	5	都営住宅の応急修理	-	-	-	-	○ 都及び東京都住宅供給公社は、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理に当たる。	○ 都及び東京都住宅供給公社は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理に当たる。
0771	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	6	建設資材等の調達	1	応急仮設住宅資材等の調達	-	-	都都市整備局	都住宅政策本部
0772	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	6	建設資材等の調達	1	応急仮設住宅資材等の調達	-	-	○ 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。	○ 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。
0773	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	6	建設資材等の調達	2	災害復旧用材(国有林材)の供給	-	-	○ 農林水産省(関東森林管理局)は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。	○ 農林水産省(関東森林管理局)は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用材(国有林材)の供給を行う。
0774	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	7	被災者の生活確保	1	生活相談	-	-	(新規)	都 ○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施
0775	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	7	被災者の生活確保	1	生活相談	-	-	都生活文化局 ○ 被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の対応を実施する。	都生活文化局 ○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応する。

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0776	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	7	被災者の生活確保	1	生活相談	-	-	区市町村 ○ 被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。	区市町村 ○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
0777	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	7	被災者の生活確保	1	生活相談	-	-	○ 都福祉保健局・区市町村は、自然災害により死亡した都民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。	○ 都福祉保健局・区市町村は、自然災害により死亡した都民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
0778	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	7	被災者の生活確保	1	生活相談	-	-	○ 日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。	○ 日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援品の配分を行う。
0779	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	7	被災者の生活確保	7	その他の生活確保	-	-	日本郵便 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。	日本郵便 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
0780	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	7	被災者の生活確保	7	その他の生活確保	-	-	NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ ○ 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することができる。 ○ 料金等の減免を行ったときは、ホームページ、関係の支店等に掲示する等の方法により、その旨を周知する。	NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ ○ NTT各社の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ○ 災害救助法適応地域のお客様の電話料金の支払期限の延長 ○ 料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等で関係の支店等に掲示する等の方法により、その旨を周知する。
0781	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	10	応急金融対策	4	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	-	-	関東財務局 日本銀行 1 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置をとるよう要請する。 (1) 預金通帳等を減紛失した預貯金者に対し預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。 (2) 預金者に対し定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。 (3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。 (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じた必要な措置をとること。 (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。 2 金融上の措置に関する広報 金融機関及び放送事業者と協力し速やかにその周知徹底を図る。	関東財務局 日本銀行 ○ 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置をとるよう要請する。
0782	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策		応急金融対策	4	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	-	-	(新規)	【預貯金取扱金融機関への要請】 ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。(①) ・ 届出の印鑑のない場合には、捺印にて応ずること。(②) ・ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。(③) ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。(④) ・ 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。(⑤)

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0783	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	10	応急金融対策	4	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	-	-	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷した紙幣や貨幣の引換えに配慮すること。(⑥) ・ 国債を紛失した場合の相談に配慮すること。(⑦) ・ 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。(⑧) ・ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に配慮すること。(⑨) ・ 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。(⑩)
0784	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	10	応急金融対策	4	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	-	-	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。(⑪) ・ ①～⑩にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(⑫) ・ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑬)
0785	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	10	応急金融対策	4	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	-	-	(新規)	<p>【証券会社等への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに配慮すること。(①) ・ 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。(②) ・ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに配慮すること。(③) ・ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(④) ・ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑤) ・ その他、顧客への対応について十分配慮すること。(⑥)
0786	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	10	応急金融対策	4	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	-	-	(新規)	<p>【生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。(①) ・ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。(②) ・ 生命保険料又は損害保険料の払戻については、契約者の被災状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。(③) ・ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。(④) ・ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑤)
0787	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	10	応急金融対策	4	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	-	-	(新規)	<p>【電子債権記録機関への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。(①) ・ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。(②) ・ 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。(③) ・ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(④)
0788	3	災害応急・復旧対策計画	11	応急生活対策	11	義援金の取扱い	2	東京都義援金配分委員会の設置	-	-	○ 委員会は、次の事項について審議し、決定する。	○ 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。
0789	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	4	救助法の適用手続	-	-	平成○年○月○日	令和○年○月○日
0790	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	5	救助の種類	-	-	(6) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	(削除)

東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）本冊 新旧対照表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0791	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	5	救助の種類	-	-	(7) 被災した住宅の応急修理 (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (9) 学用品の給与 (10) 埋葬	(6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬
0792	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	5	救助の種類	-	-	(11) 死体の捜索及び処理	(削除)
0793	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	5	救助の種類	-	-	(新規)	(10) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの
0794	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	4	従事命令等	2	従事命令を受けた者の実費弁償	-	-	2 従事命令を受けた者の実費弁償 平成26年度費用(円当)の限度額	2 従事命令を受けた者の実費弁償 令和2年度年度費用(円当)の限度額
0795	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	4	従事命令等	2	従事命令を受けた者の実費弁償	-	-	範囲 災害救助法施行令第10条第1号から第5号までに規定する者	範囲 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者
0796	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	4	従事命令等	2	従事命令を受けた者の実費弁償	-	-	1人1日当たり 医師……………21,300円以内 歯科医師……………20,500円以内 薬剤師……………17,900円以内 保健師、助産師、看護師…16,400円以内 土木・建築技術者……………15,800円以内 大工……………24,700円以内 など	1人1日当たり 医師……………21,300円以内 歯科医師……………20,500円以内 薬剤師……………17,700円以内 保健師、助産師、看護師…16,600円以内 土木・建築技術者……………16,000円以内 大工……………25,300円以内 など
0797	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	5	災害救助基金の運用	1	災害救助基金の積立	-	-	(注) 1 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額である。 2 平成25年度法定必要額は、108億2,281万8,615円である。	(注) 1 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額である。 2 平成30年度法定必要額は、140億7,701万8,400円である。
0798	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	5	災害救助基金の運用	2	災害救助基金の運用	-	-	2 災害救助基金の運用 (平成26年3月31日現在)	2 災害救助基金の運用 (平成31年3月31日現在)
0799	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	5	災害救助基金の運用	2	災害救助基金の運用	-	-	積立金 14,097,349,957円	積立金 18,187,246,680円
0800	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	5	災害救助基金の運用	2	災害救助基金の運用	-	-	内訳 預金等 9,210,572,641円	内訳 預金等 12,360,713,667円
0801	3	災害応急・復旧対策計画	12	災害救助法の適用	5	災害救助基金の運用	2	災害救助基金の運用	-	-	内訳 給与品 4,886,777,316円	内訳 給与品 5,826,533,013円
0802	3	災害応急・復旧対策計画	13	激甚災害の指定	-	-	-	-	-	-	○ 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。	○ 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。